

調整方針(案)一覧 (補助金、交付金等の取扱い)

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
交流促進賑わい創出事業補助金		市内で交流する人口の増加を促進し、にぎわいを創出する事業を対象とする。(28年度より施行)		【対象】 公益的市民活動団体 【補助金額等】 20万円を限度(補助対象金額の2分の1) 【国、県等からの財源】 市単独事業(まちづくり基金)	廃止。	自治基本条例により、本補助金の財源であるまちづくり基金については存続する方針としたが、まちづくり基金の設置を定めている、南足柄市自治基本条例については、行政改革の観点も踏まえながら、小田原市自治基本条例と調整していく必要がある。小田原市自治基本条例を存続させ、南足柄市自治基本条例が廃止となった場合には、まちづくり基金の使用用途の区分として定めている、南足柄市自治基本条例第8条「まちづくりの指針」についても廃止となる。そのため、「まちづくり基金」の制度についても見直す必要が生じ、基金を使用する事業についても精査する必要があるため、廃止とする。	事務量の削減に繋がるため、人件費の減。	活用を希望する団体に理解を得る必要がある。	011012
土地開発公社利子等補給金	土地開発公社が保有している事業用地に係る利子相当額や管理経費相当額を、利子等補給金として公社に交付し、公社保有地簿価の増加を抑制する。		【対象】 土地開発公社 【補助金額等】 事業用地に対する支払利息、諸経費相当額を利子等補給金として公社に交付 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	利子等補給金は、公社経営健全化計画に基づき、公社保有土地の簿価上昇を抑制するために平成22年度より交付している。公社保有の事業用地の簿価を固定し、市の公社に対する債務額を明確化するため、今後も補給金の交付により簿価上昇を抑制する。	公社保有の事業用地に係る簿価が固定されるため、市の将来負担額が明確化される。	特になし	022025
防犯灯整備費補助金	防犯灯の設置を促進し、補修・撤去に要する経費の軽減を図り、もって夜間における犯罪の発生防止に資する。		【対象】 防犯灯の設置、補修・撤去を行う自治会又は市長が認める団体 【補助金額等】(1灯につき) 平成27年度以降は防犯灯の設置及び管理を市で行っているため、予算なし。 平成26年度 柱からLED防犯灯(10w以上)新設 51,000円 柱からLED防犯灯(10w未満)新設 41,000円 東電柱等LED防犯灯(10w以上)共架新設 29,000円 東電柱等LED防犯灯(10w未満)共架新設 20,000円 LED防犯灯への付け替え(10w以上) 29,000円 LED防犯灯への付け替え(10w未満) 20,000円 補修・撤去費 9,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		廃止。	防犯灯の設置及び管理を市で行っていくため、要綱上を改正し防犯灯整備費補助金は廃止とする。	特になし。	特になし。	032021

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
防犯灯維持管理費補助金	自治会等の管理する防犯灯の維持管理に要する経費の軽減を図り、もって夜間における犯罪の発生防止に資する。		<p>【対象】 防犯灯の維持管理を行う自治会又は市長が認める団体。</p> <p>【補助金額等】(1年1灯につき) LED防犯灯 1,350円 蛍光灯等防犯灯 3,110円 水銀灯等防犯灯 6,450円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	本補助金は、ESCO事業での管理とすることができず、自治会の管理となってしまった防犯灯の電気料金等の維持管理を行うための補助金であり、バランスを考慮し、引き続き助成することとする。	自治会所有の防犯灯の電気料金相当を負担することで、バランスが保たれる。	経費削減にならないため将来的には、自治会所有の防犯灯を無くし、市が新たに設置する。	032022
交通指導隊活動助成金		交通指導隊の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。		<p>【対象】 交通指導隊</p> <p>【補助金額等】 21,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止。	南足柄市交通指導隊は、その活動内容が小田原市交通指導員とほぼ同様であり、交通指導隊を小田原市交通指導員に統合させることとなるため、交通指導隊への活動助成金は廃止とする。	費用の削減が図られる。	特になし。	032023
交通安全協会補助金	小田原交通安全協会は、小田原警察署をはじめ、行政(1市3町)、交通関係団体等と連携を図りながら、地域住民の交通安全意識の向上に努めている。市では、こうした交通安全協会の活動に対して補助金を支出している。		<p>【対象】 小田原交通安全協会</p> <p>【補助金額等】 605,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	交通安全協会は、交通安全思想の普及と交通道徳の高揚に努め、交通事故のない平和な社会の実現に寄与することを目的としており、交通安全啓発に必要な組織であることから、小田原市の方式を引き継ぐこととする。	特になし。	特になし。	032024
交通安全母の会連絡協議会補助金・活動助成金	各自治会連合会単位で、任意で活動している交通安全母の会の健全な運営を図るため補助金を交付している。活動内容としては、登校時の街頭監視、各季・各種交通安全運動への参加、市が実施する交通安全教室への協力等である。	交通安全母の会は、保育園・幼稚園に通園する園児の保護者によって構成されており、健全な運営を図るため補助金を交付している。活動内容は、保育園・幼稚園で交通安全教室を開催している	<p>【対象】 小田原市交通安全母の会連絡協議会</p> <p>【補助金額等】 298,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 交通安全母の会活動助成金</p> <p>【補助金額等】 50,400円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	現行どおりとする。	小田原市交通安全母の会連絡協議会と南足柄市交通安全母の会では、活動内容が異なるため、それぞれが存続することとなり、小田原市交通安全母の会連絡協議会補助金と交通安全母の会活動助成金の制度をそれぞれ継続する。	特になし。	特になし。	032025
交通安全対策協議会補助金・助成金	交通安全対策協議会の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。	交通安全対策協議会の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。	<p>【対象】 小田原市交通安全対策協議会</p> <p>【補助金額等】 230,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 南足柄市交通安全対策協議会</p> <p>【補助金額等】 100,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	新市として補助金(助成金)制度を再編する。	交通安全対策協議会は、市内における交通事故の状況をふまえ、交通の安全と円滑の確保に関し、関係行政機関及び団体の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的な対策を強力に推進することを目的としていることから、合併後の市の交通安全対策協議会に対し、補助金を一本化し、支出する。	協議会を一本化することにより、統一された交通安全啓発活動を行うことができる。	経費削減にならないため、将来的には合併後の市域での交通安全啓発活動や事業費(補助金の見直しを含め)を検討していく。	032026
小田原地方防犯協会補助金・足柄上地区防犯協会連合会助成金	小田原地方防犯協会の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。	足柄上地区防犯協会連合会の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。	<p>【対象】 小田原地方防犯協会</p> <p>【補助金額等】 予算内で市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 足柄上地区防犯協会連合会</p> <p>【補助金額等】 76,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原地方防犯協会補助金は、平成29年度から小田原地方防犯協会負担金として支出することとしており、南足柄市が小田原地方防犯協会へ編入すると想定し、引き続き負担金制度を継続する。	南足柄市が小田原地方防犯協会へ編入することで、スケールメリットが活かせる。	足柄上地区防犯協会連合会は5町での運営となるため、5町、小田原警察署及び松田警察署との調整が必須。	032027

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
小田原地方防犯協会小田原支部補助金・南足柄市防犯協会助成金	小田原地方防犯協会小田原支部の活動費を補助する。	足柄上地区防犯協会連合会の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。	【対象】 小田原地方防犯協会小田原支部 【補助金額等】 予算の範囲内 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市防犯協会 【補助金額等】 50,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原地方防犯協会小田原支部補助金は、平成29年度から小田原地方防犯協会から支出することとしているが、南足柄市が小田原地方防犯協会小田原支部へ編入すると想定し、その方式を継続する。	南足柄市が小田原地方防犯協会へ編入することで、スケールメリットが活かせる。	特になし。	032028
暫金時推進協議会助成金		暫金時推進協議会の健全な運営を図るため補助金を交付するもの。		【対象】 暫金時隊 【補助金額等】(1団体につき) 2,000円(各自治会単位 33団体) 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	自主防犯組織や防犯ボランティアに対する補助金を合併後の市全域に拡大させることは難しく、補助金を交付しない方針とする。	費用の削減が図られる。	暫金時推進協議会を構成する自主防犯組織の活動意欲が低下する可能性があるため、南足柄市の各自主防犯組織で構成される暫金時推進協議会の活動を活性化し、活動意欲の低下を防ぐ。	032029
神奈川県弁護士会法律援助事業補助金	神奈川県弁護士会が実施する各種の法律援助事業に関し、当会に対し補助する。金額は県内各市町村に人口割等による。	神奈川県弁護士会が実施する各種の法律援助事業に関し、当会に対し補助する。金額は県内各市町村に人口割等による。	【対象】 神奈川県弁護士会 県内の市町村が法律上の援助を要する者の権利を擁護し、もってその正義を確保することを目的とする。 事業 1 刑事被告人弁護援助事業 2 少年保護付添援助事業 3 子供に対する法律援助事業を行っている。 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 神奈川県弁護士会 県内の市町村が法律上の援助を要する者の権利を擁護し、もってその正義を確保することを目的とする。 事業 1 刑事被告人弁護援助事業 2 少年保護付添援助事業 3 子供に対する法律援助事業 【補助金額等】 市長がその都度定めるもの 【国、県等からの財源】 市単独事業	合併後の市として補助金(助成金)制度を整える。	神奈川県弁護士会の補助金要望が市町村の人口割等で計算されるため。	特になし。	経費削減にならない。	032031
南足柄市自治会空き家環境整備事業助成金		定住の促進を図るため、空き家の購入又は賃貸借を希望する者を募集する空き家に係る環境整備事業を実施した自治会に対し、自治会空き家環境整備事業助成金を交付する。		【対象】 (1)敷地内の草刈り、清掃作業及び危険物の除去並びに樹木の枝打ち及び消毒に関する事業 (2)空き家に係る入居希望者を募集するにあたり、市長が必要と認める事業 【補助金額等】 一年度における経費を合算した額の2分の1(千円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額)とし、その額が10万円を超える場合は、10万円を限度とする。なお、一年度における一自治会に対する助成金の額は、10万円を限度とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止	南足柄市だけの事務事業であるが、実績もなく、予算額も少ないため。	特になし	特になし	032037
自治会活動推進費補助金・自治会長連絡協議会活動助成金	小田原市自治会総連合が主催する各種事業及び26地区の自治会連合会への補助金など、自治会総連合及び各地区自治会連合会、各自治会の活性化を促進する。	南足柄市内の34自治会長で構成する自治会長連絡協議会(自治連)が行う、会議運営や研修会、美化デーなどの事業の実施に対する補助金として交付し、地域社会の向上及び住民福祉の増進に寄与する。	【対象】 小田原市自治会総連合 【補助金額等】 2,850,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市自治会長連絡協議会 【補助金額等】 417,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	両市の自治会組織の一体化を働きかけ、補助金を合算して支給する。	これまでの自治会組織への補助を維持する。	特になし。	特になし。	033028

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
自治会組織活動交付金		市内の各自治会へ交付金を交付することにより、自治会の活動及び組織の充実と、地域活性化を支援する。		<p>【対象】 市内34自治会</p> <p>【補助金額等】 均等割・・・@175,000円 世帯割・・・@590円 組割・・・@3,740円 未加入世帯(自治会の協力による広報誌配付)...@400円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	現行どおりとする。 当分の間、現南足柄市の区域で交付金を継続する。	南足柄市の自治会の活動資金が急激に減らないよう、当分の間現在の制度を継続する。将来的には、小田原市の事務処理方法である、行政事務委託事業として整理する	特になし。	特になし。	033029
コミュニティ助成事業補助金	一般財団法人自治総合センターの「コミュニティ助成事業助成金」を特定財源にして、小田原市自治会総連合に対し、コミュニティ助成事業補助金を交付する。	一般財団法人自治総合センターの「コミュニティ助成事業助成金」を特定財源にして、自治会に対し、コミュニティ助成事業補助金を交付する。	<p>【対象】 小田原市自治会総連合</p> <p>【補助金額等】 上限2,500,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 財源率100%(一般財団法人自治総合センター)</p>	<p>【対象】 自治会</p> <p>【補助金額等】 上限2,500,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 財源率100%(一般財団法人自治総合センター)</p>	現行どおりとする。	同じ事務内容のためそのまま統合する。助成対象については検討を要する。	特になし。	特になし。	033030
市民活動応援補助金・公益的市民活動助成金	市民活動団体が行う公益性の高い事業に対する財政的支援として、市民活動応援補助金を交付する。	市民活動団体が行う公益性の高い事業に対する財政的支援として、公益的市民活動助成金を交付する。	<p>【対象】 スタートアップコース 地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体が新たに取り組む事業(1回) ステップアップコース 地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体がこれまで行ってきた活動の拡充または更なる発展を図ろうとする事業(3回まで)</p> <p>【補助金額等】 スタートアップコース 上限10万円 ステップアップコース ・プランA 他の補助金等を控除した額の70%以下で20万円を上限 ・プランB 他の補助金等を控除した額の50%以下で30万円を上限</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 初期コース 公益的市民活動団体の自立を支援する。前年度創設された事業。1回限り。 育成コース 公益的市民活動団体の自立・育成を支援する。3年前以降に創設された事業に対し2回まで。 継続コース 活動が継続できるようにするため3年前の3月31日までに創設された事業で3回まで。</p> <p>【補助金額等】 初期コース 上限10万円 育成コース 事業費から収入、他の補助金等を控除した額(上限5万円) 継続コース 事業費から収入、他の補助金等を控除した額の1/2(上限5万円)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	利用ニーズ、実績の多い小田原市の方式を適用する。	市民ニーズに対する対応が確保でき、市民活動の推進につながる。	特になし。	033031
ウルトラ元気な街づくり助成金		市民活動団体が行う公益性の高い事業に対する財政的支援として、公共的団体等運営補助金を交付する。		<p>【対象】 交付団体及び補助金額は市長がその都度定める。</p> <p>【補助金額等】 事業内容により決定する。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止。	近隣市でも実施しておらず、単年度実施した事業で効果が疑問があることから、事務や経費の節減を図るため廃止する。	事務の軽減、経費の節減を図れる。	今後、同様のニーズへの対応がなくなるため、イベント等で感謝の意を伝える。	033032
人権擁護委員会補助金	人権擁護委員会の活動に対する補助金	人権擁護委員会の活動に対する補助金	<p>【対象】 1 自由人権思想に関する啓発宣伝 2 人権侵犯事件の調査、情報収集及び相談活動 3 関係行政機関との連絡協議会への参加 4 その他人権の擁護を図るために実施する事業</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 1 自由人権思想に関する啓発宣伝 2 人権侵犯事件の調査、情報収集及び相談活動 3 関係行政機関との連絡協議会への参加 4 その他人権の擁護を図るために実施する事業</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。 両市の団体が統合され、新しい団体を組織した場合、小田原市の事務処理方式を適用し、西湘二宮人権擁護委員協議会の分担金に相当する額に加えて、現行の自主事業が実施できる額を支出する。	小田原市の事務処理方式を適用し、西湘二宮人権擁護委員協議会の分担金は新市人権擁護委員会が負担すべきものとし、分担金に相当する額を含めて補助金を支出する。	西湘二宮人権擁護委員協議会の構成員として、市人権擁護委員会が協議会への分担金を直接支出することができる。	西湘二宮人権擁護委員協議会への分担金の増減により、市人権擁護委員会の活動に対する実質の補助額が変わってしまう可能性があるため、西湘二宮人権擁護委員協議会への分担金の額にかかわらず、市人権擁護委員会に対し、自主事業を実施できるだけの一定額の補助ができるよう努める。	033033

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
保護司会活動補助金	小田原地区保護司会の活動に対する補助金	南足柄市保護司連絡会の活動に対する補助金	【対象】 小田原地区保護司会 事業 犯罪非行防止活動  【補助金額等】 総事業費から、会費、寄付金、その他雑入で賄う経費を除く事務費、及び事業費(慶弔費及び雑費を除く。)の100%以内で、予算の範囲内において市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市保護司連絡会 事業 犯罪非行防止活動及び研修  【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業	両市の団体が統合され、新しい団体を組織した場合、両市の補助金額の合計程度の額を支出する。	近隣他市に比べて交付金額が少ないため、両市の補助金額の合計程度の額は確保する。	現行の活動水準が維持できる。	経費の削減につながらないため、既存の活動を精査した上で、安全・安心なまちづくりに関する活動等の新たな活動を展開するなどなどを通して、補助事業の効果充実を図る。	033035
市更生保護女性会補助金		南足柄地区更生保護女性会の活動に対する補助金		【対象】 犯罪者の更生保護並びに非行防止活動への協力  【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	小田原市及び近隣他市の水準を適用し廃止する。	現在の補助額がなくなり、市の財政的負担が減る。	現在の更生保護女性会に対する補助がなくなる(南足柄市)現在、南足柄市が行っている活動の運営範囲が限られる。	033037
小田原市配偶者暴力被害者等緊急一時保護費	配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)等の家庭内暴力等から緊急に避難し、保護が必要と認められる者等に対し、宿泊等に要する費用として支給する緊急一時保護費。		【対象】 緊急に避難する必要がある被害者及びその同伴する家族に、宿泊費、食費、交通費を支給  【補助金額等】 宿泊費 1日1人につき6,000円を限度。支給日数は2日を限度。 食費 1日1人につき1,500円を限度。支給日数は2日を限度。 交通費 宿泊施設等までの交通費として、1人1回につき1,000円を限度額として実費支給。  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	万が一に備える経費であり、近隣他市でも、当該緊急一時保護費の導入を検討しているところもあるため、事業を継続する。	一時保護施設の利用が速やかにできない場合に、施設利用ができるまでの間、安全な避難先の提供等ができる。	一時保護施設が速やかに利用できない場合に、施設利用ができるまでの間の安全な避難先を確保するのが困難になるため、友人の家等、当座安全な場所がないか被害者と調整を図る。	033038
人権啓発活動事業費等補助金	人権諸問題の解決に向け、人権の擁護及び確立を目指すことを目的として組織された本市に活動の拠点を置く団体及び本市と協力して市内外で活動する団体が行う人権啓発活動に対し補助を行う。	人権諸問題の解決に向け、人権の擁護及び確立を目指すことを目的として組織された本市に活動の拠点を置く団体及び本市と協力して市内外で活動する団体が行う人権啓発活動に対し補助を行う。	【対象】 部落解放同盟神奈川県連合会小田原支部、全日本同和会神奈川県連合会小田原支部、神奈川県地域人権運動連合会小田原支部、社団法人 神奈川県人権センター、国連NGO 横浜国際人権センター  【補助金額等】 支出額から収入額を差し引いた額以内で、予算の範囲内において市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 社団法人 神奈川県人権センター、国連NGO 横浜国際人権センター  【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	一市分として取り扱うものとする。	合算するより、市の経費負担が小さくなる。	団体の活動資金が減るため、対象事業の精査を行う。	033039
市民功労表彰に係るほう賞金 一般表彰に係る報償金	小田原市に関する学術、文化、教育、福祉等について、特別な研究を行い、または功績のあった個人・団体、国や世界レベルで大きな記録を樹立したり、成果を上げたりすることで市民に明るい希望と誇りを与え、小田原の名を高めた個人・団体を表彰する。	市の政治、経済、教育、文化、社会その他各般にわたって、市の発展に寄与し、又は市民の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって市政の伸展と民風の高揚を図ることを目的とする。	【対象】 特別な研究を行い、または功績のあった個人・団体、国や世界レベルで大きな記録を樹立したり、成果を上げたりすることで市民に明るい希望と誇りを与え、小田原の名を高めた個人・団体  【補助金額等】(1人につき) 功労賞 100,000円 栄誉賞 30,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 市の発展に寄与し、又は市民の模範と認められる行為があった者  【補助金額等】(1人につき) 一般表彰 7,560円相当の記念品  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	表彰者の推薦レベルが高い小田原市の水準を維持するため。	功労表彰を存続することで基金も存続できる。	これまでの南足柄市の表彰者の推薦レベルを若干上げる必要がある。推薦レベルに達しない場合は、各所管課での表彰制度で表彰する。	033044

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
自主防災組織等育成事業補助金	地域防災訓練開催事業と自主防災組織資機材整備事業(防災資機材購入)に対して補助金を交付する。	防災資機材購入等に対して補助金を交付する。	<p>【対象】 自治会連合会が実施する防災訓練事業、または自主防災組織(253自治会)が実施する防災資機材購入事業。</p> <p>【補助金額等】 交付限度額範囲内、自治会連合会及び自主防災組織に対し、各事業毎年度1回交付を限度とする。 防災訓練事業 構成世帯数により40,000~105,000円。 防災資機材購入事業 購入金額の5分の4。補助限度額は100世帯未満30,000円、150世帯増毎に10,000円増。</p> <p>【国、県等からの財源】 県補助あり</p>	<p>【対象】 地域の防災対策を確立するため自治会を単位として組織する自主防災組織(34自治会)で、市長に届出があり、平常時における防災知識の普及等や災害発生時の情報収集活動などを行うもの。</p> <p>【補助金額等】 1会計年度の防災資機材購入等に係る実支出額と別に定める1会計年度の補助対象限度額とを比較して少ない方の額に2分の1の率を乗じて得た額。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助率を基準とし、自主防災組織の防災力の向上が図られるよう、助成事業を継続していく。	補助率が高いため、各自主防災組織において、より充実した資機材の整備、更新が図られる。	経費が増加する。	041010
地震被害軽減促進事業補助金	危険な塀等の撤去を行う市民に対し、補助金を交付する。		<p>【対象】 道路に面した危険な塀等を撤去する工事。ただし、撤去跡地に塀を築造する場合は、道路面から40cm以内の高さの塀とする。</p> <p>【補助金額等】 道路に面する塀等の長さ1m(少数点以下切り捨て)当たり8,000円、限度額200,000円。</p> <p>【国、県等からの財源】 国庫補助あり</p>		廃止。	危険な塀等撤去に対する補助は、平成28年度までで終了とする。 耐震や防火等に寄与する新たな補助事業について検討したが、効果的な事業がないため、平成29年度から事業を廃止する。	経費や業務量の削減ができる。	地震被害を軽減する取り組みが進まないため、地震被害軽減を目的とした新たな補助事業について検討し、補助事業を実施する。	041011
戸別受信機設置補助金		南足柄市防災行政無線戸別受信機を設置するものに対し補助金を交付する。		<p>【対象】 市内に居住している者及び市内に事務所、事業所等を有する法人又は団体で、市の指定する戸別受信機を設置するもの。</p> <p>【補助金額等】 1,785,000円(平成27年度)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業、県支出金(1/3)</p>	廃止。	戸別受信機の購入に係る個人の負担金が高額であることから、さらなる普及が見込めない。	経費や業務量の軽減ができる。	戸別に配信できていた災害時等の情報が途絶、するため、戸別受信機の代替となる他の安価かつ確実な情報伝達手段の導入を検討する。	041012
小田原市消防団員互助会補助金	小田原市消防団員の福祉の増進を図るため、小田原市消防団員互助会が行なう事業に要する経費に対し補助金を交付する。		<p>【対象】 小田原市消防団員互助会(752人)</p> <p>【補助金額等】(1人につき) 1,300円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	現状の消防団員の福利厚生を維持する。	現状の消防団員の福利厚生維持が可能となる。	南足柄市消防団員は互助会がないため、1人につき1,700円の個人負担額が生じる。	042010
消防団交付金・消防団・本団・分団・部維持助成金	消防団が行なう事務、事業に要する経費に対し交付金を交付する。	消防団が行なう事務、事業に要する経費に対し交付金を交付する。	<p>【対象】 消防団本部及び各消防分団(団員数の加算有)</p> <p>【補助金額等】 消防団本部 75,000円 分団(23分団、752人) 75,000円 1分団につき 7,100円 1人につき</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 南足柄市消防団</p> <p>【補助金額等】 本団維持金(4人分) 254,200円 分団長維持金(9人分)、 285,950円 部維持金(28部) 2,353,450円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	交付金を分配し、消防団活動の充実化を図る。	団員数に応じた交付金の分配により、消防団装備等の平準化が図れる。 財政効果が見込まれる。	交付額が減額となる分団の消防団員の確保や消防団活動への影響が懸念されるため、年間事業計画等の見直しにより負担軽減をする。	042011

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
小田原映画祭開催事業費補助金	小田原映画祭開催のための事務及び事業に要する経費に対し、補助金を交付する。		<p>【対象】 小田原映画祭実行委員会事業 オープニング上映等、映画祭のシンボルイベントを実施する事業 ショートフィルムコンテストの開催に関わる事業 小田原ゆかりの作品の上映に関わる事業</p> <p>【補助金額等】 事業費の2分の1を上限、予算の範囲内</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。	文化振興及び市の魅力発信につながる市民による活動を継続的に支援する。	市民による文化活動を継続的に支援できる。	特になし。	051019
文化振興事業の参加者に対する祝い金	文化の振興を図るため、国又は地方公共団体が行う文化振興事業に参加した場合に祝い金を交付する。		<p>【対象】 市民及び本市を拠点に活動する団体</p> <p>【補助金額等】 国内の事業 個人5,000円 団体1人につき5,000円 上限30,000円 海外の事業 個人:派遣参加20,000円 任意参加10,000円 団体:予算の範囲内において市長が別に定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		廃止	文化の対象が不明確なため、また既知の団体のみが申請する状況が続いており、公平性が保たれないため。	市民に対する公平性が保てる。	既知の団体に対する周知が必要になるため、団体に対する説明を行っていく。	051020
文化団体事業費補助金	市民文化団体の活動を促進し、市民文化の高揚と振興に寄与することを目的に補助金を交付する。		<p>【対象】 小田原市文化連盟</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。 両市の団体が統合され、新しい団体を組織した場合、新たな水準で補助する。	団体の活動を促進するため、支援を継続する。団体数に応じて補助する。	補助金を交付することで、一体性を持った支援ができる。	特になし。	051021
小田原市民文化祭参加後援団体補助金	文化団体の市民文化祭への参加を促進し、市民文化の高揚と振興に寄与することを目的に補助金を交付する。		<p>【対象】 市民文化祭に参加し、市の後援を認められた団体・事業</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。 他の補助金等と合わせて新しい基準を検討する。	文化祭事業や団体のあり方と併せて、合併後3年を目処に検討する。	活動団体の自立が図られる。	文化祭全体の構成等を再検討する際に困難が予想されるため、文化祭開催について検討するとともに、補助金周知、金額の増加について検討する。	051022
海外姉妹都市青少年交流事業補助金	市内在住、在勤、在学の青少年を海外姉妹都市・チュラピスタ市に派遣し、ホームステイやボランティア活動を通し、国際的視野の拡大と相互理解の推進に役立てることを目的に補助金を交付する。		<p>【対象】 小田原市海外市民交流会の実施する青少年海外姉妹都市派遣事業及び受入事業</p> <p>【補助金額等】 事業費の50%以下</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	長年継続してきた交流を募集範囲、活動範囲を拡大し、さらに発展させることができる。	30年以上にわたる青少年交流を継続し、両市の交流がさらに深まる。	特になし。	051023

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
小田原海外市民交流会補助金・姉妹都市交流協会運営補助金	小田原海外市民交流会の発展を期するとともに、運営の円滑化を図ることを目的に補助金を交付する。	南足柄市姉妹都市交流協会に対し、その運営補助金を交付する。	【対象】 小田原海外市民交流会の運営を図るための補助金  【補助金額等】 総事業費の50%以下  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市姉妹都市交流協会の健全な運営を図るための補助金  【補助金額等】 1 事業費補助を基本とする。 2 補助する事業は、オランダ国やティルブルグ市を市民に広く紹介する事業や生涯学習となる事業等を基本とする。 3 交流団派遣事業、交流協会だより発行、研修会等は交流協会独自の事業と考え、補助対象外とする。 4 1から3までの考えを基本に、事業費計の2分の1を限度とし、予算の範囲内の額とする。  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	現行のまま引き継ぐが、姉妹都市のあり方も見ながら3年を目処に検討する。	長年にわたる友好関係を維持することができる。	新市の一体感を確保できない。	051024
テレビ共同受信施設利用組合助成金		南足柄市文化会館建設の影響で電波障害が生じた地域の難視聴対策として設立されたテレビ共同受信施設利用組合に対し助成金を交付する。		【対象】 テレビ共同受信施設利用組合 【補助金額等】 11,800円  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	テレビ共同受信施設利用組合の運営を支援するため、引続き組合運営費用の一部を助成する。	少額の助成金額で済む。	地デジ化に伴い、電波障害がなくなった組合員やケーブルテレビ加入により、組合を脱退する組合員がいるため、繰越金を取り崩して対応している状況であり、将来、繰越金が枯渇し、組合の運営が厳しくなる。	051025
小田原ゆかりの優れた建造物に係る補助金	小田原ゆかりの優れた建造物(以下「認定建造物」という。)の保存を図るため、認定建造物の保全等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		【対象】 1 認定建造物の認定時若しくは認定時と同程度の外観の保全に係る修理、修復、復元等の事業 2 認定建造物と一体的な景観をなす外構を整備する事業 3 認定建造物の防災のための施設を設置する事業 4 前3号に掲げるもののほか、特に市長の認める保全に関する事業  【補助金額等】 外観保全 補助対象事業費に1/2を乗じて得た額 300万円を限度 外構保全 補助対象事業費に1/2を乗じて得た額 150万円を限度 防災施設保全 補助対象事業費に3/4を乗じて得た額 30万円を限度 その他の保全 補助対象事業費に1/2を乗じて得た額 100万円を限度  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	小田原市内にある建築技術や意匠等の優れた、著名人にゆかりのある建造物の保存及び活用を図ることにより、個性的で魅力的な、うるおいのあるまちづくりの創造に資することを目的としており、この目的を達成するためには必要なものである。	本補助金を継続することにより、建造物の保存及び活用が図られ、個性的で魅力的な、潤いのあるまちづくりが推進できる。	特になし。	052008



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
文化財保存管理補助金・文化財保護事業補助金	文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化向上に資するため国又は地方公共団体以外の者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。(民俗芸能保存協会後継者育成事業費補助金を除く)	文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化向上に資するため国又は地方公共団体以外の者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	【対象】 小田原市に所在する文化財の保存、保護のための修理、補修及び公開その他文化財の活用を図る事業(登録有形文化財にあっては、保存修理に係る設計監理事業。)  【補助金額等】 次に掲げる文化財の区分に応じて当該各号に定める額を上限として予算の範囲内において市長が定める額。 1 市指定文化財 補助事業経費の2分の1 2 国指定文化財及び登録有形文化財 補助事業経費の6分の1 3 県指定文化財 補助事業経費の4分の1 4 前3号に掲げるもの以外の文化財であって教育委員会が認めるもの 補助事業経費の2分の1  【国、県等からの財源】 国指定・登録 国1/2、県1/6、市1/6(国・県は直接補助) 県指定 県1/2、市1/4(県は直接補助) 市指定 単独	【対象】 南足柄市に所在する市指定文化財の所有者等が行う文化財保護事業  【補助金額等】 次に掲げる文化財の区分に応じて当該各号に定める額を上限として予算の範囲内において市長が定める額。 1 市指定文化財 補助事業経費の1/2  【国、県等からの財源】 県指定 県1/2(県指定に対する市からの補助はなし) 市指定 単独	小田原市の事務処理方式を適用する。	他市の事例も踏まえ、国・県・市の指定文化財に対し補助金を交付する。	国・県指定文化財に対する補助を行うことにより、文化財保護の推進が図られる。	南足柄市の県指定文化財10件が新たに補助対象となることにより、補助金額が増加となるため、修理等の希望が多かった場合、その緊急度等の優先順位を踏まえ調整を図り、補助金額の平準化を図る。	052009
指定文化財等管理奨励金 市指定文化財保存管理奨励金	個人等で管理している市指定文化財(ただし無形文化財については、国・県指定も含む)若しくは、それに準ずる文化財の管理者に対して奨励金を支出する。	個人等で管理している市指定文化財の所有者等に対して奨励金を支出する。	【対象】 市指定文化財等を管理している者  【補助金額等】 別添資料参照  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 市指定文化財等を管理している者又は保持している者  【補助金額等】 別添資料参照  【国、県等からの財源】 市単独事業	新たな水準に再編する。  【補助金額等】 別添資料参照	補助金単価については、両市の基準単価に差があるため、支給総額を小田原市の基準(単価の割合)で配分し新たな単価を設定する。 なお、単価変動の緩和措置として3年間の経過措置を設ける。	両市の奨励金額を統一することで、公平性が保たれる。	南足柄市の一部の奨励金が減額となるため、3年間の経過措置を設け、理解を求める。	052010
小田原民俗芸能保存協会補助金・社会教育関係団体補助金	民俗芸能の保存、普及並びに後継者育成を目的に組織されている小田原民俗芸能保存協会の後継者育成事業に対し補助を行う。	社会教育の発展を図るため、文化財の保護を主たる目的とする団体等に対し補助を行う。	【対象】 小田原民俗芸能保存協会  【補助金額等】 事業総額の2分の1以内  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 足柄ささら踊保存会、相模人形芝居足柄座  【補助金額等】 予算の範囲内において交付する。 72,000円(足柄ささら踊保存会:36,000円、相模人形芝居足柄座:36,000円)  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。 小田原民俗芸能保存協会への補助金は現行のままとする。 社会教育関係団体補助金2団体への補助は廃止し、管理奨励金に振り替える。	南足柄市の2団体に小田原民俗芸能保存協会への加入を促す。 小田原民俗芸能保存協会への補助金は、現状を維持する。 また、2団体への社会教育関係団体補助金は、財源を管理奨励金へ移して交付する。(金額は調整) 以上の方向で関係団体と協議する。	個別団体への補助金を廃止することにより、公平性が図れる。 南足柄市の2団体には、補助金に変わり管理奨励金を交付することで代替案を示すことができる。	小田原民俗芸能保存協会の加盟団体数の増加に伴う補助金額の増加がない。 小田原民俗芸能保存協会に説明し理解を求める。	052012
体育協会補助金	公益財団法人小田原市体育協会に補助金を支出し、活動を支援する。	南足柄市体育協会に補助金を支出し、活動を支援する。南足柄市における社会教育の発展を図るため、社会教育法に規程する社会教育関係団体が行う事業に要する経費の一部を助成する。	【対象】 公益財団法人小田原市体育協会  【補助金額等】 55,489,000円(平成27年度決算)  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市体育協会  【補助金額等】 600,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業	(公財)小田原市体育協会に両市の補助金を合算して交付する。	法人格のある(公財)小田原市体育協会に、現在南足柄市と南足柄市体育協会が共催している事業についても当面原則的に引き継いで実施していくことを含めて、団体のあり方についての検討を働きかけるとしていることから、補助金については原則合算して交付するが、事業費については委託料も含めて調整する。	合併後の市域で一体感のある事業展開が期待できる。	ただちに補助金の削減にはつながらないため、事業の効率的な運営を体育協会に働きかけていく。	054017

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
スポーツ振興祝い金	要綱に基づき、国又は地方公共団体が行うスポーツ振興事業に参加する市民及び市民団体に祝い金を交付する。		<p>【対象】 以下の事業に参加する場合 (1)国内において行われる全国規模の事業(予選会又は選考会を経た後に行われる事業に限る) (2)海外において行われる事業であって、国又は国際的な機関が主催するもの (3)海外とのスポーツ交流又は海外教育事業等の事業であって、国又は地方公共団体が主催するもの</p> <p>【補助金額等】 国内大会 個人3,000円 団体30,000円を上限 国際大会 個人20,000円 団体 予算内で市長が別に定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、このタイミングで祝い金を廃止するのは得策でないと考え、小田原市の水準で制度を存続する。	スポーツ振興に対する市の姿勢を見せることができる。	経費を削減できないが、財源確保について調査研究する。	054018
スポーツ推進委員協議会事業費補助金・活動助成金	小田原市スポーツ推進委員協議会事業費補助金 他市町村との交流研修やニュースポーツの普及・推進事業の一部として補助金を交付。	南足柄市スポーツ推進委員協議会活動助成金。 南足柄市における社会教育の発展を図るため、社会教育法に規定する社会教育関係団体が行う事業に要する経費の一部を助成する。南足柄市スポーツ推進委員協議会に活動助成金として補助金を支出。	<p>【対象】 小田原市スポーツ推進委員協議会</p> <p>【補助金額等】 114,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 南足柄市スポーツ推進委員協議会</p> <p>【補助金額等】 80,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	補助金交付額は両市の補助金・交付金の合計額とする。	小田原市の委員は各連合自治会区から選出されるため、ただちに減員は難しい。南足柄市域を大きな連合自治会区と捉え、委員数は合算、協議会への補助金額も合算とする。	市のスポーツ振興において重要な役割を担うスポーツ推進委員協議会に今までどおり活動助成を行える。	合併によるコスト削減の効果は得られない。	054019
金太郎ウォーク補助金		金太郎ウォークに対する補助金。 大会の開催経費として、金太郎ウォーク実行委員会へ補助金を支出する。		<p>【対象】 金太郎ウォーク実行委員会</p> <p>【補助金額等】 300,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止。	同時期の大会であり、南足柄市域に現在コース設定を行っていない、城下町おだわらツアー・マーチ等と一本化して実施する。	事務の効率化。	大会に思い入れのある参加者、関係者には不満が出る可能性があるため、丁寧に説明する。	054022
社会教育関係団体等補助金		社会教育関係団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。		<p>【対象】 南足柄市PTA連絡協議会、南足柄市立幼稚園PTA連絡協議会</p> <p>【補助金額等】 南足柄市PTA連絡協議会 20,000円 南足柄市立幼稚園PTA連絡協議会 15,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止。	南足柄市PTA連絡協議会への補助金については、PTA研修会の委託料に統合する。南足柄市立幼稚園PTA連絡協議会への補助金については廃止する。	経費削減	南足柄市立幼稚園PTA連絡協議会への補助金を廃止することにより、活動の水準が低下する可能性があるため、人的支援を増やす。	055026

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
地区公民館活動費補助金・自治会公民館活動等助成金	小田原市公民館連絡協議会に加入する地区公民館に対し、講習会、実習会、展覧会等の事業費の一部を補助する。	講演会、講座、教室、スポーツ大会等を開催した自治会に対し、予算の範囲内において自治会公民館活動助成金を交付する。	<p>【対象】 小田原市公民館連絡協議会に加入し、講習会、実習会、展覧会等の事業を実施している地区公民館</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 平成28年度 均等割11,400円、世帯割19円@1世帯</p>	<p>【対象】 南足柄市の全自治会(34自治会)</p> <p>【補助金額等】(別添資料参照) 次に掲げる額の合計額 1 5,000円以上の謝礼を支払い講演会、講座等を開催した場合は5,000円。ただし、1年度に1回までとする。 2 運動会を開催した場合は7,000円。ただし、1年度に1回までとする。 3 予算で定める均等割額 均等割 予算額の50%を均等に配分 世帯割 予算額の25%を世帯数に応じて配分 事業割 予算額の25%を公民館活動実績に応じて配分(講師謝礼5,000円、運動会助成金7,000円を含む) 4 助成金の交付を受ける年度の10月1日における自治会の世帯数及び自治会公民館活動の実績を考慮し、市長がその都度定める額。 平成28年度予算 均等割総額630,000円、世帯割総額315,000円、事業割総額315,000円(1)、(2)含む</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	補助金算定基準項目が少ない小田原市の補助内容を適用することで、事務処理時間及び補助金額の削減を図る。	事務の簡素化により事務処理時間と補助金額が削減できる	南足柄市は補助金額が半減することから、公民館活動の減少や衰退等の可能性がある。	055027
地区公民館建設費・修繕費補助金・自治会公民館等新增改築補修等事業補助金	地区公民館を所管する自治会その他の団体に対し、新築、改築、増築、買収及び既存建物の修繕に係る費用の一部を補助する。	自治会公民館の新築、増築、改築、補修等の請負工事又は耐震診断を発注する自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	<p>【対象】 地区公民館を所管し、新築、改築、増築、買収及び既存建物の修繕を実施する自治会その他の団体</p> <p>【補助金額等】(別添資料参照) 小田原市地区公民館建設費補助金、小田原市地区公民館修繕費補助金 追加資料のとおり コミュニティ助成事業に認定された小田原市地区公民館建設費補助金 コミュニティ助成事業実施要綱のとおり(平成28年度:対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。上限1,500万円)</p>	<p>【対象】 南足柄市の全自治会(34自治会)のうち要望する自治会</p> <p>【補助金額等】(別添資料参照) 自治会公民館等新增改築補修等事業補助金 別紙追加資料のとおり コミュニティ助成事業に認定された場合 コミュニティ助成事業実施要綱のとおり(平成28年度:対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。上限1,500万円)</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	補助対象項目が少ない小田原市の補助基準を適用することで、事務量の削減を図る。	事務量の削減を図ることができる。補助対象下限額が上がることで(3万円以上 50万円以上)小規模補修工事の要望が削減できる。	小田原市補助対象金額を適用することにより(小田原市:50万円以上300万円以内、南足柄市:3万円以上200万円以内)、南足柄市域の要望額が増加する可能性がある。また、補助対象項目の変更により自治会が混乱する可能性があるため、事前周知の徹底を図る。	055028
			【国、県等からの財源】 市単独事業	【国、県等からの財源】 市単独事業					

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
自治会公民館等維持管理事業補助金		自治会自ら無償で労力を提供して行う自治会公民館等の屋根、外壁等の塗装その他の維持管理事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		<p>【対象】南足柄市の全自治会(34自治会)のうち要望する自治会</p> <p>【補助金額等】当該事業を行う上で必要な材料の購入に要する費用の額以内の額とし、市長が定める額(実質100%補助)</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>	廃止。	小田原市に当該補助金がないことや対象事業金額が少額で要望も少ないことから廃止する。	補助金や事務事業の削減を図ることができる。	原材料支給で対応してきた補修工事等を、修繕費補助金を利用して業者施工に変更することで修繕費補助金が増加する可能性があるため事前周知を徹底する。	055029
自治会公民館等敷地利補助金	<p>【参考】小田原市市税条例及び減免事務取扱要領により、減免申請を提出している一部の公民館の土地の固定資産税・都市計画税を免除している。</p>	固定資産税又は都市計画税が課税されている土地に自治会公民館等が設置されている自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		<p>【対象】南足柄市の25自治会(市有地、境内地に自治会公民館等が設置されている9自治会を除く)</p> <p>【補助金額等】自治会公民館等が設置されている土地に係る固定資産税及び都市計画税並びに借地料を考慮し、市長がその都度定める。(実質、固定資産税、都市計画税の100%補助)</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>	小田原市の事務処理方法を適用する。 小田原市市税条例と減免事務取扱要領の減免対象を南足柄市域の公民館へ拡大し、小田原市の事務処理方法を適用する。	課税されている公民館用地に対して小田原市市税条例及び減免事務取扱要領を適用することで、固定資産税・都市計画税を減免し、税補てんのため支出していた敷地利補助金を廃止する。	補助金額が削減できる。補助金交付に関する事務を削減できる。	各自治会から市税減免申請書を提出してもらう必要がある。全ての公民館の土地の固定資産税・都市計画税を減免適用にすることで大幅な税収減となる。  自治会への減免申請を促す、事前周知の徹底を図る。	055030
地球温暖化対策推進事業費補助金	地球温暖化対策事業として、太陽エネルギーの変換効率に優れた住宅用太陽熱利用システムと、CO2削減に効果のある家庭用燃料電池システム及びネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの導入に対し補助金を交付する。		<p>【対象】一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品(BL部品)の認定を受けたもの 一般社団法人燃料電池普及協会(FCA)が指定しているもの 一般社団法人環境共創イニシアチブの実施する補助金の交付決定を受けたもの、～共通 自ら居住する住宅の新築等に設備を設置すること</p> <p>【補助金額等】 強制循環型 80,000円 自然循環型 40,000円 50,000円 100,000円</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>		小田原市の事務処理方法を適用する。	再生可能エネルギーの利用、省エネルギー化の推進に資する機器の導入が、住宅部門において促進されることにより、市域全体のCO2排出量が削減され、低炭素社会に向けたまちづくりを進める必要があるため。	再生可能エネルギーの利用、省エネルギー化の推進に資する機器の導入が、住宅部門において促進されることにより、地域経済の活性化とともに、市域全体のCO2排出量が削減され、低炭素社会に向けたまちづくりが進められる。	特になし。	061007
再生可能エネルギー事業奨励金	再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例に基づき、国の固定価格買取制度を活用し、事業の用として再生可能エネルギー発電設備を用いて行う発電事業について、奨励金の交付を行う。 再生可能エネルギー事業 市民参加型再生可能エネルギー事業		<p>【対象】償却資産課税台帳に再生可能エネルギー事業の認定発電設備の所有者として登録されている市内事業者 に加え、広く市民が参加し、地域の防災対策を推進し、地域経済を活性化し、継続可能な事業</p> <p>【補助金額等】 対象設備に係る交付申請した年度の償却資産の固定資産税相当分(交付期間3年) 対象設備に係る交付申請した年度の償却資産(交付期間5年)及び土地(交付期間10年間、市街化調整区域のみ対象)の固定資産税相当分</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>		小田原市の事務処理方法を適用する。	国の固定価格買取制度を利用して、事業の用として再生可能エネルギー発電設備を用いて行う発電事業に対して、事業開始の初期段階に要する費用の軽減を図ることにより、再生可能エネルギー導入を促進することができる。	再生可能エネルギー導入を促進することができる。	対象区域が広くなるため、予算の増額が必要となる。	061008
希少な植物移植地維持管理奨励金	メダカの生息地周辺に自生している絶滅危惧種に指定されている希少な植物が、沿道サービス施設の建設等により除去され消失しないように、鬼柳地区の一部の農地を、これらの植物の移植地として管理している者に対し奨励金を支出する。		<p>【対象】メダカの生息地周辺に自生している絶滅危惧種に指定されている希少な植物が、沿道サービス施設の建設等により除去され消失しないように、鬼柳地区の一部の農地を、これらの植物の移植地として管理している者</p> <p>【補助金額等】80,000円</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>		現行どおりとする。	類似団体においては、このような奨励金を支出しているところは見当たらないが、小田原市独自の事業として、メダカの生息地周辺に自生している絶滅危惧種に指定されている希少な植物が、沿道サービス施設の建設等により除去され消失しないようにする必要がありと考えるため。	現行どおり奨励金を支出することで、移植地を管理している者の負担を軽減し、絶滅危惧種に指定されている希少な植物を保護することができる。	特になし	061009

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
メダカビオトープ奨励金	都市計画道路小田原大井線の整備に伴いメダカの生息地が一部消失したことから整備をしたメダカビオトープの維持管理主体者に奨励金を支出する。		【対象】 整備をしたメダカビオトープの維持管理の主体者 【補助金額等】 80,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	類似団体においては、このような奨励金を支出しているところは見当たらないが、小田原市独自の事業として、都市計画道路小田原大井線の整備に伴いメダカの生息地が一部消失したことから整備をしたメダカビオトープの維持管理が必要となるため。	現行どおり奨励金を支出することで、ビオトープ維持管理者の負担を軽減し、メダカビオトープが定期的に維持されることで、メダカの保護が図られる。	特になし	061010
保存樹に対する奨励金	健全で美観上優れる樹木・樹林(保存樹・保存樹林)に対し奨励金を交付する。		【対象】 保存樹又は保存樹林の所有者 【補助金額等】 保存樹(1本につき) 3,000円 保存樹林 900円(生けがきをなす場合、生けがきをなす片側面積10㎡につき) 800円(その他の場合100㎡につき) 【国、県等からの財源】 市単独事業		廃止	合併後の市の経費削減や行革の観点から廃止する。	経費が削減できる。	樹木の伐採が進む恐れがある。	061011
和留沢地区水道施設整備費補助金	和留沢地区における安定した生活用水や安全な飲料水の確保のため、当該地区の水道施設の整備を促進し、給水区域内の住民の公衆衛生及び生活環境の向上を図る。		【対象】 和留沢水道組合 【補助金額等】 予算の定める額を上限とし、補助対象事業に係る経費に施設区分に応じた補助率を乗じて得た額。なお1,000円未満の端数は切り捨てる。 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	毎年、定例的に交付される補助金ではなく、突発的な設備故障で高額な修繕に対する補助金であり、和留沢地区における安定した生活用水や安全な飲料水の確保に必要なため。	和留沢地区における安定した生活用水や安全な飲料水が確保され、住民の公衆衛生及び生活環境の向上が図られる。	特になし。	061012

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
合併処理浄化槽(設置)整備費補助金	循環型社会形成推進交付金要綱に基づき、合併処理浄化槽への転換事業に対し補助金を交付する。水源税を用いて実施した河川・水路等の整備と併せて行う生活排水対策事業に関しては、補助金を上乗せする。	循環型社会形成推進交付金要綱に基づき、合併処理浄化槽への転換事業に対し補助金を交付する。水源税を用いて実施した河川・水路等の整備と併せて行う生活排水対策事業に関しては、補助金を上乗せする。	<p>【対象】 市街化調整区域または、下水道整備計画区域の弾力的な対応を行う区域の一部であること 浄化槽法に基づく設置の届出の受理書の交付をうけていること 合併処理浄化槽を適切に維持管理できること 専用住宅に設置するものであること 暴力団員ではないこと 市税の滞納がないこと 建築確認申請を伴わない設置であること 設置する合併処理浄化槽は、浄化槽法に基づく構造基準に適合していること 水源環境保全・再生市町村補助金対象者になる場合は、水源税を用いて実施した河川・水路等の整備区間へ生活排水を放流していること。</p>	<p>【対象】 市街化調整区域または、その他市長が特に定めた区域であること 浄化槽法に基づく設置の届出の受理書の交付をうけていること 合併処理浄化槽を適切に維持管理できること 専用住宅に設置するものであること 建築確認申請を伴わない設置であること 設置する合併処理浄化槽は、浄化槽法に基づく構造基準に適合していること 水源環境保全・再生市町村補助金対象者になる場合は、水源税を用いて実施した河川・水路等の整備区間へ生活排水を放流していること。</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	耐用年数を超える既設単独処理浄化槽に関しても、撤去費用を交付することで合併処理浄化槽への転換を促進する。	撤去費用の補助対象を拡大することで、対象区域の合併処理浄化槽への転換が促進される	特になし。	061013
			<p>【補助金額等】 【水源環境保全・再生市町村補助金対象者以外】 本体設置費 5人槽:332,000円、7人槽:414,000円、10人槽:548,000円 既設単独処理浄化槽撤去費:90,000円 下水道法第5条第1号に規定する予定処理区域外の場合が対象 本体設置及び既設単独処理浄化槽撤去に要した費用が上記を超えない場合は、要した費用額。 【水源環境保全・再生市町村補助金対象者】 本体設置費 5人槽:581,000円、7人槽:724,000円、10人槽:959,000円 付帯工事費(既設浄化槽等の撤去費及び新設浄化槽設置に伴う配管工事等経費) 5人槽:200,000円、7人槽:250,000円、10人槽:300,000円 設置奨励金:300,000円</p>	<p>【補助金額等】 本体設置費 5人槽:332,000円、7人槽:414,000円、10人槽:548,000円 既設単独処理浄化槽撤去費:90,000円 酒匂川流域関連南足柄公共下水道事業全体計画区域外であること 30年を経過していない既設単独処理浄化槽であること 本体設置及び既設単独処理浄化槽撤去に要した費用が上記を超えない場合は、要した費用額。</p>					
			<p>【国、県等からの財源】 【水源環境保全・再生市町村補助金対象者以外】 本体設置補助及び既存単独処理浄化槽撤去費 国:循環型社会形成推進交付金から1/3 県:神奈川県浄化槽整備事業補助金から1/3 市:小田原市合併処理浄化槽整備費補助金から1/3 【水源環境保全・再生市町村補助金対象者】 本体設置補助 国:循環型社会形成推進交付金から1/3 県:神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金から1/2 市:小田原市合併処理浄化槽整備費補助金から1/6 付帯工事費 県:神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金単独 設置奨励金 県:神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金単独</p>	<p>【国、県等からの財源】 国:循環型社会形成推進交付金 県:神奈川県浄化槽整備事業補助金、神奈川県水源環境保全・再生補助金</p>					

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
環境美化週間事業実行委員会補助金		南足柄市美しい環境をつくる条例に基づき、6月第三週に、市民、事業者及び市民団体が協働して環境の保全について考える環境フェアを開催するため南足柄市環境美化週間事業実行委員会に補助金を支出する。		<p>【対象】 環境美化週間事業実行委員会</p> <p>【補助金額等】 90,000円(平成27年度) 80,000円(平成28年度)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止。	初期の役割は果たしており、他の環境保全意識向上に資する事業で対応できるため。	経費の削減が図られる。	市民等への意識啓発の機会が減少するため、他の環境意識啓発事業で補う。	061014
美化清掃車両助成金		地域の環境美化の推進を図るため、自治会、子供会等が実施する美化清掃に伴い、廃棄物を運搬する車両に対して助成を行う。		<p>【対象】 美化清掃を実施した自治会、子供会等</p> <p>【補助金額等】 1,800円(1回の美化清掃に使用した車両1台につき) 1回の美化清掃で5台を限度</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止	合併後の市において、廃棄物の回収を直営で行うことができるため。	特になし	廃棄物の回収を直営で行うことにより、人件費の増が見込まれる。	061015
野良猫の去勢・不妊手術費補助金	野良猫を保護し、飼い猫とする場合、当該猫の去勢・不妊手術費用の一部を補助する。		<p>【対象】 1 小田原市民で、20歳以上である者 2 市税を完納している者 3 暴力団員でない者 4 市内に生息する野良猫を保護し、自らの飼い猫として飼養する者で、当該猫に去勢・不妊手術等を行う者 5 同一年度内において、当該補助金の申請を行っていない者</p> <p>【補助金額等】 オス2,000円、メス3,000円 手術費用が補助金額に満たない場合は、手術費用を上限とする。(補助金の総額は当該年度の予算の範囲内とする。)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	去勢・不妊手術費用の一部を補助することにより、野良猫の飼養につながり、野良猫対策について一定の効果があるため。	野良猫対策事業を実施することにより、猫の飼養について責任を持った飼養者の増加が見込まれる。また、そのことにより、猫のフン害などについての減少も見込まれる。	特になし。	063015
鳥獣保護管理対策事業費補助金	鳥獣保護管理対策事業費補助金	<p>【参考】 南足柄市野猿対策協議会(事務局: かながわ西湘農協岡本支店)に対する負担金に関する事務。</p>	<p>【対象】 小田原市鳥獣被害防止対策協議会 対象経費 追払い経費、管理捕獲経費、組織育成経費</p> <p>【補助金額等】 490万円</p> <p>【国、県等からの財源】 県(1/2)</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。 南足柄市野猿対策協議会負担金は本補助金に一本化し実施する。	野猿対策は市域全体で実施する必要があるため。	特になし。	特になし。	063017
公衆浴場施設整備費補助金	公衆浴場施設の整備に対する支援を行い、公衆衛生の保持、災害時の入浴支援の他、地域コミュニティの場の維持を図る。		<p>【対象】 市内において、現に公衆浴場を営む者であって、公衆浴場法(昭和23年法律第139条)第2条第1項の規定により営業許可を受けて公衆浴場を営む次の要件を備えているものとする。 1 入浴料金を物価統制令(昭和21年勅令第118条)第4条に規定する統制額の範囲としていること。 2 公衆浴場法その他関係法令に基づく行政処分を過去3年以内に受けていないこと。 3 前年度の市税を完納していること。</p> <p>【補助金額等】 1 施設の整備に要する経費の4分の1以内とし、限度額は付表に定めるところによる。 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。	公衆衛生の保持、災害時の入浴支援の他、地域コミュニティの場として維持する必要があるため支援を継続する。	支援を継続することで、公衆衛生の保持、災害時の入浴支援の他、地域コミュニティの場が維持される。	特になし。	063018

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
公衆浴場利用促進事業費補助金	公衆浴場施設の利用促進事業に対し支援を行い、公衆衛生の保持、災害時の入浴支援の他、地域コミュニティの場の維持を図る。		【対象】 小田原市公衆浴場組合 【補助金額等】 事業に必要と認められる経費から事業に関する収入を差し引いた額。ただし、年間50,000円までとする。 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	公衆衛生の保持、災害時の入浴支援の他、地域コミュニティの場として維持する必要があるため支援を継続する。	支援を継続することで、公衆衛生の保持、災害時の入浴支援の他、地域コミュニティの場が維持される。	特になし。	063019
社会福祉協議会補助金	市社会福祉協議会の運営費(人件費)及び地域福祉推進事業費に対する助成事業	市社会福祉協議会の運営費(人件費)に対する助成事業	【対象】 市社会福祉協議会(会長報酬、正規・臨時職員給料等及び地域福祉の推進に係る事業)に対し助成 【補助金額等】 予算に定める額 【国、県等からの財源】 地域福祉推進事業費の一部については、社会福祉基金の果実を充当	【対象】 会長報酬、正規職員給料に対し助成(対象団体:南足柄市社会福祉協議会) 【補助金額等】 予算に定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	補助対象が多い小田原市の水準を適用する。	現在の両市の社会福祉協議会に対する補助対象の水準を下げることなく補助することができる。	現在の補助額より多くなり、市の財政的負担が増えるため、補助金額の見直しを図り、歳出を抑えるほか、地域での活動を活発にし、その成果として、扶助費を減らす。	071020
市遺族会補助金	小田原市遺族会の事業費に対し補助する。	市遺族会の運営に対する助成事業	【対象】 小田原市遺族会 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市遺族会 【補助金額等】 予算に定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市遺族会、南足柄市遺族会に小田原市の補助金額を交付する。	現在の補助額より少なくなり、市の財政的負担が減る。	現在の市遺族会に対する補助対象の水準が下がる(南足柄市)現在、南足柄市遺族会で行っている活動の運営範囲に限られる。補助金額を財政的負担にならないように公平にする。	071021
原爆被災者の会補助金	小田原市原爆被災者の会の事業費に対し補助する。		【対象】 小田原市原爆被災者の会 【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	小田原市原爆被災者の会には南足柄市民も加入しているため、小田原市原爆被災者の会に対して現行と同額の補助金を交付する。	市の事業等に協力している団体に現状どおりの補助ができる。	経費の削減なし。活動内容等によって、補助金額の調整を検討する。	071022
外国籍高齢者・障がい者等福祉給付金	公的年金を受給することができない外国籍市民等の高齢者・障がい者に対し、給付金を支給する。(県補助事業)	公的年金を受給することができない外国籍市民等の高齢者・障がい者に対し、給付金を支給する。(県補助事業)	【対象】 昭和61年3月31日以前に日本に居住し、本市に外国人登録若しくは住民登録をしている者又は神奈川県若しくは本市に係る被措置者のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない者 【補助金額等】(1月につき) 高齢者等 20,000円 障害者等 26,000円(中度) 38,000円(重度) 【国、県等からの財源】 県(2分の1)	【対象】 昭和61年3月31日以前に日本に居住し、本市に外国人登録若しくは住民登録をしている者又は神奈川県若しくは本市に係る被措置者のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない者 【補助金額等】(1月につき) 平成16年8月31日現在(県要綱改正前) 高齢者等 18,000円 障害者等 24,000円(中度) 36,000円(重度) 【国、県等からの財源】 県(2分の1)	小田原市の事務処理方式を適用し、神奈川県で定められている金額の支給を継続する。	外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金交付要綱に基づく事業のため。	転入者がいた時でも継続して市民サービスが提供できる。	市民サービスの低下に繋がるデメリットはなし。	071026



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
民生委員児童委員協議会補助金	民生委員児童委員協議会運営費及び地域ふれあい運動推進助成事業	民生委員・児童委員協議会の運営及び地区活動に対する助成を行う。	<p>【対象】</p> 1 地域ふれあい運動推進事業 2 民生委員・児童委員が行う地域福祉推進活動 3 民生委員・児童委員の資質向上のための研修事業 4 その他民生委員・児童委員活動を促進する事業	<p>【対象】</p> 南足柄市民生委員児童委員協議会	<p>小田原市の事務処理方式を適用する。</p> <p>両市の団体が統合され、新しい団体を組織した場合、小田原市の事務処理方式を適用する。</p>	<p>補助金内容を細分化し、目的を明確にする。</p>	<p>小田原市民及び小田原市民生委員への影響が少ない。</p>	<p>南足柄市民及び南足柄市民生委員は事業の変更が必要のため、南足柄市民及び南足柄市民生委員への説明をする。</p>	071027
			<p>【補助金額等】</p> 予算の範囲内において、地域ふれあい活動事業と協議会活動にかかる経費を加えた額 民生委員児童委員協議会補助金 9,520,900円 ふれあい活動費補助金 8,157,000円	<p>【補助金額等】</p> 民生委員活動費負担金 1,775千円 地区民児協活動費負担金 332千円 県社協負担金 73千円 県民児協負担金 400千円 民生委員協議会補助金 610千円 民生委員活動費交付金 1,830千円					
			<p>【国、県等からの財源】</p> 県交付金を充当 財源率 県 64/100	<p>【国、県等からの財源】</p> 県・市交付金を充当 財源率 県 64/100					
災害見舞金	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、避けがたい自然災害によって死亡し、又は障害を受けた者に対する弔慰金、見舞金を支給する。また、その適用を受けない小規模の災害における被害者に対して災害見舞金を支給する。</p> <p>災害弔慰金・災害障害見舞金            災害見舞金・死亡弔慰金</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、避けがたい自然災害によって死亡し、又は障害を受けた者に対する弔慰金、見舞金を支給する。また、その適用を受けない小規模の災害における被害者に対して災害見舞金を支給する。</p> <p>災害弔慰金・災害障害見舞金            災害見舞金・死亡弔慰金</p>	<p>【対象】</p> 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により市民が死亡した際に、その遺族に支給 災害救助法の適用を受けない火災、風水害等によって生じる被害を受けた者等	<p>【対象】</p> 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により市民が死亡した際に、その遺族に支給 災害救助法の適用を受けない火災、風水害等によって生じる被害を受けた者等	<p>支給金の額に差異のある「災害見舞金・死亡弔慰金」について、平塚市の事務処理方式を適用する。</p>	<p>類似団体と比較して水準が低い支給額について、手厚い対応を行っている平塚市や厚木市並みとすることにより、一層の住民の精神的苦痛からの回復が期待できるため。</p> <p>また、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給される「災害弔慰金・災害障害見舞金」は、全国統一の要件であるため、現行のままとする。</p>	<p>より手厚い支給を行うことができ、住民の精神的苦痛から一層の回復が期待できる。</p>	<p>大きな問題となるデメリットはない。</p>	071028
			<p>【補助金額等】</p> 死亡 500万円(生計主) 250万円(その他の者) 障害 250万円(生計主) 125万円(その他の者) 全焼等 20,000円(1人世帯) 50,000円(2人以上) 半焼等 10,000円(1人世帯) 20,000円(2人以上) 死亡 50万円 重傷 15,000円(3週) 30,000円(3か月)	<p>【補助金額等】</p> 死亡 500万円(生計主) 250万円(その他の者) 障害 250万円(生計主) 125万円(その他の者) 全焼等 10,000円(1人世帯) 50,000円(2人以上) 半焼等 10,000円(1人世帯) 20,000円(2人以上) 死亡 30万円(自然災害) 20万円(火災・生計主) 10万円(火災・その他) 負傷 20,000円(1か月)	<p>【補助金額等】</p> 全焼等 50,000円(1人世帯) 80,000円(2人以上) 半焼等 30,000円(1人世帯) 50,000円(2人以上) 床上浸水等 20,000円(1人世帯) 30,000円(2人世帯) 死亡 750,000円(生計主) 500,000円(その他) 傷病 50,000円(3週以上入院)				
			<p>【国、県等からの財源】</p> 県(4分の3、うち国3分の2) 市(4分の1) 市単独事業	<p>【国、県等からの財源】</p> 県(4分の3、うち国3分の2) 市(4分の1) 市単独事業					
臨時福祉給付金	<p>消費税率が8%に引き上げられたことによる低所得者の負担を考慮した暫定的・臨時的措置である「臨時福祉給付金」の支給を行う。</p>	<p>消費税率が8%に引き上げられたことによる低所得者の負担を考慮した暫定的・臨時的措置である「臨時福祉給付金」の支給を行う。</p>	<p>【対象】</p> 基準日に住民基本台帳に登録されており、当該年度の市民税(均等割)が非課税且つ課税者の扶養親族及び生活保護制度の被保護者等でない者	<p>【対象】</p> 基準日に住民基本台帳に登録されており、当該年度の市民税(均等割)が非課税且つ課税者の扶養親族及び生活保護制度の被保護者等でない者	<p>終了</p>	<p>国による全国一律の措置であり、平成29年度中若しくは年度末で終了する事業のため。</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>	071029
			<p>【補助金額等】</p> 3,000円(平成28年度)	<p>【補助金額等】</p> 3,000円(平成28年度)					
			<p>【国、県等からの財源】</p> 国庫支出金(10分の10)	<p>【国、県等からの財源】</p> 国庫支出金(10分の10)					

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
年金生活者等支援臨時福祉給付金	賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援 平成29年度から実施される「年金生活者支援給付金」の前倒し的な位置づけ 平成28年前半の個人消費の下支えにも資する 以上のことを目的に、対象者に支給する。	賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援 平成29年度から実施される「年金生活者支援給付金」の前倒し的な位置づけ 平成28年前半の個人消費の下支えにも資する 以上のことを目的に、対象者に支給する。	【対象】 基準日に住民基本台帳に登録されており、当該年度の市民税(均等割)が非課税且つ課税者の扶養親族及び生活保護制度の被保護者等でない者で次のいずれかの要件に該当する者 平成28年度中に65歳以上になる者 平成28年5月までに障害・遺族基礎年金を受給する者 【補助金額等】 30,000円 【国、県等からの財源】 国庫支出金(10分の10)	【対象】 基準日に住民基本台帳に登録されており、当該年度の市民税(均等割)が非課税且つ課税者の扶養親族及び生活保護制度の被保護者等でない者で次のいずれかの要件に該当する者 平成28年度中に65歳以上になる者 平成28年5月までに障害・遺族基礎年金を受給する者 【補助金額等】 30,000円 【国、県等からの財源】 国庫支出金(10分の10)	終了	国による全国一律の措置であり、平成29年度に終了する事業のため。	特になし	特になし	071030
中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金	中国残留邦人等本人とその配偶者の生活の安定を目的として、その世帯の必要に応じて生活支援、住宅支援、介護支援等を行う。	中国残留邦人等本人とその配偶者の生活の安定を目的として、その世帯の必要に応じて生活支援、住宅支援、介護支援等を行う。	【対象】 中国残留邦人等本人とその配偶者 【補助金額等】 1,926,980円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 国(4分の3)	【対象】 中国残留邦人等本人とその配偶者 【補助金額等】 1,657,000円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 国(4分の3)	現行どおりとする。	国の制度のため。	特になし	特になし	071033
生活保護費	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対しその困窮の程度に応じて生活支援、住宅支援、介護支援等を行う。	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対しその困窮の程度に応じて生活支援、住宅支援、介護支援等を行う。	【対象】 生活保護受給者 【補助金額等】 5,340,264,794円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 生活保護負担金 国(4分の3)、県(4分の1) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 国(4分の3)	【対象】 生活保護受給者 【補助金額等】 762,194,904円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 生活保護負担金 国(4分の3)、県(4分の1) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 国(2分の1または4分の3)	現行どおりとする。	国の制度のため。	特になし	級地区分の見直しにより、南足柄市分が歳出増となる可能性がある。	071035
住居確保給付金支給事業	離職者であって就労能力及び就労意欲がある者のうち、住宅を喪失している者または喪失の恐れのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	離職者であって就労能力及び就労意欲がある者のうち、住宅を喪失している者または喪失の恐れのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	【対象】 (1)申請日において65歳未満かつ離職後2年以内 (2)申請者世帯の収入が基準額以下であること (3)預貯金が基準額の6か月分以下かつ100万円以下 (4)公共職業安定所に求職の申込み、期間の定めのない労働契約又は定めが6か月以上の労働契約の就職を目指した就労活動を行う 【補助金額等】 1,477,600円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 国(4分の3)	【対象】 (1)申請日において65歳未満かつ離職後2年以内 (2)申請者世帯の収入が基準額以下であること (3)預貯金が基準額の6か月分以下かつ100万円以下 (4)公共職業安定所に求職の申込み、期間の定めのない労働契約又は、定めが6か月以上の労働契約の就職を目指した就労活動を行う 【補助金額等】 554,700円(平成27年度決算) 【国、県等からの財源】 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 国(4分の3)	現行どおりとする。	国の制度のため。	特になし	特になし	071036
産婦人科医療施設整備費補助金	産婦人科医療施設の整備に要する費用について助成		【対象】 社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく都市再構築戦略事業補助金の交付対象者が、市内に10床以上を有する産婦人科医院を設置しようとする事業 【補助金額等】 社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく都市再構築戦略事業補助金の額の範囲内で市長が定める額 【国、県等からの財源】 国交付金 補助対象経費(施設整備費用の23%など)のおおむね2/3		廃止。	単年度事業のため廃止。	特になし。	特になし。	071046
小田原市在宅高齢者等福祉タクシー利用助成	在宅の介護を要する高齢者が、通院及び日常生活の利便に供するため、タクシーを利用した場合に初乗り運賃を助成する。		【対象】 小田原市に住所を有し、要介護認定で要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者。ただし、在宅重度障害者タクシー利用助成の対象者及び普通自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除く。 【補助金額等】 初乗り運賃相当額を助成。ただし、福祉有償運送にあっては500円を上限とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用するが、実施に当たっては要件の見直しについて検討する。 【対象】 現在対象を要介護3以上としているが、これに所得要件等の制限を加えるなどの見直しを検討する。 【補助金額等】	本事業を南足柄市域においても実施することによる負担増を、要件を見直すことで抑える。	見直す内容によって扶助費の削減が図られる。南足柄市民の在宅高齢者に対するサービスが向上する。	見直す内容によって扶助費が増加する。小田原市民の在宅高齢者に対するサービスが低下する。要件の見直しや、1回あたりの助成額の減額等について検討し、扶助費全体の額が増えないよう見直しを行う。	072027	

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
敬老祝金品 長寿祝品	高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、高齢者に対して敬老祝金・祝品を贈呈する。また、満100歳を迎えた者に対し、その長寿祝品を交付する。 小田原市敬老祝金 小田原市敬老祝品 小田原市長寿祝品	本市居住の高齢者に対し、敬老と長寿を祝福し、その家族の平和と福祉の増進に寄与することを目的に敬老祝金の給付を行う。	【対象】 88歳、99歳、100歳(ただし、平成29年度から99歳は廃止) 市内最高齢男女 100歳の者で内閣総理大臣から祝状及び記念品の贈呈を受けることとなる者 結婚60年・70年を迎える夫婦 100歳 【補助金額等】 5,000円(88歳) 10,000円(99歳) 30,000円(100歳) 予算に定める金額の範囲内 (本人希望の品、10,000円以内) 予算で定める金額の範囲内 (内閣総理大臣からの祝状を入れる額縁を贈呈、5,000円程度) 祝状及び額縁(予算で定める額) 祝状及び額縁(予算で定める額) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 市内に1年以上在住の当該年度の100歳到達者 【補助金額等】 50,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	南足柄市の事務処理方式を適用する。	財政的負担を勘案し、要件を簡素化し、南足柄市の事務処理方式を適用するが、今後のあり方については、関係団体で組織する検討会等の理解を得ながら調整していく必要がある。	財政的負担、事務的負担が少ない。	影響が出る高齢者数が多い。小田原市においては、敬老行事や敬老祝金品の今後のあり方について、関係団体の代表者で組織する検討会を開催しており、合併に際しても、同様に関係団体の理解を得ながら進めていく必要がある。	072028
シルバー人材センター補助金	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターの運営を支援する。	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターの運営を支援する。	【対象】 シルバー人材センター 【補助金額等】 10,280千円 前年度の厚生労働省職業安定局長通知のシルバー人材センター事業執行方針に規定する国庫の運営費及び事業費の補助単価限度額の合計額を上限とし、市長が定める額。 【国、県等からの財源】 市単独事業。ただし、市の補助金額を上限として、国からシルバー人材センターへ補助金が交付される。	【対象】 シルバー人材センター 【補助金額等】 8,800千円 前年度の厚生労働省職業安定局長通知のシルバー人材センター事業執行方針に規定する国庫の運営費及び事業費の補助単価限度額の合計額を上限とし、市長が定める額。 【国、県等からの財源】 市単独事業。ただし、市の補助金額を上限として、国からシルバー人材センターへ補助金が交付される。	現行どおりとする。	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条で、シルバー人材センターについて、「都道府県知事は、市町村の区域ごとに一個に限り指定することができる。」と規定されていることから、合併後の市域で一つの組織となるよう働きかけるとともに、合併後の団体に対し、国の指針に基づき、引き続き支援を行う。	両市において、従来と同様の活動が継続され、高齢者福祉の増進につながる。	特になし。	072029
老人クラブ連合会補助金・助成金	高齢者の組織的な活動を促進し、もって明るい長寿社会づくりに資するため、老人クラブ連合会の活動に対し補助金を交付する。	高齢者の組織的な活動を促進し、もって明るい長寿社会づくりに資するため、老人クラブ連合会の活動に対し補助金を交付する。	【対象】 神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づく老人クラブ活動等事業のうち、市町村老人クラブ連合会事業の要件を満たすもの。 【補助金額等】 神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づき、@90千円×老人クラブ連合会数+(@3千円×老人クラブ連合会加入老人クラブ数)+各事業メニューに係る経費。この他、市単独事業として人件費実費。 【国、県等からの財源】 国1/3・県1/3・市(1/3+市単独分)	【対象】 南足柄市老人クラブ連合会(1連合会(47クラブで構成))への補助 【補助金額等】 神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づき、@90千円×老人クラブ連合会数+(@4千円×老人クラブ連合会加入老人クラブ数)+この他、市単独事業として非適正クラブへの補助。 【国、県等からの財源】 国1/3・県1/3・市(1/3+市単独分)	小田原市の事務処理方式を適用する。 両市の団体が統合され、新しい団体を組織した場合、小田原市の事務処理方式を適用する。	神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に準じた交付をしている小田原市の事務処理方法を適用する。	経費の削減。また、県の補助金要綱を支出根拠としているため、積算根拠が明解である。	特になし。	072030
単位老人クラブ運営費補助金・助成金	老後の生活を健全で豊かなものにし、もって老人福祉の増進に資するため、単位老人クラブの活動に対し補助金を交付する。	老後の生活を健全で豊かなものにし、もって老人福祉の増進に資するため、単位老人クラブの活動に対し補助金を交付する。	【対象】 神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づく老人クラブ活動等事業のうち、老人クラブ事業の要件を満たすもの。 【補助金額等】 神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づき、2,300円×活動延月数。 【国、県等からの財源】 県：神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に係る費用の3分の2 市：神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に係る費用の3分の1	【対象】 概ね30人以上の会員で組織された単位老人クラブへ活動費の一部の支援し、老人福祉の向上を図る。30人以下の非適正クラブへも適正クラブと同じ補助基準の補助金を支出している。 【補助金額等】(1単位クラブ) 15,000円+@230×会員数 【国、県等からの財源】 国、県、市(市の補助金と県の補助金を比較し、少ない金額の2/3の補助)	小田原市の事務処理方式を適用する。	神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に準じた交付とする。	県の補助金要綱を支出根拠とするため、積算根拠が明解である。	会員数30人未満のクラブに対する助成がなくなるため、会員数30人未満のクラブに対して、理解を求め、連合会への追加補助金として助成する。	072031

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
老人会入浴料補助金	【参考】 65歳以上の市民を対象に、協定旅館を老人クラブ活動やその他グループ活動の一環として利用した際にその費用の一部を補助していたが、平成26年度をもって廃止した。	日帰り入浴を利用した老人会会員一人1回につき、施設の区分に応じ、補助をする。		【対象】 市内の老人クラブ会員  【補助金額等】 事業実施後に利用人数に応じた申請金額の補助金を支出する。 丹沢荘利用時 1人1回につき、405円 おんりーゆー利用時 1人1回につき、500円 1老人クラブにつき、補助金の支出は、2回まで。  【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	小田原市では類似事業を平成26年度末に廃止していること、南足柄市のバスを利用した事業であること、また、老人クラブ会員のみを対象とした助成を小田原市域で新たに実施することの難しさなどを考慮し、新市においては廃止とする。	財政負担の軽減。	廃止に伴う、既利用者への対策として、小田原市で実施している福寿カード交付事業(観光施設等の無料入場、民間保養所での協定料金での宿泊)を新市にて実施する。	072032
老人福祉施設等整備費補助金	市内において介護老人福祉施設等を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付する。	市内において介護老人福祉施設等を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付する。	【対象】 市内における介護老人福祉施設等の整備に伴う工事請負費等  【補助金額等】 県補助基準額(255万円/床)又は実支出額のうち少ない方の額の1/4(上限2,400万円/施設)  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 市内における介護老人福祉施設等の整備に伴う工事請負費等  【補助金額等】 県補助基準額(255万円/床)の100分の18の額とする(1,500万円を上限とする)。  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。 合併時は小田原市の事務処理方法を適用するが、合併後の市の高齢者福祉介護計画策定時に、新たな基準額を検討する。	施設整備を行う事業者への影響を考慮し、当面の間、小田原市の補助基準額を適用する。ただし、合併後の市の高齢者福祉介護計画策定時に、同計画に盛り込まれる施設整備の考え方を踏まえ、新たな補助基準額を設定する。	合併後の市において必要とされる施設整備を促進する効果が見込まれる。	財政負担が生じる。	072033
社会福祉法人等利用者負担軽減事業費補助金・社会福祉法人による介護サービス利用者負担軽減制度	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、低所得で生計が困難である者の利用者負担を軽減し、軽減額が以下の助成要件に該当する場合には、軽減分の一部を社会福祉法人等に助成する。	国が定める「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱」に基づき実施する。	【対象】 軽減制度を実施した社会福祉法人等 要件:軽減総額が、本来受領すべき利用者負担収入の1%(介護老人福祉施設の場合は10%)を超えた場合に助成  【補助金額等】 軽減制度を実施した法人の軽減総額から、本来受領すべき利用者負担収入の1%を差し引いた部分の1/2を助成(介護老人福祉施設の場合は、軽減総額が本来受領すべき利用者負担収入の10%を超えたときに、超えた部分の全額を助成)  【国、県等からの財源】 県3/4(国2/4)	【対象】 軽減制度を実施した社会福祉法人等 要件:軽減総額が、本来受領すべき利用者負担収入の1%(介護老人福祉施設の場合は10%)を超えた場合に助成  【補助金額等】 軽減制度を実施した法人の軽減総額から、本来受領すべき利用者負担収入の1%を差し引いた部分の1/2を助成(介護老人福祉施設の場合は、軽減総額が本来受領すべき利用者負担収入の10%を超えたときに、超えた部分の全額を助成)  【国、県等からの財源】 県3/4(国2/4)	現行どおりとする。	法令に基づく自治事務であり、要件、金額、事務処理方法が同じため。	特になし。	特になし。	072034
居宅介護支援事業者等事務費補助金・住宅改修支援事業	介護保険被保険者のうち、居宅介護(介護予防)支援の提供を受けていない要支援・要介護認定者に係る「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護(介護予防)支援事業者に対し、事務費用の一部を助成する。	介護保険制度による住宅改修を行う際に必要な書類を作成した者の業務に対し、補助金を交付することにより、当該業務実施者を支援することを目的とする。	【対象】 介護保険被保険者のうち、居宅介護(介護予防)支援の提供を受けていない要支援・要介護認定者に係る「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護(介護予防)支援事業者  【補助金額等】 2,000円(1件につき)  【国、県等からの財源】 国39%、県19.5%、市19.5%、保険料22%	【対象】 介護保険法施行規則に規定する住宅改修費の支給の申請書に貼付する理由書を作成する業務であり、市の居宅介護保険費被保険者又は居宅要支援被保険者に係る理由書作成業務を行ったもので、要件を満たすもの。  【補助金額等】 2,000円(1件につき)  【国、県等からの財源】 国39%、県19.5%、市19.5%、保険料22%	現行どおりとする。	法令に基づく自治事務であり、要件、金額、事務処理方法が同じため。	特になし。	特になし。	072036

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
ふれあい担い手発掘事業補助金(助成金等)	主に活動地域住民で構成され、地域の高齢者に対して活動する「ふれあい担い手」を選定し、その団体が行う介護予防・閉じこもり防止にかかる事業に使用する備品等の購入、サロン等活動場所のバリアフリー化に係る経費について補助する。		<p>【対象】</p> 1 介護予防、閉じこもり防止等に関すること 2 地域住民とともに高齢者を支えること 3 概ね2週間に1回以上の活動頻度と継続的な活動が見込まれること 4 営利目的でないこと 5 政治または宗教に関係しないこと		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市のみの実施事業であるが、毎年度交付実績のある事業のため、現行規模を維持したまま実施していく必要がある。	高齢者の集えるところが増える。	対象者が拡大するため、歳出が増える。 事業趣旨を徹底させる。	072037
住民主体型サービス利用助成	介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス事業、通所型サービス事業のうち、それぞれの住民主体型サービスの保険負担分に対する助成。		<p>【対象】</p> (1)市の登録した、登録住民主体型サービス提供者であること (2)ケアプランに基づいたサービス提供を行ったこと (3)サービスの提供により、サービス利用者から利用券を受領すること (4)受領した利用券の枚数分を、市に対して適切に請求すること		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市内では既に運用開始されており、サービス提供者、利用者があるため、現行の事業を継続する。	既に提供している団体、利用者に対する影響が少ない。 要綱を作り直す必要がない。 補助や委託ではないので、南足柄の住民団体も条件を満たせば、提供団体になれる。	南足柄市域への事業説明をする必要があるため、住民及び地域包括支援センターへの制度説明会を実施する。	072038
地域介護・福祉空間等整備費補助金	市内において、厚生労働省が定める「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」に規定する事業を行おうとする者に対し、整備費補助金を交付する。	市内において、厚生労働省が定める「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」に規定する事業を行おうとする者に対し、整備費補助金を交付する。	<p>【対象】</p> 国要綱で定める事業のうち、市が作成する整備計画で規定する事業	<p>【対象】</p> 国要綱で定める事業のうち、市が作成する整備計画で規定する事業	現行どおりとする。	両市で同内容の事業を行っているため、現行のまま存続する。 (両市とも、国の補助要綱に記載された補助率10/10の事業を実施している。)	特になし。	特になし。	072039
地域医療介護総合確保基金事業費補助金	市内において、「神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱」に規定する介護施設等整備事業のうち、地域密着型サービス等整備助成事業又は施設開設準備経費等支援事業の対象となる事業を行おうとする者に対し、事業費補助金を交付する。	介護施設の設置及びその開設準備を行う者の業務に対し、補助金を交付することにより、当該業務実施者を支援することを目的とする。	<p>【対象】</p> 県要綱で定める事業のうち、市が作成する整備計画で規定する事業	<p>【対象】</p> 神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱に掲げる事業であり、県が交付事業として採択したもの	現行どおりとする。	国、県の補助事業であり、両市ともほぼ同じ事務処理を行っている。	特になし。	特になし。	072040

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
地域医療連携推進事業費補助金	小田原医師会地域医療連携室に相談窓口を位置付け、医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け付ける。	【参考】 包括的支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)として実施。 足柄上郡一市五町共同で8事業全てを足柄上医師会に委託。 H29.4実施予定(H28.10準備室立上げ予定)	【対象】 小田原医師会 【補助金額等】 13,885千円 【国、県等からの財源】 国:39%、県:19.5%、市:19.5%、1号保険料:2.2%(27年度は市単独事業として実施)		小田原市の事務処理方式を適用する。	現状では小田原のみの実施となっているため、小田原医師会への補助金に南足柄分を上乗せ、南足柄も含めて実施する	小田原、南足柄両方の医療機関、住民、地域包括支援センターに対して実施できる。 地域間格差が最小限で済む。	医師会間の取組の差異により、小田原・南足柄の住民間で受けるサービスに微妙な差が出る恐れがある。 補助金を上乗せて支出するため、補助金額が増加する。 小田原医師会、足柄上医師会との調整 補助内容の精査、見直し 県西地区町との負担割合の調整	072041
在宅歯科医療推進事業費補助金	小田原歯科医師会が実施する在宅歯科医療推進事業を補助し、在宅歯科医療の推進を図る。	足柄上歯科医師会が実施する在宅寝たきり老人等歯科診療事業に負担金を支出する。	【対象】 小田原歯科医師会 【補助金額等】 404,000円 【国、県等からの財源】 国:39%、県:19.5%、市:19.5%、1号保険料:2.2%	【対象】 足柄上歯科医師会 【補助金額等】 66,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原歯科医師会の補助金に南足柄市分を上乗せ、南足柄も含めて実施する。	新市において一体的な展開が図れる。	小田原歯科医師会、足柄上歯科医師会との調整が必要。 両歯科医師会と連携を図り補助内容の精査・見直しを検討する。	072042
高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成	市内に住む70歳以上の方がはり・きゅう等の施術を受ける場合に、施術費の一部を市が助成する。		【対象】 次のすべての要件を満たす者 (1)小田原市内に住所を有する者であること (2)年齢が満70歳以上の者(助成を受けようとする年度内に満70歳に達する者を含む。)であること (3)指定施術者から施術を受けようとする者であること 【補助金額等】 1回1,000円以上の施術につき、1枚(1,000円分)を助成 【国、県等からの財源】 神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金:4,026千円(75歳以上の対象者に係る助成。平成27年度実績) 市単独費:1,524千円(平成27年度実績)		現在実施している小田原市において、市民や関係団体(鍼灸マッサージ師会)への事前周知も図りつつ、廃止の方向で検討する。	小田原市では、本事業について、あり方も含めた検討が必要な事業であると考えている。また、南足柄市でも、過去に検討を行ったものの、実施しないと結論付けており、合併による再実施が現実的ではないと捉え、本事業については廃止の方向で検討する。	扶助費が削減できる。	小田原市民へのサービスが低下する。また、同事業登録事業所については、利用者減少などの間接的な影響は考えられる。 市民や登録事業所への事前周知を行うとともに、小田原鍼灸マッサージ師会(登録事業所の約5割が入会)への事前説明も行う必要がある。	072043
介護老人保健施設整備費補助金	市内において介護老人保健施設を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付する。	市内において介護老人保健施設を整備する事業者に対し、整備費補助金を交付する。	【対象】 市内における介護老人保健施設の整備に伴う工事請負費等 【補助金額等】 県補助基準額(935千円/床)又は実支出額のうち少ない方の額の2/3(上限2,400万円/施設) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 市内における介護老人保健施設の整備に伴う工事請負費等 【補助金額等】 県補助基準額(935千円/床)の2分の1の額とする(3,000万円を上限とする)。 【国、県等からの財源】 市単独事業	南足柄市の事務処理方法を適用する。 合併時は南足柄市の事務処理方法を適用するが、合併後の市の高齢者福祉介護計画策定時に、新たな基準額を検討する。	施設整備を行う事業者への影響を考慮し、当面の間、南足柄市の補助基準額を適用する。ただし、合併後の市の高齢者福祉介護計画策定時に、同計画に盛り込まれる施設整備の考え方を踏まえ、新たな補助基準額を設定する。	合併後の市において必要とする施設整備を促進する効果が見込まれる。	財政負担が生じる。	072047

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
敬老行事補助金	<p>【参考】 敬老行事補助金の規定は無し。ただし、敬老行事事務委託についての規定があり、敬老行事実施団体へ敬老行事対象者数を基礎として委託料を支出している。</p>	敬老行事を実施する自治会、老人会等の団体に対し、地域敬老行事補助金を交付する。	/	<p>【対象】 当該年度の4月1日に70歳以上の高齢者の人数に応じた自治会ごとの補助金額</p> <p>【補助金額等】 &lt;70歳以上の高齢者数に応じた金額&gt; 50人以下 10,000円 51人～100人以下 15,000円 101人～150人以下 25,000円 151人～200人以下 35,000円 201人～250人以下 45,000円 250人～300人以下 50,000円 301人～400人以下 60,000円 401人～500人以下 70,000円 501人～600人以下 80,000円 601人～700人以下 90,000円 701人以上 100,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>現行どおりとする。 当面、市域別に両市現行事業を併用実施する。</p>	<p>市民主体の事業でもあり、両市の制度に大きな違いがあることから、合併時は市域別でそれぞれの現行事業を併用実施し、合併後、事業のあり方を協議する。</p>	<p>新たな実施水準について、合併後の市において協議するため、それぞれの地域の意見を踏まえた事業となりうる。</p>	<p>合併時に市域で相違が生じているため、合併前の協議・調整は難しい。</p>	072048
成年後見制度利用支援助成	市長が行う後見開始等の審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬を助成する。	市長が行う後見開始等の審判請求及び後見人等への報酬を助成する。	<p>【対象】 (1)生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 (2)成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者</p> <p>【補助金額等】(1月につき) 在宅 28,000円 施設 18,000円(上限)</p> <p>【国、県等からの財源】 国39%、県19.5%、市19.5%、1号保険料2.2%</p>	<p>【対象】 (1)生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 (2)成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者</p> <p>【補助金額等】(1月につき) 在宅 28,000円 施設 18,000円(上限)</p> <p>【国、県等からの財源】 国39%、県19.5%、市19.5%、1号保険料2.2%</p>	<p>現行どおりとする。</p>	<p>老人福祉法等の規定に基づき、両市ともに同様の方法で実施しており、引き続き存続する。</p>	<p>市民サービスが維持される。</p>	<p>特になし</p>	072050
介護保険給付事業	<p>介護保険法の規定に基づき、要支援・要介護認定者が、介護(介護予防)サービスを利用した場合に、かかる費用の9割又は8割を給付する。また、サービス利用者の費用負担を軽減するため、特定入所者介護(介護予防)サービス費や高額介護(介護予防)サービス費等を支給する。</p>	<p>介護保険法の規定に基づき、要支援・要介護認定者が、介護(介護予防)サービスを利用した場合に、かかる費用の9割又は8割を給付する。また、サービス利用者の費用負担を軽減するため、特定入所者介護(介護予防)サービス費や高額介護(介護予防)サービス費等を支給する。</p>	<p>【対象】 介護保険被保険者 被保険者の所得等によって給付割合・給付水準が異なる。また災害等の事情がある被保険者は保険給付率の引上げ(減免)を行う</p> <p>【補助金額等】 厚生労働省告示に基づき算定される介護報酬の8割又は9割(特定入所者介護(介護予防)サービス費等は、政令等の規定に基づく一定額を超えた額)</p> <p>【国、県等からの財源】 国、県、市、被保険者が、介護保険法に規定された割合に応じて費用負担</p>	<p>【対象】 介護保険被保険者 被保険者の所得等によって給付割合・給付水準が異なる。また災害等の事情がある被保険者は保険給付率の引上げ(減免)を行う</p> <p>【補助金額等】 厚生労働省告示に基づき算定される介護報酬の8割又は9割(特定入所者介護(介護予防)サービス費等は、政令等の規定に基づく一定額を超えた額)</p> <p>【国、県等からの財源】 国、県、市、被保険者が、介護保険法に規定された割合に応じて費用負担</p>	<p>現行どおりとする。</p>	<p>介護保険法の規定に基づく給付内容、給付金額であるため。</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>	072051
訪問型サービス事業	<p>介護保険法の規定に基づき、要支援者等が、次のサービスを利用した場合にかかる費用の9割又は8割を支給する。 介護予防訪問介護相当サービス事業(国基準訪問型サービス) 基準緩和型サービス事業</p>	<p>介護保険法の規定に基づき、要支援者等が、次のサービスを利用した場合にかかる費用の9割又は8割を給付する。 介護予防訪問介護相当サービス事業(国基準訪問型サービス)</p>	<p>【対象】 要支援1・2又は基本チェックリスト判定による事業対象者で、当該サービスが必要としてケアプランに位置付けられた者</p> <p>【補助金額等】 小田原市告示に基づき算定される介護報酬の8割又は9割</p> <p>【国、県等からの財源】 国25%、県12.5%、市12.5%、支払基金28%、1号保険料2.2%</p>	<p>【対象】 要支援1・2又は基本チェックリスト判定による事業対象者で、当該サービスが必要としてケアプランに位置付けられた者</p> <p>【補助金額等】 介護報酬の8割又は9割</p> <p>【国、県等からの財源】 国25%、県12.5%、市12.5%、支払基金28%、1号保険料2.2%</p>	<p>小田原市の事務処理方式を適用する。</p>	<p>介護保険法に基づく支給である。また事業については先行して実施している小田原市の事務処理方式を適用する。</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>	072052
通所型サービス事業	<p>介護保険法の規定に基づき、要支援者等が、次のサービスを利用した場合にかかる費用の9割又は8割を支給する。 介護予防訪問介護相当サービス事業(国基準通所型サービス) 基準緩和型サービス事業</p>	<p>介護保険法の規定に基づき、要支援者等が、次のサービスを利用した場合にかかる費用の9割又は8割を給付する。 介護予防訪問介護相当サービス事業(国基準通所型サービス)</p>	<p>【対象】 要支援1・2又は基本チェックリスト判定による事業対象者で、当該サービスが必要としてケアプランに位置付けられた者</p> <p>【補助金額等】 小田原市告示に基づき算定される介護報酬の8割又は9割</p> <p>【国、県等からの財源】 国25%、県12.5%、市12.5%、支払基金28%、1号保険料2.2%</p>	<p>【対象】 要支援1・2又は基本チェックリスト判定による事業対象者で、当該サービスが必要としてケアプランに位置付けられた者</p> <p>【補助金額等】 介護報酬の8割又は9割</p> <p>【国、県等からの財源】 国25%、県12.5%、市12.5%、支払基金28%、1号保険料2.2%</p>	<p>小田原市の事務処理方式を適用する。</p>	<p>介護保険法に基づく支給である。また事業については先行して実施している小田原市の事務処理方式を適用する。</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>	072053

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
高齢者健康に関する事業補助金		健康に関する事業を実施した団体に対して、当日の65歳以上の高齢者の参加人数に応じて要綱で定める補助金を支出。		<p>【対象】 実施団体(老人会、自治会、福祉会など)</p> <p>【補助金額等】 65歳以上の高齢者の参加実数に応じて補助金を支出(1自治会2回まで(1団体1回)) 参加人数 20人以下 3,000円 20人~40人 4,000円 40人以上 5,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 国:3.9%、県:19.5%、市:19.5%、1号保険料:2.2%</p>	廃止。	事業内容を踏まえ、ケアタウン推進事業や介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス事業)等と統合するなどの見直しを図る。	他の事業に再編することで効率的な行政運営が図れる。	特になし。	072054
成年後見制度利用支援補助金	知的障がいや精神障がい等により、判断能力が十分でない者に対し、本人に代わり後見人等が契約行為や財産管理を行えるよう、家庭裁判所に成年後見制度の申立てを行う。また、申立てを行った者のうち、低所得者に対しては、審判請求に係る費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。	市長が行う後見開始等の審判請求及び後見人等への報酬助成	<p>【対象】 小田原市成年後見制度における市長が行う審判の請求に関する要綱に基づき、市長が家庭裁判所に対して後見開始、保佐開始及び補助開始の審判の請求を行った者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 (2)成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者</p> <p>【補助金額等】(1月につき) 特別養護老人ホーム等の施設入所者 18,000円を上限 その他 28,000円を上限</p> <p>【国、県等からの財源】 国1/2 県1/4</p>	<p>【対象】 市長申立てによる後見開始の対象者や低所得者</p> <p>【補助金額等】(1月につき) 特別養護老人ホーム等の施設入所者 18,000円を上限 その他 28,000円を上限</p> <p>【国、県等からの財源】 国1/2 県1/4</p>	現行どおりとする。	現在、同じような基準で行っている。	業務の一本化。	特になし。	073021
特別障害者手当等給付事業	国の手当である 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を給付する。	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の申請受理、認定、給付事務を行う。	<p>【対象】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表2に定める両眼、両耳、両上肢、両下肢、体幹、精神の重度障がい重複し、常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の者 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表1に定める両眼、両耳、両上肢、両下肢、体幹、精神の重度障がい重複し、常時特別な介護を要する在宅の20歳以下の者 障害基礎年金、特別障害者手当の創設に伴い廃止された福祉手当受給者で、障害基礎年金、特別障害者手当の支給対象となる</p> <p>【補助金額等】(1月につき) 26,830円 14,600円</p> <p>【国、県等からの財源】 国(4分の3)</p>	<p>【対象】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表2に定める両眼、両耳、両上肢、両下肢、体幹、精神の重度障がい重複し、常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の者 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表1に定める両眼、両耳、両上肢、両下肢、体幹、精神の重度障がい重複し、常時特別な介護を要する在宅の20歳以下の者 障害基礎年金、特別障害者手当の創設に伴い廃止された福祉手当受給者で、障害基礎年金、特別障害者手当の支給対象となる</p> <p>【補助金額等】(1月につき) 26,830円 14,600円</p> <p>【国、県等からの財源】 国(4分の3)</p>	現行どおりとする。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律により実施しているため、現行の実施方法を継続。	特になし	特になし	073022



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
市中心障害児福祉手当	市内に住所を有する20歳未満の心身に障がいがある児童の保護者に手当を支給する。		【対象】 (1)身体障害者手帳1～4級の交付を受けている児童の保護者 (2)知能指数50以下の判定を受けている児童の保護者 (3)精神保健福祉手帳1、2級の交付を受けている児童の保護者 ただし、申請時に保護者が1年以上小田原市に居住していること。 また、児童が国の障害児福祉手当を受給していないこと。 【補助金額等】 2,000円 生活困窮者は1,000円加算 【国、県等からの財源】 市単独事業		給付額を減額して事業を実施する。 【補助金額等】 2,000円 生活困窮者の加算を廃止	歳出の増加を防ぐため、給付額を減額する。	財政負担が軽減される。	小田原市の障害児の保護者に対する補助が減り、特に生活困窮世帯への影響が心配されるため、従前の対象者へ丁寧な説明を行う。	073023
市重度障害者等福祉年金補助金		神奈川県在宅重度障害者等手当に該当する者のうち、市内に1年以上在住している65歳未満の方に年額12,000円を支給する。		【対象】 神奈川県在宅重度障害者等手当に該当する者のうち、市内に1年以上在住している65歳未満の方 【補助金額等】(1年につき) 12,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	南足柄市の給付条件で実施するが、支給金額を下げる。	支給金額を下げることにより、歳出削減を図る。	歳出削減を図ることができる。 小田原市でのサービス向上につながる。	南足柄市でのサービス水準の低下及び歳出額の増加。 広報・説明会による市民周知、他事業と調整を図る。	073024
障がい福祉サービス費	障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・計画相談支給給付費・高額障害福祉サービス費)を支給する。	障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・計画相談支給給付費・高額障害福祉サービス費)を支給する。	【対象】 障害者総合支援法による(全国一律) 【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円 【国、県等からの財源】 障害者自立支援給付費等負担金 国(2分の1)	【対象】 障害者総合支援法による(全国一律) 【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円 【国、県等からの財源】 障害者自立支援給付費等負担金 国(2分の1)	現行どおりとする。	障害者総合支援法により実施しているため、現行の実施方法を継続する。	特になし	特になし	073025
補装具費	補装具費(厚生労働大臣の定める者)の交付について支給決定を行い、補装具の引き渡し後に給付する。	補装具費(厚生労働大臣の定める者)の交付について支給決定を行い、補装具の引き渡し後に給付する。	【対象】 身体障害者・児及び難病患者 【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 ・生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 ・市民税課税世帯 37,200円 ・市民税額460,000円以上は対象外 【国、県等からの財源】 障害者自立支援給付費等負担金 国(2分の1) 障害者自立支援給付費等負担金 県(4分の1)	【対象】 身体障害者・児及び難病患者 【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 ・生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 ・市民税課税世帯 37,200円 ・市民税額460,000円以上は対象外 【国、県等からの財源】 障害者自立支援給付費等負担金 国(2分の1) 障害者自立支援給付費等負担金 県(4分の1)	現行どおりとする。	障害者総合支援法により実施しているため、現行の実施方法を継続する。	特になし	特になし	073032

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
重度障がい者住宅設備改良費助成	障がい者又はその保護者が住宅設備を障がい者に適するように改修する場合、その改修工事費用の一部または全部を助成して障がい者の日常生活上の利便を図る。 住宅設備改良 天井走行式移動リフト 環境制御装置	障がい者又はその保護者が住宅設備を障がい者に適するように改修する場合、その改修工事費用の一部または全部を助成して障がい者の日常生活上の利便を図ることを目的とする。 住宅設備改良 天井走行式移動リフト 環境制御装置	【対象】 ・身体障害者手帳1級又は2級の者 ・知能指数が35以下の者 ・身体障害者手帳3級を所持し、且つ知能指数が50以下の者 下肢、体幹機能障がい1級又は2級の移動が困難な身体障害者(65歳未満、児童は不可) 四肢機能障がい1級又は2級の身体障害者(児童は不可) 【補助金額等】 住宅改良工事に要した費用から介護保険の住宅改修費を控除した額の2分の1。ただし上限あり。(80万円、100万円、60万円) 【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 国(10分の4.5) 在宅障害者福祉対策推進事業費補助金 県(2分の1)	【対象】 ・下肢、体幹機能障害の身体障害者手帳1級又は2級の者 ・知能指数が35以下の者 ・下肢、体幹機能障害の身体障害者手帳3級を所持し、且つ知能指数が50以下の者 下肢、体幹機能障がい1級又は2級の移動が困難な身体障害者(65歳未満、児童は不可) 四肢機能障がい1級又は2級の身体障害者(児童は不可) 【補助金額等】 住宅改良工事に要した費用から介護保険の住宅改修費を控除した額の2分の1。ただし上限あり。(80万円、100万円、60万円) 【国、県等からの財源】 県(2分の1)、市(2分の1)	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも対象要件にほとんど差がないため、対象要件の広い小田原市の要件を適用する。(支給金額に影響はないと判断される)	特になし	特になし	073033
グループホーム等利用者助成金	障がい者の地域移行と移行の円滑化を目的に、障がい者施設等を退所してグループホーム等に入所した者に、1年間を限度に実費負担である家賃の一部を助成する。		【対象】 障がい者入所施設等を退所、又は精神科病院を退院し、グループホームを利用して生活の場を地域に移行した者。ただし、生活保護受給者は除く。 【補助金額等】 1月につき30,000円または家賃の2分の1の少ない方の額 【国、県等からの財源】 県(2分の1)		小田原市の事務処理方式を適用する。	地域移行の推進のため事業を継続して実施する。	障がい者の地域移行を推進する。	対象者の増により財政的な負担が増加するため、他事業と調整を図る。	073034
障害者地域活動支援センター事業費補助金	障がい者が通所し、生産活動や社会参加の機会を提供する障害者地域活動支援センターの運営費を助成する。	【参考】 障害者が通所し、創作的活動及び生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター事業に対して委託費を支出。	【対象】 国県補助分(基礎的部分・機能強化事業)、県単分(地域拠点、専門職員配置、重度障害者対応、時間延長など)のそれぞれの実施要件を満たしていること。 対象団体ひつじの家、第三かもめの家作業所、小田原なぎさ作業所、わかば会、第3ありんこホーム作業所、地域作業所ゆう、小田原スプリングス 【補助金額等】 1 基礎的事業 600万円 2 機能強化事業(1) 地域活動支援センター型 600万円(2) 地域活動支援センター型 150万円 3 メニュー補助事業 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱(昭和48年4月1日神奈川県制定)に定める地域活動支援センター事業の補助基準額の範囲内において定める額 4 家賃補助加算 月額20万円を上限として、事業所の家賃及び事業所用地(送迎用車両等の駐車場代を含む。)に係る賃借料に相当する額 5 重度障害者等加算 1人月額5,000円×4月1日現在において通所する重度障害者等数。予算の範囲を上限とする。 【国、県等からの財源】 地域生活支援事業補助金(国1/2、県1/4)、市町村事業推進交付金(県1/2)、3町負担金		小田原市の事務処理方式を適用する。 南足柄市の実施方法の委託を補助金に改める。	国要綱により必須事業の地域活動支援センター事業を継続する。	サービスの維持が可能。また利用者にとっては、通所する事業所の選択枝が広がる。	特になし。	073035

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
障害福祉サービス等地域事業所配置事業費補助金	在宅の重度心身障がい児者、強度の行動障害のある支援困難ケース、緊急的な支援が必要なケースに対応するため、県が指定する拠点事業所に対して補助金を交付する。		<p>【対象】 県が指定する事業所 短期入所拠点事業 足柄療護園 ホームヘルプ拠点事業 太陽の門ヘルパーステーション</p> <p>【補助金額等】 1 補助基準額 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日神奈川県制定)の定めるによる補助基準額の範囲内で市長が定める額とする。ただし、補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、当該下回った額とする。 2 補助率 1/2</p> <p>【国、県等からの財源】 市町村事業推進交付金(県1/2)、1市7町負担金(中井町は他圏域)</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	事業所への支払額は変わらないため、支出合計は変わらない。(南足柄市で支出している負担金944,000円が補助金に変更)事務処理は、一本化される。	事務処理の一本化。	特になし。	073036
障害者就業生活支援センター運営費補助金	障がい者への就業相談、ハローワークや事業主との調整等、就職後のフォロー等を実施している障害者就業・生活支援センターへ補助金を交付する。		<p>【対象】 国の条件として既に知的障害者生活支援事業を受託し実施している法人に限定 社会福祉法人よるべ会</p> <p>【補助金額等】 神奈川県市町村事業推進交付金実施要領の規定により補助基準額は定額9,162千円</p> <p>【国、県等からの財源】 市町村事業推進交付金(県1/2)、1市8町負担金</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	事業所への支払額は変わらないため、支出合計は変わらない。(南足柄市で支出している負担金565千円が補助金に変更)事務処理は、一本化される。	事務処理の一本化。	特になし。	073037
障がい者就職支度金給付費	障がい者の自立支援と福祉の増進を目的として、就職時に一度に必要な物品の購入に充てるため、障がい者に支度金を支給する。		<p>【対象】 6か月以上継続して雇用される見込みのある30歳未満か60歳未満で就労移行支援か就労継続支援を経由した者、あるいは障害者能力開発校等を卒業後3年以内の者</p> <p>【補助金額等】 20,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 地域生活支援事業費補助金 国(2分の1) 地域生活支援事業費補助金 県(4分の1)</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の給付水準を維持し、市民サービスの低下を防ぐ。	就職した障害者への補助を水準を下げることなく実施できる。南足柄市では新たな補助を受けることができる。	対象者の増(年3件の見込)により財政負担が増加するため、他事業と調整を図る。	073038
障害者団体(福祉・健康関係団体)運営費補助金	障がい者団体の運営及び活動の充実を図り、もって障がい者の福祉の増進に寄与するため補助金を交付する。	障がい者団体の運営及び活動の充実を図り、もって障がい者の福祉の増進に寄与するため補助金を交付する。	<p>【対象】 小田原市視覚障害者福祉会 小田原市肢体障害者福祉会 小田原市聴覚言語障害者福祉会 小田原市肢体不自由児者父母の会 小田原市手をつなぐ育成会 小田原西湘腎友会</p> <p>【補助金額等】 事業に必要なと認められる経費から事業に関する収入を差し引いた額。ただし、需用費等の使用目的は別に定める。</p> <p>会員数割 補助総金額×1/2×補助団体会員数÷全体会員数 均等割 補助総金額×1/2÷団体数</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 南足柄市身体障害者福祉協会 南足柄市手をつなぐ育成会</p> <p>【補助金額等】 72,000円 45,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	歳出額の増加を防ぐため、予算額の範囲内において会員数等で配分する。	一定の助成が維持できる。	団体の活動内容が反映されないため、補助対象団体への説明をする。	073040

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
障害者スポーツ振興事業費補助金	県障害者スポーツ大会を開催する団体へ補助金を交付する。	障害者スポーツ振興事業費(ゆうあいピック)に対して補助金を交付する。	【対象】 神奈川県障害者スポーツ振興協議会  【補助金額等】 事業に必要と認められる経費から事業に関する収入を差し引いた額。ただし、予算の範囲を上限とする。  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 神奈川県障害者スポーツ振興協議会  【補助金額等】 50,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	障害者スポーツ大会参加者等により、金額を決定している。	現行の補助を継続して行うことができる。	特になし。	073041
県西地域みんなのつどい主催者協議会補助金	スポーツ活動やレクリエーション活動を通じ、県西地区の障害児者とその家族等の交流促進事業の運営を充実し、障害児者の福祉向上に寄与する。	スポーツ活動やレクリエーション活動を通じ、県西地区の障害児者とその家族等の交流促進事業の運営を充実し、障害児者の福祉向上に寄与する。	【対象】 県西地区みんなのつどい主催者協議会  【補助金額等】 5,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 県西地区みんなのつどい主催者協議会  【補助金額等】 30,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	市としての補助内容の一本化。	南足柄市分の補助金を削減。	1市分の補助金が減少することで、参加団体の負担金が増加する可能性があるため、運営費の縮小を検討する。	073042
在宅重度障害者等福祉タクシー利用助成金	在宅の重度障がい者等の社会への参加の促進及び通院等のためタクシーを利用した場合に初乗り運賃分等を助成する。	在宅の重度障害者がタクシーを利用した場合において運賃の一部を助成する。	【対象】 市内在住で、次のいずれかに該当する者 (1)身体障害者手帳1級の障がい者(肢体不自由・視覚・内部・聴覚言語) (2)身体障害者手帳2級の障がい者(聴覚障がい者、上肢の肢体不自由等を除く) (3)療育手帳A1若しくはA2を所持している者 (4)身体障害者手帳3級を所持し、かつ療育手帳B1を所持している者 (5)特定疾患医療受給者証を所持している者 (6)小児特定疾患医療給付決定通知書を所持している者  【補助金額等】 タクシー 初乗り運賃分 福祉有償運送(1回につき) 500円 1か月あたり4枚(腎臓機能障害1級にあつては6枚)の利用券を交付 4月に手続きすれば48枚(腎臓機能障害1級にあつては72枚)を交付 月ごとに順次減る  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 身体障害者1級・2級、療育手帳A1、A2、精神障害者1級で非課税世帯の者  【補助金額等】 タクシー(1年につき) 初乗り等のタクシー券36枚(じん臓疾患にあつては72枚)  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	市民サービスの低下を防ぐため。	現在の小田原市民のサービス水準を保てる。現在の南足柄市民のサービス水準が上がる。所得確認の作業がなくなることにより、事務の効率化を図ることができる。	現在の南足柄市分の経費が増大する。	073043
重度身体障害者自動車燃料費助成		自ら自動車を運転する身体障害者に対して燃料費を助成する。		【対象】 身体障害者手帳1級、2級で本人またはその同居する家屋が所有する自家用自動車を自ら運転する者のうち、属する世帯全員の市町村民税の非課税世帯の者  【補助金額等】(1Lにつき) 50円 限度額2,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止	歳出額の増加を抑えることを優先したため。	事務量や歳出の削減を図ることができる。	南足柄市でのサービス水準が低下するが、「障がい者福祉タクシー利用助成・在宅重度障害者等福祉タクシー利用助成」や「障がい者施設等通所者交通費助成」についてサービスを充実させることにより、現在の南足柄市の対象者に対してサービスの低下をできる限り抑える。	073046

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
南足柄市更生訓練費支給		就労移行支援または自立訓練の障害福祉サービスを利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。		<p>【対象】 就労移行支援または自立訓練の障害福祉サービスを利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所している者</p> <p>【補助金額等】 訓練のための経費(1月につき) 視覚障害者更生施設(あんま、はり、きゅう科) 14,800円(15日以上) 7,400円(15日未満) 肢体不自由者更生施設、視覚障害者厚生施設(あんま、はり、きゅう科を除く。)聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設 6,300円(15日以上) 3,150円(15日未満) 身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設 3,150円(15日以上) 1,600円(15日未満) 重度身体障害者更生援護施設 2,100円(15日以上) 1,050円(15日未満) 通所のための経費 次の施設別日額に訓練のために通所した日数を乗じて得た額と支給対象者の当該月の実支出額とを比較して少ない方の額とする。 肢体不自由者更生施設、重度身体障害者更生援護施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止	実績もなく、類似団体も実施していないため。	特になし	特になし	073047
障がい者施設等通所者交通費助成	社会福祉施設等に通所する障がい者に対して交通費を助成することにより、施設等の利用を促進するとともに、家族及び本人の経済的負担の軽減を図る。		<p>【対象】 就労移行支援事業所、指定就労継続支援A・B型事業所に通所する者 自立訓練・生活介護事業所に通所する者(新体系事業移行前に助成対象であった施設のみ) 地域活動支援センターに通所する者 ただし、及びについて、サービス報酬における送迎加算を算定できる事業所は対</p> <p>【補助金額等】 バス・電車等 定期代又は運賃の全額(障害者割引を受けた後の金額) 施設所有車両等 施設車両の利用に係る負担金等の額と次により算定した額とのいずれか少ない額 片道5km未満の場合:日額300円 片道5km以上の場合:日額500円 自家用車等 片道5km未満の場合:日額150円 片道5km以上の場合:日額250円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では実施していないため、福祉サービスの向上のため、通所に係る交通費を助成する。	施設利用の促進が図られ、福祉サービスの充実につながる。利用者の負担軽減が図られる。	南足柄市の対象者(2割程度の増見込)分の財政負担が増加するため、他事業と調整を図る	073048
身体障がい者自動車改造費助成費	重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会参加の促進を図る。	重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、社会復帰の促進を図ることを目的とする。	<p>【対象】 肢体不自由1～3級の身体障害者手帳所持者・障害者総合支援法の対象となる難病の者であって、市民税非課税者。</p> <p>【補助金額等】 上限10万円(1車両1回限り)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 下肢または体幹機能障害があり、身体障害者手帳1級、2級で市町村民税が非課税世帯に属する者</p> <p>【補助金額等】 操行装置、駆動装置等の改造に要した経費の2分の1(上限10万円)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	市民サービスの観点から、対象者の基準が広い小田原市の基準で実施する。	対象者の拡大により市民サービスが向上する。	歳出が増加するため、他事業と調整を図る。	073049

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
障がい者自動車運転免許取得費助成費・下肢等障害者自動車運転訓練補助金	障がい者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るとともに、就労その他社会活動への参加促進を目的に、自動車運転免許の取得者に助成を行う。	下肢等障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許証を取得者に補助金を交付する。	【対象】 身体障害者手帳1～4級所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害を理由に障害年金受給資格を得た者、障害者総合支援法の対象となる難病の者  【補助金額等】 指定自動車教習所において技能教習を受けるために要した費用の3分の2。(上限10万円)  【国、県等からの財源】 国1/2、県1/4	【対象】 身体障害者1級から4級(下肢障害、体幹障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち、移動機能障害または心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう若しくは直腸の機能の障害を有するもの)で市町村住民税非課税世帯に属するもの  【補助金額等】 指定自動車教習所において技能教習を受けるために要した費用の3分の2。(上限10万円)  【国、県等からの財源】 県1/2	小田原市の事務処理方式を適用する。	市民サービスの観点から、対象者の基準が広い小田原市の基準で実施する。	対象者の拡大による市民サービスの向上。	歳出の増加するため、他事業と調整を図る。	073050
車いす改造に関する原動機取り付け助成金		戦傷病者又は身体障害者が手動車いすに原動機を取り付け、原動機付き自転車に改造する費用の一部を助成する。		【対象】 戦傷病者、身体障害者(児) 【補助金額等】 車いすの改造に要する経費の2分の1以内(上限10万円) 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止	実績もなく、類似団体も実施していないため。	特になし	特になし	073051
重度障がい者医療費助成金	重度障がい者が医療機関等を受診した場合、保険診療の自己負担分を全額助成する。	重度障害者の保険診療費・療養費の自己負担分を助成する。	【対象】 (1)小田原市在住で医療保険各法等加入者または小田原市国民健康保険被保険者(ただし、生活保護者、中国残留邦人等を除く) (2)身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2、精神障害者保健福祉手帳1級、重複障害(身体障害者手帳3級かつ療 【補助金額等】 保険診療の自己負担分を全額助成する。ただし、高額療養費及び家族療養費附加給付金の支給があるときは、それを控除した額。 【国、県等からの財源】 県(2分の1) (ただし、県補助対象外、窓口一部負担金を除いた額)	【対象】 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2または児童相談所若しくは障害者更生相談所において、知能指数が35以下、精神障害者保健福祉手帳1級の方 所得制限あり  【補助金額等】 保険診療の自己負担分を全額助成する。ただし、高額療養費及び家族療養費附加給付金の支給があるときは、それを控除した額。 【国、県等からの財源】 県(2分の1) (ただし、県補助対象外、窓口一部負担金を除いた額)	小田原市の事務処理方式を適用する。	市民サービスの低下を防ぐため。	現在の小田原市民のサービス水準を保てる。現在の南足柄市民のサービス水準が上がる。	現在の南足柄市分の経費が増大するため、他事業と調整を図る。	073052
医療費助成協力費補助金	医療費助成事業を円滑に実施し、もって地域住民の健康維持に寄与するため補助金を交付する。		【対象】 一般社団法人小田原医師会 一般社団法人小田原歯科医師会 公益社団法人小田原薬剤師会 公益社団法人神奈川県柔道整復師会小田原支部  【補助金額等】 事業に必要と認められる経費から、事業に関する収入を差し引いた額。ただし予算の範囲内を上限とする。  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	医療費助成事業を円滑にすすめるため、補助金を支出する。	事業の継続が可能	南足柄市管内は「足柄上医師会」に含まれる。足柄上郡5町との調整が必要。新たに南足柄市管内の医師会等へ補助金を支出することで、財政負担の増となる。  足柄上郡5町と調整をする。他事業と調整を図る。	073053
障害者グループホーム等(新規)設置費補助金	地域における障がい者の生活の場の整備を促進するため、グループホームの新設に伴う初度調分費用の一部を補助する。	事業者が新たに設置するグループホームにおいて利用者の用に供する備品等を購入したのに対し、補助金を交付する。	【対象】 新規にグループホーム等を設置するもので、市長が認めたもの  【補助金額等】 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱に定める障害者グループホーム等運営費補助事業(県単)の補助基準額(1件50万円)の範囲内で市長が定める額  【国、県等からの財源】 市町村事業推進交付金(10/10)	【対象】 市内にグループホーム等を新規に設置した社会福祉法人かNPO法人  【補助金額等】 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱に定める障害者グループホーム等運営費補助事業(県単)の補助基準額(1件50万円)の範囲内で市長が定める額  【国、県等からの財源】 市町村事業推進交付金(10/10)	現行どおりとする。	両市とも実施内容が同じため。	特になし。	特になし。	073054

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
障害者地域生活サポート事業補助金・地域防災拠点事業補助金		社会福祉法人等が実施する事業の経費に対し補助金を交付する。 地域防災拠点事業 重度障害者個別支援事業		【対象】 県障害者地域生活サポート事業実施要綱に規定する事業を実施した社会福祉法人等  【補助金額等】 1社会福祉法人につき年額 100万円を上限 1人につき@3,300円/日  【国、県等からの財源】 県1/2	南足柄市の事務処理方式を適用する。	南足柄市のサービス水準を下げないため。	現行の南足柄市の給付水準を維持することができる。	小田原市分を追加するため、予算が増加するため、他事業と調整を図る。	073055
児童発達支援センター運営費補助金	児童発達支援センターにおける給食の調理、配膳等に携わる職員の検便検査に関する事業について、補助金を交付する。		【対象】 ほうあんふじ  【補助金額等】 検便検査に要する費用。ただし予算の範囲内を上限とする。  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	小田原市の給付水準を維持し、サービスを維持する。	福祉関係団体に現状どおりの補助ができる。	特になし。	073056
障害児通所給付費	障害児通所支援(児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・計画相談支給給付費・高額障害児通所給付費)を支給する。	障害児通所支援事業を行うものから障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)を受けたときは、障害児通所給付費を支給する。	【対象】 事業利用者  【補助金額等】 児童福祉法による利用者負担は原則1割(低所得者層は無料)  【国、県等からの財源】 障害者自立支援給付費等負担金国(2分の1) 障害者自立支援給付費等負担金県(4分の1)	【対象】 事業利用者  【補助金額等】 児童福祉法による利用者負担は原則1割(低所得者層は無料)  【国、県等からの財源】 障害者自立支援給付費等負担金国(2分の1) 障害者自立支援給付費等負担金県(4分の1)	現行どおりとする。	児童福祉法により実施しているため。	特になし	特になし	073057
南足柄市障害者の水道料金助成金		市営水道を利用する障害者のみの市町村民税非課税世帯に対し、基本料金を助成する。		【対象】 ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳A1、A2または児童相談所若しくは障害者更生相談所において、知能指数が35以下と判定された方 ・身体障害者3級の手帳を有し、かつ児童相談所等で、知能指数が50以下の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方  【補助金額等】(2か月につき) 1,512円  【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止	類似団体で事業を実施している市がなく、歳出削減を図るため。	事務量や歳出の削減を図ることができる。	南足柄市でのサービス水準が低下するため、広報や説明会により市民周知を図る。	073060

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
南足柄市障害者診断書作成料助成金		障害者手帳取得(更新)時の診断書作成料を助成する。		<p>【対象】市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により南足柄市の住民基本台帳に記録され、前年分の市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>【補助金額等】診断書の作成に要した経費に相当する額(上限2,000円)</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>	廃止	現在の給付対象者が南足柄市12名と少数であり、類似団体で事業を実施している市がなく、歳出削減を図るため。	事務量や歳出の削減を図ることができる。	南足柄市でのサービス水準が低下するため、広報や説明会により市民周知を図る。	073061
障害者自立支援医療費給付事業(更生医療・育成医療)	じん臓や心臓の機能障害などで一定の基準に該当する身体障がい者に対し、日常生活や職業生活により適合するための、身体の機能障害を軽減または改善する治療に対する公費負担。障害者本人またはその属する世帯の所得状況に応じて自己負担がある。	じん臓や心臓の機能障害などで一定の基準に該当する身体障がい者に対し、日常生活や職業生活により適合するための、身体の機能障害を軽減または改善する治療に対する公費負担。障害者本人またはその属する世帯の所得状況に応じて自己負担がある。	<p>【対象】更生医療 一定の基準に該当する18歳以上の身体障害者手帳所持者 育成医療 身体に障害のある18歳未満の者</p> <p>【補助金額等】総医療費の医療保険給付分及び自己負担分(1割)の残りを給付。</p> <p>【国、県等からの財源】国(2分の1)、県(4分の1)、市(4分の1)</p>	<p>【対象】更生医療 一定の基準に該当する18歳以上の身体障害者手帳所持者 育成医療 身体に障害のある18歳未満のもの</p> <p>【補助金額等】総医療費の医療保険給付分及び自己負担分(1割)の残りを給付。</p> <p>【国、県等からの財源】国(2分の1)、県(4分の1)、市(4分の1)</p>	現行どおりとする。	障害者総合支援法により実施しているため、現行の実施方法を継続する。	特になし	特になし	073066
移動支援サービス事業	屋外での移動に困難がある障がい児者の外出をガイドヘルパーが支援し、地域での自立生活及び社会参加の促進を図る。	屋外での移動に困難がある障がい児者の外出をガイドヘルパーが支援し、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。	<p>【対象】四肢体幹機能障がい者、知的障がい者、精神障がい者</p> <p>【補助金額等】基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む)</p> <p>【国、県等からの財源】国(2分の1)、県(4分の1)</p>	<p>【対象】(1)身体障害者手帳2級以上で支援の必要な身体障害者(児) (2)両上下肢の身体障害者手帳2級以上で、外出の際主に車椅子を利用する全身性障害者(児) (3)療育手帳を所持する知的障害者(児) (4)精神保健福祉手帳を所持又は自立支援医療(精神)受給中の精神障害者(児)</p> <p>【補助金額等】基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む)</p> <p>【国、県等からの財源】国(2分の1)、県(4分の1)</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	市民サービスの低下を防ぐため。	現在の小田原市民のサービス水準を保てる。現在の南足柄市民のサービス水準が上がる。	現在の南足柄市分の経費が増大するため、他事業と調整を図る。	073067
日中一時支援サービス事業	介護者が社会的・私的理由により一時的に障がい者を介護できない場合に、日中、施設等で見守り等を行う。	介護者が社会的・私的理由により一時的に障がい者を介護できない場合に、日中、施設等で見守り等を行う。	<p>【対象】身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者</p> <p>【補助金額等】基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む)</p> <p>【国、県等からの財源】国(2分の1)、県(4分の1)</p>	<p>【対象】日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等</p> <p>【補助金額等】基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む)</p> <p>【国、県等からの財源】国(2分の1)、県(4分の1)</p>	現行どおりとする。	対象者の表記に違いはあるが、市民サービスに影響はない(歳出増はなし)と思われるため。	特になし	特になし	073068



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
日常生活用具費給付事業	障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。	障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。	【対象】 障害者手帳所持者、難病患者等 【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1)	【対象】 障害者手帳所持者、難病患者等 【補助金額等】 基準額の9割(基本本人負担は1割) 【負担上限額】 18歳以上(本人及び配偶者で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 9,300円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 18歳未満(住民票上の世帯員全員で計算) ・生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯 0円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円未満 4,600円 ・市町村民税課税世帯 市民税所得割16万円以上 37,200円(入所者を含む) 【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1)	現行どおりとする。	両市とも実施内容が同じため。	特になし	特になし	073069
重度障がい者訪問入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対して、巡回入浴者で利用者宅を訪問して入浴サービスを実施して、心身機能の維持向上と介護家族の負担軽減を図る。	(参考) 事業所と契約し、委託料で実施している。市は、利用者から直接利用料を徴収している。	【対象】 身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級又は精神障がいを事由として障害年金1級の受給資格を 【補助金額等】 訪問入浴サービスに要した金額の9割(低所得者は全額、市の負担) 【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1)、市(4分の1)		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市の同事業負担金と統合による歳出の削減(南足柄市の委託料を含めて)を図るため。	歳出が削減できる。	現在の南足柄市民の自己負担額が増加するため、給付金額の調整を検討する。	073070
南足柄市医師連盟補助金		南足柄市医師連盟の活動を補助するため、補助金を交付する。		【対象】 足柄上医師会加盟医師のうち、南足柄市に医療機関がある医師で構成される23医療機関31人 【補助金額等】 250,000円(平成27年度) 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	合併に際し、連盟のあり方について検討していただき、併せて補助金のあり方についても検討する。	特になし。	特になし。	074040
南足柄市歯科医師連盟補助金		南足柄市歯科医師連盟の活動を補助するため、補助金を交付する。		【対象】 足柄上歯科医師会加盟歯科医師のうち、南足柄市に歯科診療所がある医師で構成される12歯科12人 【補助金額等】 200,000円(平成27年度) 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	合併に際し、連盟のあり方について検討していただき、併せて補助金のあり方についても検討する。	特になし。	特になし。	074041
神奈川県柔道整復師会小田原支部補助金		神奈川県柔道整復師会小田原支部の活動を補助するため補助金を交付する。		【対象】 神奈川県柔道整復師会小田原支部 【補助金額等】 14,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	南足柄市への申請、交付であるので、合併した場合申請根拠がない。	特になし。	特になし。	074042
小田原看護専門学校運営費補助金	看護専門学校等の運営を円滑かつ効率的に遂行し、地域医療の充実に必要な看護師等を確保する。	看護専門学校等の運営を円滑かつ効率的に遂行し、地域医療の充実に必要な看護師等を確保する。	【対象】 一般社団法人 小田原医師会 【補助金額等】 (支出額 - 収入額)以内で、予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 一般社団法人 小田原医師会 【補助金額等】 18,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	看護専門学校の運営を円滑かつ効率的に遂行し、地域医療の充実に必要な看護師を確保するため、運営費の一部を助成する。南足柄市の負担金は、補助金に改める。	特になし。	特になし。	074047

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
小田原高等看護専門学校運営費補助金	看護専門学校等の運営を円滑かつ効率的に遂行し、地域医療の充実に必要な看護師等を確保する。		【対象】 一般社団法人 小田原医師会 【補助金額等】 (支出額 - 収入額)以内で、予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	高等看護専門学校の運営を円滑かつ効率的に遂行し、地域医療の充実に必要な看護師を確保するため、運営費の一部を助成する。	特になし。	特になし。	074048
広域二次病院群輪番制運営費補助金	入院や手術を要する救急患者及び一次医療機関からの転送患者に対応するため、県西地域内の10病院が輪番により内科系、外科系の2病院体制で、毎夜間及び休日昼間に診療を行うための運営費を助成する。		【対象】 一般社団法人 小田原医師会 【補助金額等】 予算の範囲内において別に定める1日当たりの単価(100,000円)に実施日数を乗じて得た額 【国、県等からの財源】 1市8町負担金(平成27年9月1日現在の人口割により算定)		現行どおりとする。	二次救急医療体制を維持するため、補助金の支出及び補助額は適当である。	特になし。	特になし。	074052
広域二次病院群補充輪番制運営費補助金	小田原市独自の施策として、広域二次輪番当番病院に市外病院が当たる場合、市民の利便向上のため、別の市内病院を補充するための運営費を助成する。		【対象】 一般社団法人 小田原医師会 【補助金額等】 予算の範囲内において別に定める1日当たりの単価(100,000円)に実施日数を乗じて得た額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	二次救急医療体制を維持するため、補助金の支出及び補助額は、23広域二次病院群輪番制運営費補助金と同様とする。	財政負担が軽減される。小田原市内の病院の負担が軽減される。	特になし。	074053
広域二次救急医療確保対策調整費補助金	広域二次輪番当番病院を決定するための調整会議等の経費を助成する。		【対象】 一般社団法人 小田原医師会 【補助金額等】 (支出額 - 収入額)以内で、予算の範囲内において市長が定める額 【国、県等からの財源】 1市8町負担金(平成27年9月1日現在の人口割により算定)		現行どおりとする。	輪番による当番病院を協議、決定するための機関は必要であり、会議運営費用を現行通り負担する。	各医療機関が会議に参加することで事務が円滑に運営される。	特になし。	074054
救急医療機関外国籍市民対策費補助金	医療費の負担能力に欠ける外国籍市民が、県内の救急医療機関を受診し、医療費の未収金が生じることによる医療機関の損失を補填する。	医療費の負担能力に欠ける外国籍市民が、県内の救急医療機関を受診し、医療費の未収金が生じることによる医療機関の損失を補填する。	【対象】 外国籍市民が救急医療機関において救急医療による治療を受け、当該外国籍市民の責務により医療費の弁済が行われない前年度の医療費のうち、原因が当該救急医療機関の責によらないもので回収に相当な努力をしたにもかかわらず生じた損失医療費。 【補助金額等】(1件1人当たり) 100万円まで(入院14日以内) 【国、県等からの財源】 県1/2	【対象】 外国籍市民が救急医療機関において救急医療による治療を受け、当該外国籍市民の責務により医療費の弁済が行われない前年度の医療費のうち、原因が当該救急医療機関の責によらないもので回収に相当な努力をしたにもかかわらず生じた損失医療費。 【補助金額等】(1件1人当たり) 100万円まで(入院14日以内) 【国、県等からの財源】 県1/2	現行どおりとする。	神奈川県救急医療機関外国籍市民対策費補助要綱において、市町村が助成することになっているほか、1人当たりの助成金額上限等も決まっている。	特になし。	特になし。	074055

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
休日・夜間急患診療所運営費補助金	休日及び夜間の一次救急医療体制を確保するため、小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会が運営する休日・夜間急患診療所、休日急患歯科診療所及び休日・夜間急患薬局の運営費を助成する。	休日昼間の救急診療所の運営費を、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の1市5町で負担。12/29～1/3(6日間)の足柄歯科医師会歯科保健センター診療所での診療経費を1市5町で負担。	【対象】 一般社団法人 小田原医師会 一般社団法人 小田原歯科医師会 公益社団法人 小田原薬剤師会  【補助金額等】(別添資料参照) 別に定める単価(別紙)に従事日数を乗じて得た額  【国、県等からの財源】 県補助金(小児救急医療対策費補助金;対象経費の1/2)及び1市3町負担金(診療所及び薬局分は夜間受診者の3か年平均で按分、歯科診療所分は受診者の3か年平均で按分)	【対象】 足柄上衛生組合 足柄歯科医師会  【補助金額等】 3,812,000円  【国、県等からの財源】 1市5町で負担額を按分し支出。一般財源単独支出。 足柄上衛生組合 3,622,000円 足柄歯科医師会 190,000円	小田原市の事務処理方式を適用する。 足柄上衛生組合の方向性に注視し、相互利用も含め市民サービスの低下がないように配慮する。	従来小田原、足柄上各管内の双方の住民が各診療所を負担金を求めず相互利用している。今後も従来通り小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会に対し、診療所等に係る運営費を助成する。	南足柄市が負担してきた足柄上地区休日急患診療所運営費負担金及び足柄上地区年末年始歯科急患診療事業負担金はなくなる。	特になし。	074056
地域でつくる健康づくり支援事業補助金	市民の健康増進を図るため、地域で主体的に取り組む健康づくり運動を推進する。		【対象】 健康おだわら普及員連絡会  【補助金額等】 (支出額 - 収入額)以内で、予算の範囲内において市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。 ただし、合併後3年を目途に補助金のあり方を見直す。	現在、南足柄市においては、小田原市のような地区自治会連合会から推薦を受けた健康づくりに関する組織がないため、合併後、調整が必要である。	特になし。	特になし。	074057
産科医師分娩手当補助金	地域でお産を支える産科医、産婦人科医及び助産師の処遇改善を図ることで、産科医療機関、助産所及び産科医等の確保を図る。		【対象】 分娩を取扱う医療機関で、次の条件を満たすもの。 1 雇用契約等で、産科医等に対する分娩手当の支給が明記されていること。 2 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用として徴収する金額が55万円未満であること。  【補助金額等】 10,000円に年間分娩取扱件数を乗じて得た金額と、対象事業の年間実支出額を比較して少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額とする(千円未満切捨て)。  【国、県等からの財源】 県1/3		現行どおりとする。	法律に基づき実施し、補助額も決まっていることから現行の水準で実施する。	特になし。	特になし。	074058
食生活改善推進団体南足柄支部助成金		地域において食生活改善活動を行っている南足柄市食生活改善推進団体に活動助成及び事業委託により食に対する知識の普及・啓発を図る。		【対象】 食生活改善推進団体いぐみ会南足柄支部「ばせりの会」  【補助金額等】 33,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	小田原市の団体と同様に委託料として支出するため、助成金を委託料に変える。	特になし。	特になし。	074060
地域げんき作戦活動助成金		地域げんき作戦会議を経て、自治会単位で組織した健康づくりの団体に対し、その活動費の一部を助成。(広町、関本、台河原、生駒の4団体)		【対象】 地域げんき作戦会議を経て自治会単位で健康づくりを推進する団体であること。  【補助金額等】(1団体につき)9,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	合併後、組織のあり方を検討する。	地域において健康づくりが推進される。	健康づくりへの取組に市域内で差が出るため、他の助成事業の活用を検討する。	074061

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
特定不妊治療費助成金		特定不妊治療を受けている夫婦に対し、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。		<p>【対象】 医療保険が適用されない体外受精や顕微授精 法律上の婚姻関係にある夫婦 夫及び妻が特定不妊治療の終了した日及び助成申請日において南足柄市民であること 国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していること 夫婦の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年度の所得)の合計が730万円未満であること 夫及び妻に市税等の滞納がないこと 「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業」実施要綱による助成の決定を受けた方</p> <p>【補助金額等】 対象者が受けた特定不妊治療に要した治療費(保険外診療)から県要綱による助成額を控除した額。夫婦1組1回の治療につき、10万円を限度。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業(国・県補助の上乗せ事業)</p>	南足柄市の事務処理方式を適用する。	類似団体はもとより、県内自治体においても実施している自治体が多いため。	小田原市民へのサービスが新たに増える。	財政負担が大きくなるため、他の事業で不足の財源を賄う。	074064
不育症治療費助成金	不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦に対し、不育症治療費の一部を助成する。	不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦に対し、不育症治療費の一部を助成する。	<p>【対象】 厚生労働省不育症研究機関に属する医療機関、またはこれと同等の能力を有する医療機関において夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療及びその治療に係る検査 法律上の婚姻関係にある夫婦 医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められ実際に治療した夫婦 夫婦ともに治療終了日及び申請日とも本市に住民登録がある 国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していること 夫婦の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年度の所得)の合計が730万円未満であること 夫及び妻に市税等の滞納がないこと夫婦ともに医療保険各法の被保険者等であること。ただし、夫婦の一方又は双方が住民基本台帳法の規定による本市の住民基本台帳に記録されていない期間に係る不育症治療等の費用は除く。</p> <p>【補助金額等】 1治療期間につき、助成対象費用の2分の1の額を、30万円を上限に助成する。初回申請日の年度を1年度目とし、1対象者に対し通算5年度まで助成する。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 厚生労働省不育症研究機関に属する医療機関、またはこれと同等の能力を有する医療機関において夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療及びその治療に係る検査 法律上の婚姻関係にある夫婦 医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められ実際に治療した夫婦 夫婦ともに治療終了日及び申請日とも本市に住民登録がある 国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していること 夫婦の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年度の所得)の合計が730万円未満であること 夫及び妻に市税等の滞納がないこと夫婦ともに医療保険各法の被保険者等であること。ただし、夫婦の一方又は双方が住民基本台帳法の規定による本市の住民基本台帳に記録されていない期間に係る不育症治療等の費用は除く。</p> <p>【補助金額等】 1治療期間につき、助成対象費用の2分の1の額を、30万円を上限に助成する。初回申請日の年度を1年度目とし、1対象者に対し通算5年度まで助成する。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	現行どおりとする。	不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦の経済的負担を軽減する。類似団体と同程度の水準であるため継続する。	特になし	特になし	074065
国民健康保険法定給付	国民健康保険法に基づき、保険給付を行う。	国民健康保険法に基づき、保険給付を行う。	<p>【対象】 国民健康保険被保険者 被保険者の年齢、所得によって給付割合が異なる。また、減免制度もある。</p> <p>【補助金額等】 診療報酬(公定価格)の7割～10割</p> <p>【国、県等からの財源】 国、県、支払基金のほか、被保険者の保険料などで、財源率、金額は年度により異なる。</p>	<p>【対象】 国民健康保険被保険者 被保険者の年齢、所得によって給付割合が異なる。また、減免制度もある。</p> <p>【補助金額等】 診療報酬(公定価格)の7割～10割</p> <p>【国、県等からの財源】 国、県、支払基金のほか、被保険者の保険料などで、財源率、金額は年度により異なる。</p>	現行どおりとする。	国民健康保険法等で規定された給付内容、給付金額であるため。	特になし	特になし	075017

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
国民健康保険任意給付(出産育児一時金・葬祭費)	任意給付として出産育児一時金及び葬祭費の給付を行う。出産育児一時金葬祭費	任意給付として出産育児一時金及び葬祭費の給付を行う。出産育児一時金葬祭費	【対象】 国民健康保険被保険者 死亡した国民健康保険被保険者の葬儀を実施した人 【補助金額等】 420,000円 50,000円 【国、県等からの財源】 普通地方税交付金措置 市単独事業	【対象】 国民健康保険被保険者 死亡した国民健康保険被保険者の葬儀を実施した人 【補助金額等】 420,000円 50,000円 【国、県等からの財源】 普通地方税交付金措置 市単独事業	現行どおりとする。	ほとんどの市町村が同じ内容、金額で実施しており、両市も同様であるため。	特になし	特になし	075022
人間ドック助成	国民健康保険被保険者が特定健診と同等の健康診断(人間ドック等)を受診した場合に助成する。	国民健康保険被保険者と後期高齢者医療被保険者が特定健診と同等の健康診断(人間ドック等)を受診した場合に助成する。	【対象】 国民健康保険被保険者(40歳以上)で特定健診の代わりに人間ドックを受けた人(保険料に未納が無いこと) 年度内1回に限る 【補助金額等】 人間ドック費用の2分の1(上限10,000円) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 国民健康保険被保険者(35歳以上)及び後期高齢者医療被保険者で、特定健診(はつらつ健診)未受診者 年度内1回に限る 【補助金額等】 人間ドック費用の2分の1(上限10,000円、オプションは除く) 【国、県等からの財源】 市単独事業、広域連合	小田原市の事務処理方式を適用する。	対象者を絞ることで経費の削減を図る。	予算規模の削減と、事務量の軽減化が図られる。	南足柄市民にとって、サービスが低下する。郵送や支所等での受付の開始の検討(広域になることも踏まえ)を行うとともに、後期高齢者へ他の健診の案内や、特定健診案内文への掲載、広報紙等による周知を行う。	075025
国民健康保険事業協力補助金	国民健康保険事業を円滑に実施し、もって地域住民の健康維持に寄与する事業を行う場合に補助金を交付する。		【対象】 小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会、神奈川県柔道整復師会小田原支部 その他 補助金交付要綱に則していること 【補助金額等】 小田原医師会 924,000円 小田原歯科医師会 460,000円 小田原薬剤師会 192,000円 神奈川県柔道整復師会小田原支部 38,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	医師会、歯科医師会については新しい市域で活動することを想定しているが、事業内容に大きな変更は生じないと思われるため。(薬剤師会、柔道整復師会はすでに対象エリアとなっていることから変更の必要はない。)	各団体との調整不要。	特になし。	075031
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額を助成する。	ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額を助成する。	【対象】 ひとり親家庭等の父又は母と児童 【補助金額等】 健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額 【国、県等からの財源】 県(2分の1)	【対象】 ひとり親家庭等の父又は母と児童 【補助金額等】 健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額 【国、県等からの財源】 県(2分の1)	現行どおりとする。	県費補助を受けて実施しており、給付水準は両市とも同一。 県補助要綱では、受診の際の一部負担金が制度化されているものの、両市とも市費で肩代わりをしている。県内で一部負担金を課している事例はなく、見直しは難し	特になし	特になし	081018
小児医療費助成	小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額を助成する。	小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額を助成する。	【対象】 入院・通院ともに中学校修了までの者を養育する者 【補助金額等】 健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額 【国、県等からの財源】 未就学児の通院・入院分及び中学校修了までの入院分、所得限度以内 県(3分の1) 未就学児の所得限度以上の通院・入院分、所得限度以内の小学生から中学校修了までの通院分 市単独事業	【対象】 通院は小学校4年生修了までの者を養育する者 入院は中学校修了までの者を養育する者 【補助金額等】 健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額 【国、県等からの財源】 未就学児の通院・入院分及び中学校修了までの入院分、所得限度以内 県(2分の1) 財政力指数1.0未満のため 未就学児の所得限度以上の通院・入院分、所得限度以内の小学1年生から4年生までの通院分 市単独	小田原市の事務処理方式を適用する。	医療費助成の対象年齢は中学校卒業までとしている自治体が趨勢であることから中学卒業までを対象としている小田原市の基準に揃える。	幅広い子育て中の市民の経済的負担が軽減される。	財政負担が増す。	081019
未熟児養育医療費助成金	医師が指定養育医療機関において入院療育を必要と認めた未熟児に対し、満1歳の誕生日の前々日までの養育に必要な医療を現物給付する。	医師が指定養育医療機関において入院療育を必要と認めた未熟児に対し、満1歳の誕生日の前々日までの養育に必要な医療を現物給付する。	【対象】 医師が指定養育医療機関において入院療育を必要と認めた未熟児 【補助金額等】 養育に必要な医療を現物給付 【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1)	【対象】 医師が指定養育医療機関において入院療育を必要と認めた未熟児 【補助金額等】 養育に必要な医療を現物給付 【国、県等からの財源】 国(2分の1)、県(4分の1)	現行どおりとする。	母子保健法に基づく法定受託事務であり見直しの余地はなく、両市の給付水準も同一であるため。	特になし	特になし	081020

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
児童遊園地管理補助金	民間児童遊園地(以下「遊園地」という。)の普及と遊具の整備等を促進し、もって児童に健全な遊び場を与え、交通事故等による傷害の防止及び健康の増進を図る。		【対象】 新設遊園地における遊具の購入、危険防止等のための工事業		廃止。	新設に対する支援は行わないこととする。	行政の財政的負担が軽減される。	新設事業費が全て地域団体等の負担となるため、子どもの安全な遊び場の確保が進まなくなるため、その他の支援方法を研究する。	081022
児童遊園地補修・増設、撤去費補助金	民間児童遊園地(以下「遊園地」という。)の普及と遊具の整備等を促進し、もって児童に健全な遊び場を与え、交通事故等による傷害の防止及び健康の増進を図る。		【対象】 1 遊具又は危険防止等の設備の修理 2 新たに遊具の購入又は危険防止等の設備の設置 3 遊具又は危険防止等の設備の撤去移設 4 大規模な塗装		現行どおりとする。 南足柄市の児童遊園地は市有財産であるため、小田原市域のみ補助制度を継続する。	児童遊園地の修繕費については、両市の取扱いの違いが大きく、南足柄市においては、直営事業となっている。	特になし。	事務の合理化、財政的な効果が見込めない。	081023
児童遊園地運営費補助金	民間児童遊園地(以下「遊園地」という。)の普及と遊具の整備等を促進し、もって児童に健全な遊び場を与え、交通事故等による傷害の防止及び健康の増進を図る。		【対象】 1 さく、植木等の手入れ 2 遊園地内の清掃 3 光熱水の供給 4 その他遊園地維持のために必要な諸資材購入等		現行どおりとする。 小田原市域のみを対象とする。	小田原市と南足柄市では児童公園設置の経緯が異なり、統合困難。 当面、それぞれの地域での対応を継続し、自治会支援のあり方などを踏まえて将来的に見直ししていく。	特になし。	事務の効率化、財政的な効果が見込めないため、運営費補助金の見直しを検討する。	081024
遊園地施設賠償責任保険料補助金	民間児童遊園地(以下「遊園地」という。)の普及と遊具の整備等を促進し、もって児童に健全な遊び場を与え、交通事故等による傷害の防止及び健康の増進を図る。		【対象】 既設遊園地における賠償責任保険に係る保険料		現行どおりとする。 現在の小田原市域のみ補助金による保険料支払を行っていく。	南足柄市域分は市有施設で一括加入しているため。 (全国市長会 市民総合保障保険)	特になし。	特になし。	081025
子育て支援フェスティバル補助金	地域における子育て支援を推進し、もって就学前児童(以下「児童」という。)の健全育成及び児童福祉を向上させることを目的とする。		【対象】 子育て支援フェスティバルの開催に関する事業		小田原市の事務処理方式を適用する。 実行委員会の形式の事業開催と補助金について継続する。南足柄市域で活動する子育て支援団体の参加も得て、市域全体の子育て支援イベントとして拡充していく。	協賛金以外の財源がないため、事業の継続には補助金の支出は必要。 子育て支援団体同士の情報交換や連携が図られている。	子育て世代や子どもたちの絶大な支持を得ているイベントの充実が図れる。	現在と変わらない負担であってもイベントの充実が図られることからデメリットは特になし。	081026

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
児童扶養手当	父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親等世帯に対し、児童扶養手当を支給する。	父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親等世帯に対し、児童扶養手当を支給する。	【対象】 父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親等世帯 【補助金額等】 全部支給 42,330円 一部支給 42,320円～9,990円(所得額により手当の額を決定) 第2子加算5,000円、第3子以降は1人当たり3,000円。一部支給者は所得に応じて加算額が決定。(平成28年8月分から、第2子加算が最大10,000円、第3子以降は1人当たり最大6,000円) 【国、県等からの財源】 国(3分の1)	【対象】 父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親等世帯 【補助金額等】 全部支給 42,330円 一部支給 42,320円～9,990円(所得額により手当の額を決定) 第2子加算5,000円、第3子以降は1人当たり3,000円。一部支給者は所得に応じて加算額が決定。(平成28年8月分から、第2子加算が最大10,000円、第3子以降は1人当たり最大6,000円) 【国、県等からの財源】 国(3分の1)	現行どおりとする。	児童扶養手当法に基づく法定受託事務であり、給付水準については両市とも上乗せなく、同水準であるため。	特になし	特になし	081027
母子及び父子家庭生活資金貸付事業		配偶者のない女子又は配偶者のない男子で、満20歳に満たない児童を現に扶養しているものに対し、生活資金の貸付事業を行い、母子家庭及び父子家庭の福祉の増進を図る。		【対象】 配偶者のない女子又は男子で、20歳に満たない者を現に扶養し、本市に居住している 【補助金額等】 上限額20万円(無利子) 【国、県等からの財源】 市単独事業(南足柄市母子及び父子家庭生活資金貸付基金)	合併と同時に廃止し、新規の貸付はせず返済のみ管理する。返済の管理に係る実施方法等については、現行を引継ぐ。	類似団体事例もなく県の貸付制度で対応可能のため。	市独自の貸付の相談対応がなくなる。	県の貸付が実行される前に資金が必要な場合など、緊急に貸付が必要な場合に対応できない。市独自の貸付が廃止の周知をし、計画的な貸付相談を案内する。	081028
母子福祉資金等利子補給金	母子福祉資金等を借り入れ、1年間元金を完納した者に対してその年に支払った利息分を支給する。		【対象】 母子福祉資金等を借り入れ、1年間元金を完納した者 【補助金額等】 1年間元金を完納した者に対してその年に支払った利息分 【国、県等からの財源】 市単独事業		合併前に廃止(経過措置あり。最終は平成39年度)	本制度は小田原市において平成29年4月に廃止予定となっている。(経過措置として平成28年度以前に母子福祉資金等の貸付を受けた者に対する利子補給は行う。最終は平成39年度)	特になし	特になし	081029
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母等の主体的な能力開発を支援するため、就業につながる技能や資格の取得を目的に指定講座を受講した者に費用の一部を支給する。	母子家庭の自立を促進するため、教育訓練講座を受講する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金を給付する。	【対象】 ・市内に住所を有する20歳未満の児童を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父で、児童扶養手当の支給を受けている者又はその所得水準にある者 ・過去に教育訓練給付金を受けたことがない者 【補助金額等】 ・雇用保険教育訓練給付金の受給資格を有しない者は教育訓練経費の6割で上限20万円(12,000円を超えない場合は支給しない) ・雇用保険教育訓練給付金の受給資格を有する者は教育訓練経費の4割で雇用保険と合わせて上限20万円(8,000円を超えない場合は支給しない) 【国、県等からの財源】 国(4分の3) 雇用保険教育訓練給付金の受給資格を有している者の給付金は市単独	【対象】 ・市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当の支給を受けている者又はその所得水準にある者。 ・過去に教育訓練給付金を受給していない者。 ・雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格を有していない者 【補助金額等】 教育訓練経費の6割で上限20万円(12,000円を超えない場合は支給しない) 【国、県等からの財源】 国(4分の3)	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市で実施している事業であるが、小田原市では国の助成基準に対して上乗せがある。しかし、国の制度が改正され、小田原市の上乗せ部分が国制度に吸収される見込みである。	自立を目指すひとり親家庭の資格取得に対して、より充実した支援ができる。	国の制度改正が確定していないため、引き続き市単独の上乗せとなる場合があるが、利用者数が少なく、国の制度改正がない場合であっても影響は限定的である。	081030
母子家庭等(高等職業)自立支援高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母等が就職に有利な資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間中訓練促進費を支給する。	母子家庭の母等が就職に有利な資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間中訓練促進費を支給する。	【対象】 ・市内に住所を有する20歳未満の児童を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父 ・過去に高等職業訓練給付金を受けたことが無い者 【補助金額等】(1月につき) 非課税世帯 100,000円 課税世帯 70,500円 【国、県等からの財源】 国(4分の3)	【対象】 ・市内に住所を有する20歳未満の児童を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父 ・過去に高等職業訓練給付金を受けたことが無い者 【補助金額等】(1月につき) 非課税世帯 100,000円 課税世帯 70,500円 【国、県等からの財源】 国(4分の3)	現行どおりとする。	国補助要綱に基づき実施している事業であり、給付水準については両市とも上乗せはないため。	特になし	特になし	081031

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
母子家庭等自立支援修了支援給付金	母子家庭の母等が就職に有利な資格の取得を促進するため、養成訓練の受講修了後に修了一時金を支給する。	母子家庭の母等が就職に有利な資格の取得を促進するため、養成訓練の受講修了後に修了一時金を支給する。	【対象】 小田原市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金を支給していた者で養成訓練の受講が修了した者 【補助金額等】(1月につき) 非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円 【国、県等からの財源】 国(4分の3)	【対象】 南足柄市母子及び父子家庭高等技能訓練促進給付金を支給していた者で養成訓練の受講が修了した者 【補助金額等】(1月につき) 非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円 【国、県等からの財源】 国(4分の3)	現行どおりとする。	国補助要綱に基づき実施している事業であり、給付水準については両市とも上乗せはないため。	特になし	特になし	081032
児童手当	中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。	中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。	【対象】 中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外 【補助金額等】 0～3歳未満 15,000円 3歳から小学校卒業まで 第1子・第2子10,000円 第3子以降15,000円 中学生 10,000円 所得限度以上者 5,000円 【国、県等からの財源】 概ね、国(20分の14)、県(20分の3) 年齢等により負担率が異なる	【対象】 中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外 【補助金額等】 0～3歳未満 15,000円 3歳から小学校卒業まで 第1子・第2子10,000円 第3子以降15,000円 中学生 10,000円 所得限度以上者 5,000円 【国、県等からの財源】 概ね、国(20分の14)、県(20分の3) 年齢等により負担率が異なる	現行どおりとする。	児童手当法に基づく法定受託事務であり、給付水準については両市とも上乗せはないため。	特になし	特になし	081033
子どものための教育・保育給付費	子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもの健やかな成長等のために子どものための教育・保育給付を行う。 施設型給付費(幼稚園・認定こども園(幼稚園・保育所)) 施設型給付費(保育所) 委託費 地域型保育給付費(小規模保育等)	子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもの健やかな成長等のために子どものための教育・保育給付を行う。 施設型給付費(幼稚園・認定こども園(幼稚園・保育所)) 施設型給付費(保育所) 委託費 地域型保育給付費(小規模保育等)	【対象】 本来、教育標準時間(1号)認定子ども、保育(2号)認定子ども、保育(3号)認定子どもの各保護者に対する給付であるが、施設が代理受領する。 【補助金額等】 総額(公定価格×実人員) - 利用者負担額 【国、県等からの財源】 教育 全国共通負担部分:国(2分の1)、県(4分の1) 地方単独負担部分:県(2分の1) 保育 国(2分の1)、県(4分の1) 公立を除く	【対象】 本来、教育標準時間(1号)認定子ども、保育(2号)認定子ども、保育(3号)認定子どもの各保護者に対する給付であるが、施設が代理受領する。 【補助金額等】 総額(公定価格×実人員) - 利用者負担額 【国、県等からの財源】 教育 全国共通負担部分:国(2分の1)、県(4分の1) 地方単独負担部分:県(2分の1) 保育 国(2分の1)、県(4分の1) 公立を除く	現行どおりとする。	子ども・子育て支援法に基づく事務事業であり、両市間の取扱いに差異はないため。	特になし	特になし	081035
民間保育所特別経常費	施設整備のための借入金のうち、元金の償還分について補助する。県の「民間保育所特別経常費補助金交付要綱」に基づく。	施設整備のための借入金のうち、元金の償還分について補助する。県の「民間保育所特別経常費補助金交付要綱」に基づく。	【対象】 市内民間保育所7園(新規分は対象外) 社会福祉法人及び民法第34条に規定する公益法人が行う施設整備(修繕を含む。)及び設備整備のための独立行政法人福祉医療機構、年金福祉事業団又は神奈川県社会福祉協議会からの借入金償還元金 【補助金額等】 県の民間保育所特別経常費補助実施要領及び民間保育所特別経常費補助金交付基準に基づき算出した額(各園の各年度に係る償還元金の4分の3が補助額) 【国、県等からの財源】 民間保育所特別経常費補助金 県1/2	【対象】 市内民間保育所4園(平成28年度補助金交付対象:補助1園)社会福祉法人及び民法第34条に規定する公益法人が行う施設整備(修繕を含む。)及び設備整備のための独立行政法人福祉医療機構、年金福祉事業団又は神奈川県社会福祉協議会からの借入金償還元金 【補助金額等】 県の民間保育所特別経常費補助実施要領及び民間保育所特別経常費補助金交付基準に基づき算出した額(各園の各年度に係る償還元金の4分の3が補助額) 【国、県等からの財源】 民間保育所特別経常費補助金 県1/2	現行どおりとする。	県補助事業に基づき交付している補助金であり、2市間の取扱いに差異はない。各園の施設整備のための借入金の償還元金に対する補助である。ため維持すべき補助金である。	特になし。	特になし。	081037



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
民間保育所児童用一般生活費補助金		児童福祉法に規定する保育所(事業所内保育施設を除く。)の運営経費(児童の採暖及び給食に必要な経費)について予算の範囲内において補助金を交付。市単独補助金		<p>【対象】 市内民間保育所4園</p> <p>【補助金額等】 乳幼児の定員に予算の単価(平成28年度:150円×12月)を乗じた額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止。	入所児童に応じて施設へ支払われる給付費の単価(公定価格)に、当該補助金の内容である給食費や児童採暖費は積算され、当該補助金は上乗せ補助となっており、公定価格で充実されるべきもの。類似団体においても実施されていない。	特になし。	特になし。	081038
民間保育所尿検査補助金		児童福祉法に規定する保育所(事業所内保育施設を除く。)の運営経費(児童の尿検査に必要な経費)について予算の範囲内において補助金を交付。市単独補助金		<p>【対象】 市内民間保育所4園</p> <p>【補助金額等】 3歳以上の幼児の数に予算の単価(平成28年度:248.4円)を乗じた額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止。	公定価格に、当該補助金の内容は積算され、当該補助金は上乗せ補助となっており、公定価格で充実されるべきもの。類似団体3市のうち実施は1市のみ。	特になし。	特になし。	081041
保育所運営費加給補助金・民間保育所委託奨励費補助金	保育所職員の待遇改善、施設運営の健全化及び児童の処遇向上等を図るため、在籍児童の数に応じて補助する。市単独補助金。	児童福祉法に規定する保育所(事業所内保育施設を除く。)の運営経費について予算の範囲内において補助金を交付。市単独補助金	<p>【対象】 民間保育所等29園(保育所、認定こども園、小規模保育事業) 認定こども園は保育部に限る</p> <p>【補助金額等】 児童1人月額785円×在籍児童数(10月1日現在入所児童数)×12月で算出 在籍児童数が定員を超える場合は、定員数を上限とする。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 市内民間保育所4園</p> <p>【補助金額等】 乳幼児の定員に予算の単価(平成28年度:500円)を乗じ、一律予算額(平成28年度:80,000円)を加えた額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止。	職員の待遇改善や施設運営等のための在籍児童数に応じた補助。子ども・子育て支援新制度では公定価格において職員の処遇改善等の充実など質の改善が図られている。このことを受け、県においても一律的な運営費補助から課題解決等のための事業費補助にシフトしている。	特になし。	特になし。	081045
細菌検査事業費補助金・民間保育所検便検査補助金	保育所等職員の細菌検査にかかる費用の一部を補助する。市単独補助金。	児童福祉法に規定する保育所(事業所内保育施設を除く。)の運営経費(職員等の便検査に必要な経費)について予算の範囲内において補助金を交付。市単独補助金	<p>【対象】 民間保育所等29園(保育所、認定こども園、小規模保育事業) 認定こども園は保育部に限る</p> <p>【補助金額等】 単価231円(検査項目:赤痢菌、O157、サルモネラ菌の場合)×実施人数で算出 保育所等職員のうち給食関係者(調理員・栄養士・調乳担当者)については、毎月2回検査が実施されているものに限り、2回目実施分のみを補助対象とする。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 市内民間保育所4園</p> <p>【補助金額等】 それぞれの月の職員等の数に予算の単価(平成28年度:525円)を乗じた額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	食中毒防止等を促進するため存続が必要。調理員等に対する月1回の検査実施は国の最低基準で定められており、公定価格で積算されている。南足柄市では一部上乗せ補助となっていることから、基準を超えて検査の実施を奨励している小田原市の水準で実施。	歳出減による財政的効果。	補助単価は減額となるが、南足柄市域に所在する各園で現行どおり各職員月1回の実施や調理員等の月2回実施を促していく必要がある。  単価については、両市に隔たりがあるため、合併後に改めて検討していく必要がある。	081046
保育支援員設置事業費補助金	保育に係る周辺業務を担う保育支援者の雇入れに要する費用の一部を補助する。国の「保育対策総合支援事業費補助金」の「保育体制強化事業」による。	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(保育支援者)を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する費用の一部を補助。国の「保育対策総合支援事業費補助金」中、「保育体制強化事業」による。	<p>【対象】 民間保育所のうち、保育支援員を雇用する施設(16園)</p> <p>【補助金額等】 国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱により算出した額 1施設当たり月額90,000円×対象月数</p> <p>【国、県等からの財源】 保育対策総合支援事業費補助金 国1/2、県1/4</p>	<p>【対象】 市内民間保育所4園のうち、保育支援員を雇用する施設(平成28年度:0園)</p> <p>【補助金額等】 国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱により算出した額 1施設当たり月額90,000円×対象月数</p> <p>【国、県等からの財源】 保育対策総合支援事業費補助金 国1/2、県1/4</p>	現行どおりとする。	国の補助事業であり、2市間で取扱いに差異はない。	特になし。	特になし。	081047

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
低年齢児受入対策緊急支援事業費補助金	定員を超えて0～2歳児の受入を行う保育所に対し、保育士を雇用する経費の一部を補助する。県の「低年齢児受入対策緊急支援事業費補助金」による。	保育所等が0～2歳児について定員を超過して受け入れるに当たり、配置基準を超えて配置する保育士の雇用経費の一部を補助。県の「低年齢児受入対策緊急支援事業費補助金」による。	【対象】 民間保育所等のうち、定員を超えた児童の受入れを行う施設(15園)  【補助金額等】 県の低年齢児受入対策緊急支援事業実施要綱に基づき算出した額 入所した児童(1月につき) 4～6月 316,402円 7～12月 279,063円 1～3月 235,828円  【国、県等からの財源】 低年齢児受入対策緊急支援事業費補助金 県1/2	【対象】 市内民間保育所4園のうち、定員を超えた児童の受入れを行う施設(平成28年度:4園)  【補助金額等】 県の低年齢児受入対策緊急支援事業実施要綱に基づき算出した額 入所した児童(1月につき) 4～6月 316,402円 7～12月 279,063円 1～3月 235,828円  【国、県等からの財源】 低年齢児受入対策緊急支援事業費補助金 県1/2	現行どおりとする。	待機児童対策のための県補助事業。 2市間で取扱いに差異はない。	特になし。	特になし。	081048
地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助金	地域型保育事業の確保を図るため、連絡調整にかかる人件費の一部を補助する。県の「地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助金」による。	地域型保育事業を行う事業所の保育内容の支援や卒園児の受入れを行う連携施設となる保育所等を設置する社会福祉法人等に対し、地域型保育事業者との連絡調整を行う者の雇用経費の一部を補助。県の「地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助金」による。	【対象】 民間保育所等のうち、地域型保育事業を行う事業所の保育内容の支援や卒園児の受入れを行う連携施設となる施設(1園)  【補助金額等】 県の地域型保育事業連携対策緊急支援事業実施要綱に基づき算出した額 月額24,600円×連携月数  【国、県等からの財源】 地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助金(県)1/2	【対象】 市内民間保育所4園のうち、地域型保育事業を行う事業所の保育内容の支援や卒園児の受入れを行う連携施設となる施設(平成28年度:0園)  【補助金額等】 県の地域型保育事業連携対策緊急支援事業実施要綱に基づき算出した額 月額24,600円×連携月数  【国、県等からの財源】 地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助金(県)1/2	現行どおりとする。	新制度の課題(待機児童の大きなウエイトを占める0～2歳児に対応するための地域型保育事業の3歳以降の受け皿確保となる連携施設設定のためのインセンティブ)に対応するための県補助事業。 2市間の取扱いに差異はない。	特になし。	特になし。	081049
民間保育所健康管理体制強化事業費補助金	保健師、看護師を雇用する保育所に対し、保育士を雇用した場合との経費の差額の一部を補助する。県の「民間保育所健康管理体制強化事業費補助金」による。	保育所等に通う児童の健康管理等を図るため、看護師等を雇用する保育所等を設置する社会福祉法人等に対し、保育士を雇用した場合の経費との差額の一部を補助。県の「民間保育所健康管理体制強化事業費補助金」による。	【対象】 民間保育所等のうち、看護師等を雇用する施設(2園)  【補助金額等】 県の民間保育所健康管理体制強化事業実施要綱に基づき算出した額 月額30,200円×看護師等を配置した月数  【国、県等からの財源】 民間保育所健康管理体制強化事業費補助金(県)1/2	【対象】 市内民間保育所4園のうち、看護師等を雇用する施設(平成28年度:0園)  【補助金額等】 県の民間保育所健康管理体制強化事業実施要綱に基づき算出した額 月額30,200円×看護師等を配置した月数  【国、県等からの財源】 民間保育所健康管理体制強化事業費補助金(県)1/2	現行どおりとする。	低年齢児の健康管理やアレルギー対応に係る保育士負担軽減などの課題に対応するための県補助事業。 2市間で取扱いに差異はない。	特になし。	特になし。	081050
要保護児童保育所受入促進事業費補助金	虐待等を受けた要保護児童を受け入れた保育所が保育士を雇用する経費の一部を補助する。県の「要保護児童保育所受入促進事業費補助金」による。	要保護児童など特別な支援を要する家庭の児童を受け入れた保育所等を設置する社会福祉法人等に対し、配置基準を超えて配置する保育士の雇用経費の一部を補助。県の「要保護児童保育所受入促進事業費補助金」による。	【対象】 民間保育所等のうち、要保護児童等の特別な支援を要する家庭の児童を受け入れた施設(3園)  【補助金額等】 県の要保護児童保育所受入促進事業実施要綱に基づき算出した額 月額56,144円×要保護児童が入所した月数  【国、県等からの財源】 要保護児童保育所受入促進事業費補助金(県)1/2	【対象】 市内民間保育所4園のうち、要保護児童等の特別な支援を要する家庭の児童を受け入れた施設(平成28年度:4園)  【補助金額等】 県の要保護児童保育所受入促進事業実施要綱に基づき算出した額 月額56,144円×要保護児童が入所した月数  【国、県等からの財源】 要保護児童保育所受入促進事業費補助金(県)1/2	現行どおりとする。	DV等のケースに係る保育士負担軽減などの課題に対応するための県補助事業。 2市間で取扱いに差異はない。	特になし。	特になし。	081051

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
民間保育所運営費緊急支援事業費補助金	子ども・子育て支援新制度の導入により、収入減が見込まれる保育所に、平成26年度と平成28年度の収入を比較して収入減となる額を補助する。県の「民間保育所運営緊急支援事業費補助金」による。(平成28年度で県事業廃止)	子ども・子育て支援新制度への移行により、旧制度より収入減が見込まれる県所管域の既設の保育所等を設置する社会福祉法人等に対し、配置基準を超えて配置する保育士の雇用経費の一部を補助。県の「民間保育所運営緊急支援事業費補助金」による。(平成28年度で県事業廃止)	【対象】 民間保育所のうち、新制度への移行に伴い、移行前と比較して収入減となる既設の施設  【補助金額等】 県の民間保育所運営費緊急支援事業実施要綱に基づき算出した額 1園当たり補助基準額 年額2,829,000円(上限額)  【国、県等からの財源】 民間保育所運営費緊急支援事業費補助金(県事業分) 県事業分以外は単独 県1/8、市1/8	【対象】 市内民間保育所4園のうち、新制度への移行に伴い、移行前と比較して収入減となる既設の施設(平成28年度:0園)  【補助金額等】 県の民間保育所運営費緊急支援事業実施要綱に基づき算出した額 1園当たり補助基準額 年額2,829,000円(上限額)  【国、県等からの財源】 民間保育所運営費緊急支援事業費補助金 県1/8	廃止。	平成28年度で補助事業廃止のため廃止。	特になし。	特になし。	081052
障がい児保育費補助金	障がい児等を受け入れる保育所に対し、人件費の一部を補助する。市単独補助金。		【対象】 民間保育所等(保育所、認定こども園、小規模保育事業)のうち、障がい児等を受け入れた施設 認定こども園は保育部に限る。対象人数: 年間延べ396人  【補助金額等】 児童1人月額48,750円×各月初日に在籍する補助対象児童数  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	現在、保育所において課題となっている障がい児の受け入れに対し、適切に保育士を加配するための補助であり、類似団体においても実施されている補助事業。	南足柄地域の民間保育所においても障がい児保育の充実が図られることで、障がい児の処遇向上や受け入れ促進、入所児童の増に繋がる。	歳出増による財政的影響が伴うため、補助事業全体の中で廃止や見直しの整理を行うことで歳出増を抑制。	081053
民間保育所産休明け乳児保育奨励費補助金	生後6か月未満の乳児を受け入れた保育所に対し、対象の乳児の数に応じて補助する。市単独補助金。		【対象】 民間保育所等(保育所、認定こども園、小規模保育事業)のうち、生後6か月未満の児童を受け入れた施設 認定こども園は保育部に限る。対象人数: 826人  【補助金額等】 入所時点で生後6か月未満の児童1人月額4,860円×対象児童数(延人数)で算出  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市のみで実施しているが、近年申し込みが多く課題となっている低年齢受け入れに関連する補助事業のため、小田原市の水準で実施していく。	特になし。	歳出増による財政的影響が伴うため、補助事業全体の中で廃止や見直しの整理を行う。	081054
時間延長型保育事業費補助金	通常の保育時間を延長して児童を受け入れる保育所に対して、人件費等の費用を補助する。県の「子ども・子育て支援交付金」による。	保育認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部を助成。県の「子ども・子育て支援交付金」による。	【対象】 民間保育所及び小規模保育事業(25園) 11時間の保育所開所時間を超過して延長保育を実施の場合 開所時間内で各施設が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超過して延長保育を実施の場合  【補助金額等】 国の子ども・子育て支援交付金交付要綱を基礎に市基準で算出した額 ( )内は平均利用児童数 30分延長 300千円 1時間延長 300千円(1~5人)、1,212千円(6~9人)、1,422千円(10~19人)ほか 2時間延長 1,212千円(1~2人)、2,166千円(3~6人)ほか 短時間認定は国基準同額  【国、県等からの財源】 子ども・子育て支援交付金(国)1/3、(県)1/3	【対象】 市内民間保育所4園のうち、通常の保育時間を延長して児童を受け入れる施設(平成28年度:0園)  【補助金額等】 国基準どおり 保育標準時間認定(11時間開所)を超過する分(1事業当たり年額) 30分延長 300千円 1時間延長 1,342千円 2~3時間 2,166千円 4~5時間 4,624千円 保育短時間認定(1人当たり年額) 1時間延長 17,200円 2時間 34,400円 3時間 51,600円  【国、県等からの財源】 子ども・子育て支援交付金(国)1/3、(県)1/3	小田原市の事務処理方式を適用する。	国補助事業に基づき交付している補助金。施設数が多い小田原市の水準を適用する。現在、補助実績は小田原市のみ。	特になし。	特になし。	081055

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
乳児保育推進事業費補助金	1歳児が12人以上入所しており、1歳児に4対1で保育士を配置している保育所に対し補助する。市単独補助金。		<p>【対象】 次のいずれも満たす施設に対して補助する(民間保育所18園) 1歳児が常時12人以上入所(4月及び3月については11人以上) 1歳児の保育士配置状況が、児童4人に対し1名配置されている施設</p> <p>【補助金額等】 1園当たり年額2,250,083円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市のみで実施しているが、近年申し込みが多く課題となっている低年齢受入れに関連する補助事業のため、小田原市の水準で実施していく。	特になし。	歳出増による財政的影響が伴うため、補助事業全体の中で廃止や見直しの整理を行う。補助事業全体の中で廃止や見直しの整理を行う。	081056
一時保育事業費補助金	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童を一時的に預かる保育所に対し補助する。県の「子ども・子育て支援交付金」による。	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う保育所等に対する補助。県の「子ども・子育て支援交付金」による。	<p>【対象】 民間保育所のうち、一時預かり事業を実施する保育所(10園)</p> <p>【補助金額等】 国の子ども・子育て支援交付金交付要綱を基礎に市基準で算出した額 日額(4時間未満900円:4時間以上1,800円)×年間延べ利用児童数 上限額 年間延べ利用数25人以上~300人未満450千円/300人以上~900人未満1,350千円ほか</p> <p>【国、県等からの財源】 子ども・子育て支援交付金 国1/3、県1/3</p>	<p>【対象】 市内民間保育所4園のうち、一時預かり事業を実施する施設(平成28年度:0園)</p> <p>【補助金額等】 国又は県の補助額を基に算出した額 基準額(年間延べ利用児童数) 300人未満 1,473千円 300~900人未満1,580千円ほか</p> <p>【国、県等からの財源】 子ども・子育て支援交付金 国1/3、県1/3</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	国補助事業に基づき交付している補助金。施設数が多い小田原市の水準を適用する。現在、補助実績は小田原市のみ。	特になし。	特になし。	081057
病児・病後児保育事業費補助金	病気の回復期に至らない場合又は病気の回復期にあるが集団保育の困難な期間、児童を一時的に預かる事業を行うとともに、病児・病後児保育事業を運営する施設に対し補助する。県の「子ども・子育て支援交付金」による。	病気の回復期に至らない場合又は病気の回復期にあるが集団保育の困難な期間、児童を一時的に預かる事業を行うとともに、病児・病後児保育事業を運営する施設に対する補助。県の「子ども・子育て支援交付金」による。	<p>【対象】 病児保育を実施する施設(1箇所)及び病後児保育事業を実施する施設(2箇所) 事業対象:就学前児童で市民又は市内保育所に通所中の児童</p> <p>【補助金額等】 国の子ども・子育て支援交付金交付要綱を基礎に市基準で算出した額 加算分は一部を抜粋 基本分 病児240万円、病後児200万円 加算分(1か所年額、人数は年間延べ利用数) 病児975万円(800~1,000人)、病後児310万円(200~400人)</p> <p>【国、県等からの財源】 子ども・子育て支援交付金 (国)1/3、(県)1/3</p>	<p>【対象】 病児保育事業を実施する施設(平成28年度:0箇所)及び病後児保育事業を実施する施設(平成28年度:0箇所) 事業対象:小学校就学前児童で市民又は市内保育所に通所中の児童</p> <p>【補助金額等】 国の子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき算出した額 加算分は一部を抜粋 基本分:病児2,417千円、病後児2,006千円 加算分(1か所年額、人数は年間延べ利用数)病児9,818千円(800~1,000人)、病後児3,109千円(200~400人)</p> <p>【国、県等からの財源】 子ども・子育て支援交付金 (国)1/3、(県)1/3</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	国補助事業に基づき交付している補助金。事業実施施設の設置は小田原市のみ。	特になし。	特になし。	081058

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
届出保育施設利用者支援事業費補助金	届出保育施設に対し、入所児童の健康診断等に要する費用の一部を補助する。県の「届出保育施設利用者支援事業費補助金」による。	届出保育施設に対し、入所児童の健康診断等に要する費用の一部を補助。県の「届出保育施設利用者支援事業費補助金」による。	<p>【対象】 届出保育施設5施設 事業 入所児童の定期健康診断費用、調理担当職員等の保菌検査料、施設賠償責任保険料</p> <p>【補助金額等】 県の届出保育施設利用者支援事業実施要綱に基づき算出した額 健康診断:1人1回当たり4,000円 保菌検査:1人1回当たり月額840円(10~5月は470円) 賠償責任保険料:施設当たり年額15,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 届出保育施設利用者支援事業費補助金(県)1/2</p>	<p>【対象】 届出保育施設(平成28年度:0施設) 事業 入所児童の定期健康診断費用、調理担当職員等の保菌検査料、施設加入の賠償責任保険料</p> <p>【補助金額等】 県の届出保育施設利用者支援事業実施要綱に基づき算出した額 健康診断:1人1回当たり4,000円 保菌検査:1人1回当たり月額840円(10~5月は470円) 賠償責任保険料:施設当たり年額15,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 届出保育施設利用者支援事業費補助金(県)1/3</p>	現行どおりとする。	認可外保育施設の児童処遇のための県補助事業であり、2市間の取扱いに差異はない。	特になし。	特になし。	081060
民間保育所建設費補助金	民間保育所等の新増築や大規模修繕等に係る費用の一部を補助する。「神奈川県安心こども交付金事業費補助金」又は国の「保育所等整備交付金」による。	待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助。県の「安心こども交付金事業費補助金」又は国の「保育所等整備交付金」による。	<p>【対象】 社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園の設置者に限る。)、公益社団法人又は公益財団法人等が設置する保育所や認定こども園(保育部分)</p> <p>【補助金額等】 県の安心こども交付金事業費補助金交付要綱、国の保育所等整備交付金交付要綱により算出した額 本体工事費・設計料等(施設定員毎に補助基準額上限あり)×補助率1/4 市負担額上限2,400万円</p> <p>【国、県等からの財源】 安心こども交付金事業費補助金(県)1/2(待機児童解消加速化計画策定時2/3)(事業者)1/4 保育所等整備交付金(国)1/2(待機児童解消加速化計画策定時2/3)(事業者)1/4</p>	<p>【対象】 社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園の設置者に限る。)、公益社団法人又は公益財団法人等が設置する保育所及び認定こども園(保育部分)(平成28年度:補助対象施設なし)</p> <p>【補助金額等】 県の安心こども交付金事業費補助金交付要綱、国の保育所等整備交付金交付要綱により算出した額 本体工事費・設計料等(施設定員毎に補助基準額上限あり)×補助率1/4</p> <p>【国、県等からの財源】 安心こども交付金事業費補助金(県)1/2(待機児童解消加速化計画策定時2/3)0円 (事業者)1/4 保育所等整備交付金(国)1/2(待機児童解消加速化計画策定時2/3)(事業者)1/4</p>	南足柄市の事務処理方式を適用する。	国補助事業に基づき交付している補助金。 現在、小田原市のみ負担上限額を設定しているが、類似団体においては設定されていないことや、重要課題である待機児童解消に向けた施設整備を進めていく観点から、国補助事業の負担割合に応じて補助を行う南足柄市の水準を適用する。	国補助事業の負担割合に応じた額の支出となり、事業者負担増を避けることができ、整備がしやすくなる。	施設整備規模等によっては、歳出増による財政的影響が伴う可能性がある。 施設整備により必要な保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を図る。	081061
小規模保育事業設置促進事業費補助金	小規模保育事業開設に係る施設整備費の一部を補助する。「神奈川県安心こども交付金事業費補助金」や国の「保育対策総合支援事業費補助金」による。	小規模保育事業の実施に当たり、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助。県の「安心こども交付金事業費補助金」又は国の「保育所等整備交付金」による。	<p>【対象】 子ども・子育て支援法に基づき特定地域型保育事業者として市長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者が賃貸借物件等を活用して設置する小規模保育事業所</p> <p>【補助金額等】 県の安心こども交付金交付要綱、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱により算出した額 本体工事費・設計料等(補助基準額上限3,200万円)×補助率 市負担額上限2,400万円</p> <p>【国、県等からの財源】 保育対策総合支援事業費補助金(国)2/3(事業者負担1/4 (待機児童解消加速化計画策定による補助率)</p>	<p>【対象】 子ども・子育て支援法に基づき特定地域型保育事業者として市長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者が賃貸借物件等を活用して設置する小規模保育事業所(平成28年度:補助対象施設なし)</p> <p>【補助金額等】 県の安心こども交付金事業費補助金交付要綱又は国の保育所等整備交付金交付要綱により算出した額 本体工事費・設計料等(補助基準額上限3,200万円)×補助率</p> <p>【国、県等からの財源】 安心こども交付金事業費補助金(県)1/2(待機児童解消加速化計画策定時2/3)(事業者)1/4 保育所等整備交付金(国)1/2(待機児童解消加速化計画策定時2/3)(事業者)1/4</p>	南足柄市の事務処理方式を適用する。	国補助事業に基づき交付している補助金。 現在、小田原市のみ負担上限額を設定しているが、類似団体においては設定されていないことや、重要課題である待機児童解消に向けた施設整備を進めていく観点から、国補助事業の負担割合に応じて補助を行う南足柄市の水準を適用する。	特になし。	特になし。	081062

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
市保育士会運営費補助金		南足柄市における福祉の向上及び健康の増進を推進する事業を行う団体として、南足柄市保育士会に対し、その事業に要する経費の一部を助成。市単独補助金		<p>【対象】 南足柄市保育士会</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内で市長の定める額(平成28年度:27,000円)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止。	県でも団体に対する運営費補助は見直しされている類似団体においても実施していない。	特になし。	団体における事業や活動が縮小される可能性があるため、合併後、保育所数や保育士数の多い小田原市保育士会との統合を検討することを促していく(各園負担金等により運営)	081064
遊器具保守点検料補助金	民間児童遊園地(以下「遊園地」という。)の普及と遊器具の整備等を促進し、もって児童に健全な遊び場を与え、交通事故等による傷害の防止及び健康の増進を図る。		<p>【対象】 既設遊園地における遊園地遊器具保守点検料</p> <p>【補助金額等】 90万円を上限として点検料の全額に相当する額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。南足柄市の児童遊園地は市有財産であるため、小田原市域のみ補助制度を継続する。	児童遊園地の保守点検料については、両市の取扱いに違いがあり、南足柄市においては、直営事業となっている。	特になし。	特になし。	081071
病児・病後児保育事業整備費補助金	病児保育事業及び病後児保育事業の実施に必要な施設及び設備整備に係る費用を補助し、保育環境の整備及び充実を図る。		<p>【対象】 病児保育事業及び病後児保育事業を実施する施設</p> <p>【補助金額等】 整備費の1/2の額又は2,000千円のいずれか低い額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援事業であり、合併後、サービスの拡大や充実など必要に応じて補助を実施していく。	特になし。	特になし。	081072
保育所事故見舞金		乳児及び幼児が保育所(児童福祉法第35条第3項の規定に基づき設置)の管理下における事故等により災害を受けた場合に、保育所事故見舞金を支給する。		<p>【対象】 災害を受けた乳児又は幼児の保護者</p> <p>【補助金額等】 医療見舞金(入院1日につき)2,000円 障害見舞金 要綱別表に定める障害の等級に対応する額 (第1級:1,000万円~第14級:50,000円) 障害が2つ以上存するときは、上位の等級に対応する額 死亡見舞金100万円 特別見舞金</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止	南足柄市のみで実施しているが、近年支給の実績はなく類似団体においても未実施であるため、現在両市が加入している民間の災害給付制度で対応する。	特になし	特になし	081074
子ども会(連合協議会)補助金	市内各地区の子ども会のとりまとめをしている小田原市子ども会連絡協議会の活動について補助を行い、子ども会活動を促進し、もって子どもの健全な心身の成長を図る。	子ども会の健全な発展を図るとともに児童福祉の増進に寄与することを目的としている南足柄市子ども会連合協議会に補助金を交付する。	<p>【対象】 小田原市子ども会連絡協議会、学区連合子ども会及び市長が認める子ども会が行う次に掲げる事業 (1) 子どもの健全な心身の成長を図る事業 (2) 関係団体及び相互の連絡提携</p> <p>【補助金額等】 (定額分)285,000円+(人数割)@80×人数(平成27年度交付額611,680円)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 南足柄市子ども会連合協議会が行う、次に掲げる事業 (1) 子どもの健全な心身の成長を図る事業 (2) 関係団体機関との協力</p> <p>【補助金額等】 270,000円(平成27年度)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。  両市の子ども会連絡協議会組織の一本化を図る	補助金算出に人数割を適用し、市子ども会連絡協議会を経由して単位子ども会へも支援を実施する。	会員数に応じた補助金交付と全単位子ども会への支援ができる。	人数割単価の見直しや会の運営に必要な最低限の補助を維持していく。	082013

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
(青少年)地区健全育成組織補助金(活動助成金)	各地域の青少年健全のための育成会組織が行う地域活動について活動費の補助を行い、地域ぐるみの青少年育成活動体制を確立し、もって青少年の健全育成及び非行防止活動を推進する。	市内各地区の育成会活動の活性化を図るため、市単独補助金を交付している。	【対象】 市内25地区育成組織(うち1地区休会)事業 青少年の健全育成に関する事業、社会環境浄化に関する事業、非行防止に関する事業  【補助金額等】 均等割 15,000円+世帯数割6,000~20,000円 (21,000円、23,000円、25,000円、27,000円、29,000円、31,000円、35,000円の7段階)  【国、県等からの財源】 県補助	【対象】 市内6地区育成会組織事業 青少年の健全育成に関する事業、社会環境浄化に関する事業、非行防止に関する事業  【補助金額等】 22,000円(5団体、平成27・28年度同額) 12,000円(1団体、平成27・28年度同額)  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	世帯数に応じた適正な補助を行うため、補助金算出に7段階の世帯割を適用する。	育成組織の規模に応じた補助交付ができる。	均等割及び世帯割の金額の見直し。	082014
青少年育成推進員協議会補助金	青少年育成推進員の資質の向上と相互の連携を図ることを目的に設置された同推進員協議会の活動について補助し、青少年育成推進員の活動を促進し、もって青少年の健全育成に寄与する。	青少年育成推進員協議会活動の活性化を図るため、補助金を交付している。(県市町村事業推進交付金含)	【対象】 小田原市青少年育成推進員協議会事業 青少年の非行防止活動及び健全育成活動の推進に関する事業、会員の研修に関する事業、関係諸団体との連携及び協力に関する事業等  【補助金額等】 310,000円  【国、県等からの財源】 県交付金(1/3)	【対象】 南足柄市青少年育成推進員協議会事業 青少年の非行防止活動及び健全育成活動の推進に関する事業、会員の研修に関する事業、関係諸団体との連携及び協力に関する事業等  【補助金額等】 150,000円(平成27年度)  【国、県等からの財源】 県交付金(1/2)	小田原市の事務処理方式を適用する。 補助金額は平成28年度小田原市の補助金額とする。	一本化された組織への補助については、現行の高い補助金額の支出をすることで十分に活動水準を維持できる。	補助額の減による財政削減効果が見込まれる。	特になし。	082015
放課後児童健全育成事業運営費補助金		労働等により、放課後保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため放課後児童健全育成事業を運営している学童保育所に補助金を助成する。		【対象】 放課後児童健全育成事業を行う者  【補助金額等】 22,693千円(平成28年8月31日現在実績)  【国、県等からの財源】 国・県1/3	廃止。 小田原市の公設方式を適用するため補助制度は廃止とする。	合併時にすべての児童クラブが公設で運営されるため、南足柄市の民設民営方式を廃止する。	合併後の市全域で同等の見守りサービスの提供が可能となる。	特になし。	082016
放課後児童健全育成事業利用料助成金		生活保護受給世帯、又は就学援助費受給世帯に属する児童が利用した場合に利用料の助成を行うことにより経済的負担を軽減し、児童福祉の向上を図るため助成する。		【対象】 本事業を利用する児童の世帯が生活保護受給世帯、就学援助費受給世帯のいずれかに該当し、申請時において利用料の未納がないこと。  【補助金額等】 生活保護受給者世帯 利用料の全額(児童1人につき上限額14,000円) 就学援助費受給者世帯 利用料の30%の額(児童1人につき上限月額4,000円、100円未満切捨て)  【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。 小田原市の減免制度の適用に伴い南足柄市の助成制度を廃止する。	合併時にすべての児童クラブが公設で運営されるため、南足柄市の民設民営方式を廃止する。	南足柄市の就学援助対象者の負担が軽減される。	南足柄市の就学援助減免拡大部分の財政負担が増える。	082017
青少年の文化・スポーツ振興に関する奨励金	市民からの寄付金を財源に、青少年の文化・スポーツ活動の振興を図ることを目的として、市内在住又は在学の保育園児、幼稚園児、小学生、中学生、高校生又は大学生が国、地方公共団体等が行う全国及び国際的な規模の大会に参加した場合、奨励金を交付する。		【対象】 市内在住又は在学の保育園児、幼稚園児、小学生、中学生、高校生又は大学生が国、地方公共団体等が行う全国及び国際的な規模の大会に参加した場合  【補助金額等】 個人 5,000円(国内) 30,000円(海外) 団体 30人を上限に人数により交付額を定める  【国、県等からの財源】 市単独事業(寄附を財源)		廃止	合併までに原資が尽きるため。	特になし	特になし	082019

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
青少年環境浄化推進委員協議会補助金	青少年関係機関・団体等の代表者で組織された青少年環境浄化推進委員協議会の活動について補助を行い、青少年に好ましくない環境を早期に発見し、その浄化活動及び優良な環境の整備を行い、もって青少年の健全育成を図る。		【対象】 小田原市青少年環境浄化推進委員協議会事業 青少年に対する有害環境に対する調査と排除活動、青少年に対する優良環境の醸成活動、青少年環境浄化活動の啓発事業  【補助金額等】 59,000円  【国、県等からの財源】 県補助 1/3		廃止。	青少年を取り巻く環境浄化活動については、青少年育成推進員及びセンター職員に対応する。	補助金廃止に伴う財政的効果が見込まれる。	特になし。	082020
商工会議所・商工会補助金	地域の中小企業支援機構である小田原箱根商工会議所を支援し、効率的に商工業の発展を図る。	地域の中小企業支援機構である南足柄市商工会を支援し、効率的に商工業の発展を図る。	【対象】 小田原箱根商工会議所 1 商工業等に関する団体で市長が認めるもの 2 商工会議所が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業  【補助金額等】 予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。 1,127万円  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市商工会 1 商工業等に関する団体で市長が認めるもの 2 市長が認める団体が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業  【補助金額等】 予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。 679万円  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	国の方針は1自治体につき商工団体1団体ということであるが、地域の特徴に配慮しながら両団体の合併の可能性について検討する必要があるため。	特になし。	特になし。	091015
市橋商工会補助金	地域の中小企業支援機構である橋商工会を支援し、効率的に商工業の発展を図る。		【対象】 市橋商工会 1 商工業等に関する団体で市長が認めるもの 2 小田原市橋商工会が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業  【補助金額等】 予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。935千円  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	当商工会の将来のあり方については、小田原箱根商工会議所、南足柄市商工会を含めて研究を進めていく。	特になし。	特になし。	091016
中小企業信用保証料補助金	返済能力がありながら、金融信用力が乏しいために金融機関の融資を受けることの困難な中小企業者のために、信用保証料に対する補助金を助成する。	返済能力がありながら、金融信用力が乏しいために金融機関の融資を受けることの困難な中小企業者のために、信用保証料に対する補助金を助成する。	【対象】 1 市税を完納している者 2 市内に1年以上事業所等を有し、現に営業している中小企業者(個人事業主については市内に1年以上居住し、かつ、1年以上同一事業を営んでいる者)  【補助金額等】 小田原市中小企業小口資金等 上限100千円 県融資の一部 上限60千円 小田原市企業振興資金 上限150千円  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 本市に1箇年以上事業所等を有し現に営業していること  【補助金額等】 中小企業者が保証協会に払い込んだ保証料に相当する額とする。ただし、1事業者当たり資金の融資を受けた日が属する年度につき、5万円を限度とする。  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	補助限度額の引き下げや対象補助金の縮小は、他市の補助制度と比較すると、中小企業支援策として規模が小さいため、小田原市の補助制度を採用する。	現行と同様の制度を実施することにより、資金調達の難しい中小零細企業を支援することができる。	経費が増加する。 他市の補助制度と比較すると、中小企業支援策として規模が小さくなってしまったため、対応策の提示は難しい。	091017



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
小田原プロモーション フォーラム活動推進事業 費補助金	「地域経済振興戦略ビジョン」を具現化する団体として設立した小田原プロモーションフォーラムが実施する事業等を支援する。		【対象】 「地域経済振興戦略ビジョン」を具現化する団体である小田原プロモーションフォーラムが実施する、小田原への集客宣伝と経済効果の向上に資する具体的な取組  【補助金額等】 予算の範囲内で、補助事業の実施に当たり、団体等の負担金や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額  【国、県等からの財源】 市単独事業		廃止。	立上り期3年間の補助としているため、平成28年度から廃止している。	特になし。	特になし。	091019
企業等立地奨励金	認定計画に基づき市内の工業系用途地域に新たに立地する企業、あるいは市内で10年以上製造業等を営む企業の拡大再投資に対し、その投資金額に対する企業等立地奨励金を助成する。		【対象】 「小田原市企業誘致推進条例」及び「同施行規則」に基づいて適用決定を受けた事業計画に基づいて実施された企業の投資  【補助金額等】 当該立地をする企業等が、当該立地をする日の属する年の翌年の1月1日において、当該立地に係る事業の用に供している固定資産に課する固定資産税の税相当額並びに土地及び家屋に課する都市計画税の税相当額を合算した額に2分の1を乗じて得た額(ただし、当該立地をする日の属する年度の翌年度以降3年度分に限る。)の1割(上限1億円。決定した交付額を5年間で分割し) 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	工場適地面積の多い小田原市に合わせるため。	南足柄地域への誘致推進を強化できる。	特になし	091022
投資促進奨励金	認定計画に基づき市内の工業系用途地域に新たに立地する企業、あるいは市内で10年以上製造業等を営む企業の拡大再投資に対し、土地・建物・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の税相当額の2分の1の額を「投資促進奨励金」として3年度間、助成する。	市長が指定する「指定産業集積地域」に立地する企業、あるいは市内に立地後10年以上事業活動を行っている企業の拡大再投資に対し、土地・建物・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の税相当額の2分の1の額を賦課される年度から5年度分(拡大再投資については4年度分)助成する。(適用は1事業所につき1回限り)	【対象】 「小田原市企業誘致推進条例」及び「同施行規則」に基づいて適用決定を受けた事業計画に基づいて実施された企業の投資  【補助金額等】 事業の用に供している固定資産に課する固定資産税の税相当額並びに土地及び家屋に課する都市計画税の税相当額を合算した額に2分の1を乗じて得た額を3年度間、交付する。ただし拡大再投資の場合は土地に課する都市計画税は対象外とする。交付の額は毎年度で変動するが、操業開始日以降の追加投資に係る税額は対象外とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 「南足柄市企業の立地の促進等に関する条例」及び「同施行規則」に基づいて適用決定を受けた事業計画に基づいて実施された企業の投資  【補助金額等】 対象企業が立地又は拡大再投資の日の属する年の翌年の1月1日以後最初に賦課される年度から5年度分(拡大再投資に係るものにあつては、4年度分)に限り、固定資産税を100分の0.7、都市計画税を100分の0.1とする。(拡大再投資に係る奨励措置は、一事業所につき1回限りとする。) 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	収めるべきは収め、払うべきものは払う考えに則り、不均一課税ではなく奨励金制度に統一する。	税額が満額収入されることにより企業の新規立地や拡大再投資の効果が分かりやすくなる。南足柄市の5年間の不均一課税より、3年間の奨励金措置の方が総体の負担が少なくなる。	南足柄市域立地企業にとっては支援額が減少する。(投資額に対する定額補助である)企業等立地促進奨励金との組み合わせにより、支援減少にならないようにする。	091023
雇用促進奨励金	認定計画に基づき市内の工業系用途地域に新たに立地する企業が、新たに5人以上の小田原市民を1年以上継続して雇用する場合、雇用人数に応じて「雇用促進奨励金」を交付する。	対象企業が立地のため、新たに5人(中小企業等は2人)以上の南足柄市民を1年以上継続して雇用した場合、雇用人数に応じて「雇用奨励金」として交付する。	【対象】 「小田原市企業誘致推進条例」及び「同施行規則」に基づいて適用決定を受けた事業計画に基づいて実施された企業の投資に伴い、新たに5人以上の小田原市民を1年以上継続して雇用する場合を対象とする。ここで言う市民とは、操業開始日より6か月以上前から市内に住所を有するものとする。ただし、10年以上継続して製造業等を営む企業等は適用対象外とする。  【補助金額等】(1人につき) 20万円(上限1,000万円・50人) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 「南足柄市企業の立地の促進等に関する条例」及び「同施行規則」に基づいて決定を受け立地した企業の投資に伴い、新たに5人以上の南足柄市民を1年以上継続して雇用した場合を対象とする。ここで言う市民とは、操業開始日の1年以上前から市内に住所を有する者又はその者と生計を一にする家族が操業開始日の1年前から継続して市内に住所を有するものものとする。(対象企業が指定産業集積地域に立地する場合のみ適用)  【補助金額等】(1人につき) 20万円(障害者の場合40万円) (上限1,400万円) 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	対象事業が多く見込まれる小田原市の方式に合わせる。	特になし	南足柄地域への進出を検討する企業にとって訴求力が低下するため、企業等立地奨励金制度と組み合わせ、メリットを周知する。	091024

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
企業誘致促進融資利子補給金	工場等の新設、移転又は増設等を行う企業が、神奈川県企業誘致促進融資を利用する場合に、3年間の利子補給を行う。		【対象】 「神奈川県企業誘致促進融資要綱」に基づく制度融資を受けたもの 【補助金額等】 西湘テクノパークあるいは鬼柳・桑原地区工業系保留区域のエリアに立地する場合は5億円までの融資額に係る利子額。 それ以外の地域に立地する場合は1億円までの融資額に係る利子額。 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。 神奈川県の制度融資の変更に合わせて、利子補給制度も変更し、継続する。	神奈川県と協調的に企業誘致を推進するにあたり、低金利で据え置き期間があり、雇用要件付きで最大10億円までの県制度融資は、市外からの新規立地にあたって特に中小企業にとっては使いやすい制度であり、雇用創出にも資する制度である。県からは金融機関に対する融資補助金もあり、前向きな活用が見込まれることから、県・市が協調する意義がある。この場合、神奈川県の制度融資が変更されるときには市の利子補給制度もこれに併せて変更す	市外からの新規立地、特に中小企業の投資意欲を促進する。 利子補給制度の維持だけでなく、県制度融資のような大規模低金利融資をアピールでき、投資対効果が高い。	特になし	091025
企業振興資金融資に係る利子補給金及び信用保証料補助金	市内で製造業等を営む中小企業等が工場適地に移転又は増設、設備投資等を行う場合に、小田原市企業振興資金融資を受けたものに対し、3年間の利子補給、融資時の信用保証料補助を実施する。		【対象】 市内で1年以上継続して同一事業を営む者(市税を滞納していない者で、法人にあっては、市内に本店又は主たる事務所を有する者、個人にあっては、市内に1年以上住所を有している者に限る。)で、小田原市企業振興資金融資(以下「市融資」という。)を受けた者 【補助金額等】 利子補給金 市融資を受けた額のうち、1億円以下の額に対する利子として支払った額に係る利子の全額(利率2.1%) 信用保証料補助金 15万円を上限として支払った信用保証料額の全額 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	工業系用途地域への移転や再投資に使える融資とすることで、市内に散在する中小工場の工業系用途地域への集積を図る。 利子補給、信用保証料補助を組み合わせることで、信用力に乏しい中小企業の融資利用を支援する。	土地利用の誘導になるとともに、信用力に乏しい中小企業への支援とすることで投資を促進する。	特になし	091026
小田原市商店街連合会補助金	本市商業の活性化を図るため、市内商店会の連合体である「小田原市商店街連合会」の活動を支援する。		【対象】 小田原市商店街連合会運営費に対する補助(小田原市商店街連合会加盟商店会等が納める会費収入で賄えない部分) 【補助金額等】 概ね、運営費の4分の1程度を目安としている。 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	実際、補助金無しの場合、どの程度の支障となるのかをまず確認し、補助基準を検討する。市内商店会が加盟する商店街連合会の存続は、そのスケールメリットを利用し、商店会ではできないイベント等の実施が可能であり、商店街活性化に必要不可欠であるため。	商店からの会費収入が減っている中、補助を受けることで基本事務の執行は継続できる点。	「補助金ありき」の意識が残ってしまい、自主性に欠けるため、各商店会における新規加入店舗の獲得を増加させる取り組みについて、より一層の推進を促す。	091029
商店街販売促進事業費補助金	市内商店会の連合体である「小田原市商店街連合会」が、スケールメリットを生かして実施する販売促進事業を支援し、賑わいのあるまちづくりを推進し商業の活性化を図る。		【対象】 小田原市商店街連合会が行う(平成28年度) ・商店街フェア事業 ・小田原城北條六斎市事業 ・インターネット事業 ・一店逸品運動事業 対象事業については、予算作成時に商店街連合会へ確認をとっている。 【補助金額等】 予算の範囲内で市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	補助金活用事例を精査し、商店街連合会との意見交換を実施し、補助対象の見直しや補助要綱の改正等が必要と考える。商店街連合会では、そのスケールメリットを活かし、単位商店会では実施できない多彩なイベントを開催するなど、地域経済の活性化に効果をあげていることから支援を継続する必要がある。	商店街連合会の運営を補助することで、多種多様なイベントの開催などにより、地域経済の活性化が図られる。	「補助金ありき」の意識が残ってしまうため、自主財源で事業展開できるよう促し、補助に関しては必要最小限のものとなるよう指導、助言する。	091030

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
商店街街路灯等電気料補助金	商店街が設置する街路灯やアーケード灯等を、都市景観の美化や、通行者の危険防止のための安心安全なまちづくりの施設と捉えることで、商店会の経費の軽減、良好な環境の維持となるよう支援する。		<p>【対象】 商店会が、市内における共同施設として適切に維持管理する街路灯、アーチ、アーケード灯等に使用した電気料金として支払ったもの。</p> <p>【補助金額等】 補助対象者が、該当年度の1月分から12月分まで支払った電気料の総額から、防犯灯維持管理費補助金を控除した額の2分の1以内の額。ただし、街路灯、アーチ、アーケード、その他市長が必要と認めるものの全部、又は一部をLED化した場合にあっては、電気料金総額から防犯灯維持管理費補助金及び当該LED化したものの電気料金を控除した額の2分の1以内の額並びにLED電気料金の3分の2以内の額の合計額を補助。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	街路灯等は、商店街のシンボルでもあり、また、明るく照らすことで住民の安心・安全を確保するものである。不特定多数の方が利用することから、補助は必要である。南足柄市のLED普及状況等を考慮しての補助率を検討する。	明るい商店街の実現、住民の安心・安全の確保。	LED化を推奨する際、街路灯等の老朽化に伴う設備改修費用が負担となるため、国や県の補助制度(該当がある場合)を周知し、利用促進を図る。	091031
活気ある商店街づくり事業費補助金	商店街を地域コミュニティの核と捉え、商店街が実施する地域の特性や利点を活かしたイベント事業等に対し支援する。		<p>【対象】 商店街振興組合及び商店街事業協同組合、任意商店街団体、これらを基盤とした横断的商業団体 事業 地域の活気を創出するために行うイベント等、平成19年度から平成24年度の間、商店街活性化推進事業費補助金の交付を受けていた事業</p> <p>【補助金額等】 補助対象事業費から、市長が別に定める公的機関からの補助金額を減じた額(商店街負担額)の3分の1以内の額とし、市長が別に設ける審査会の審査を経て、予算内で配分する。 補助金額の配分 ・事務局配分 全体予算額の3分の2程度については事務局枠とし、各商店街団体等が提出した要望書の内容に基づき、過去の活性化事業への取り組み状況、事業費の多寡、国・県等の支援の有無等を加味して配分。 ・審査会配分 全体予算額の3分の1程度については審査会枠とし、委員が各商店街団体等の要望書の内容を精査して決定した配分順位の基づき傾斜配分する。 補助対象経費 専門家等謝金、使用料、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、備品購入費、燃料費、手数料、保険料、委託料、資料作成・購入費、原材料費(販売を目的としたものは除く)、商標権等取得経費、景品費(補助対象事業費の30%以内)、その他市長が適当と認める経費</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	商店街が、地域コミュニティの核として機能するため、イベント等により活気づつことが必要であると考えことから、小田原市の活用においても利用が高いことから、南足柄市においても活用すべきと考えらる。	イベント等による商店街の活性化が図られること。	イベント等では、一過性に終わり、継続的な商店街の活性化にはつながりにくいため、本補助以外である「持続可能な商店街づくり事業費補助金」を活用するなど、イベントのみに頼らない商店街活動について、指導・助言、アドバイザー制度の活用等を促す。	091032

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
持続可能な商店街づくり事業費補助金	商店街が地域コミュニティの核として機能することは、まちづくりの推進に必要不可欠である。地域に根付いた商店街づくりにおける商店街団体等が、新たに実施する中長期的な取り組みに対し支援する。		<p>【対象】 商店街振興組合及び商店街事業協同組合、任意商店街団体、これらを基盤とした横断的商業団体 事業 地域の課題の解決や地域に根付いた事業で、中長期的な計画のもとに新たに取り組む事業。 例) 商店街が自ら出向く出張商店街、防犯・防災事業など</p> <p>【補助金額等】 補助対象事業費の3分の2以内の額とし、上限額は200万円以内。 補助対象期間は、事業開始から3年以内。 他の公的機関から補助を受けている場合は、その金額を控除する。</p> <p>補助対象経費 専門家等謝金、使用料、借用料、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、備品購入費、燃料費、手数料、保険料、委託料、資料作成・購入費、原材料費(販売を目的としたものは除く)、商標権等取得経費、商品開発・販路開拓費、施設整備費、賃借料、改装費</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	商店街の活性化を図る上で、必要な支援と考えている。小田原市のみでなく、南足柄市の商店街についても同制度の適用を考える。	本事業により、商店街が将来的に独立して運営できる。	<p>本事業では、立ち上げ期の3年間の支援であるが、補助期間終了後、事業が滞り、また補助を受けないと継続できないといった点。また、3年間実施した中で、事業の課題等が掴めずといった事態になる場合等が考えられる。</p> <p>事業実施年度末に提出される実績報告書や、年度途中に行う次年度の要望ヒアリング等により、実態を把握している。当初の事業予定ができない場合は、途中での終了も止む無しとしている。</p>	091033
小田原どん事業費補助金	城下町の歴史により育まれてきた食文化(食材)と、優れた地場産品である小田原漆器等の木製品が結びつき生まれた「小田原どん」。小田原の魅力を複合的に発信するツールとして、また「食による商店街活性化」により地域経済の活性化を図るべく支援をするものである。		<p>【対象】 小田原どん提供店連絡会 事業 小田原どんの販売促進に関する事業</p> <p>【補助金額等】 100,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		廃止。 事業を継続し、小田原どん提供店連絡会の自立が図られた時点(概ね3年を目処)での補助終了とする。	提供店連絡会の組織がまだ確定の域に達しておらず、方向性を見極めることが必要。	「小田原どん」に関する事業費の削減。	連絡会会費収入がメインとなることで、広報宣伝費用等の縮小を余儀なくされるなど、活動へ支障が生じるため、連絡会が自立できるよう指導、助言をしていく。	091035
小田原スイーツ事業費補助金	小田原産の果物、野菜を原材料とし、小田原で製造されている器(漆器、寄木、ガラス細工など)を用いて、飲食店で提供するなど、新たなブランド「おだわらスイーツプレミアム」を支援するものである。		<p>【対象】 おだわらスイーツプレミアム提供店連絡会 事業 おだわらスイーツプレミアムの販売促進に関する事業</p> <p>【補助金額等】 150,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		廃止。 事業を継続するが、平成29年度までに提供店連絡会の自立等を図り、同年度をもって補助を終了する。	提供店連絡会の組織について、見極めることが必要であるが、事業の充実度を踏まえ、その期限を平成29年度としたものである。	「おだわらスイーツプレミアム」に関する事業費の削減。	収入が、連絡会会費収入や会議所からの支援となり、広報宣伝費用等の縮小を余儀なくされるなど、活動へ支障が生じるため、連絡会が自立できるよう指導、助言をしていく。	091036

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
空き店舗活用・起業支援助成金	中心市街地空き店舗活用事業について補助金を交付する。	空き店舗活用・起業支援助成金交付事業	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画に定められた区域内の空き店舗を活用すること。</li> <li>・活用する空き店舗が、空き店舗として3か月以上経過していること。</li> <li>・市税を完納していること。</li> <li>・新規開業又は市外からの移転であること。</li> <li>・商店会の区域内の空き店舗を活用する場合は、商店会の承認を得ること。</li> </ul>	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗バンク事業を通じて購入し、又は賃貸借契約した空き店舗において、小売業、飲食業、サービス業その他のこれらに類する事業を営もうとする個人</li> <li>・出店しようとする空き店舗において1年以上継続して営業することが見込まれる者で、かつ、週3日以上営業を行う者</li> <li>・空き店舗の所有者と同一世帯でない者又は生計を一にしない者</li> <li>・市内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、当該移転前の店舗が空き店舗の状態にならない者</li> </ul>	廃止。	支援の対象を商店街(会)を一つのまとまりと捉えることから、個人店舗への支援は実施しない。	「商店街を支援する」という基本的理念が維持できる。	開業を目指す個人店舗の支援が行えない。(負担が減らないという点) 商店街が活性化を図る上で、空き店舗に店舗を誘致するといった事例については支援している。	091037
街かど博物館整備補助金	街かど博物館を設置して一般公開する者に対し、その展示設備等に要する費用の一部を補助することで、街かど博物館の設置を促進する。		<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して5年以上一般公開することができ、展示の目的が製品の宣伝、営利等に止まらず、歴史や産業文化の紹介にあることといった要件を備える街かど博物館の代表者事業</li> <li>・街かど博物館の公開に必要な設備等の工事等で法令に違反しないもの。</li> </ul>		小田原市の事務処理方式を適用する。	既に認定を受けている博物館について、維持管理に関わる問題点もあることから、その整備のために継続する。	市内の回遊性の向上、滞在時間の延長が図られる。	認定博物館が増えれば、館の整備等の支出が増加する懸念があるため、新規認定の際は、自分自身(店舗)の意識として博物館を運営するよう指導する。	091038
街かど博物館魅力発信事業費補助金	街かど博物館の魅力を広く市内外に発信し、集客力の向上やリピーターの確保に寄与する事業を支援する。		<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街かど博物館館長連絡協議会事業</li> <li>・街かど博物館ファンクラブ事業、街かど博物館体験ツアー、木像がんバズララー等、街かど博物館の魅力を発信する事業</li> </ul>		小田原市の事務処理方式を適用する。	体験ツアーの実施等により、小田原市中心市街地の回遊性向上へつながっている。現在20館の認定だが、対象エリアを今後どのようにするかといった検討もあり、現在ある街かど博物館が継続するよう図るものである。	現在の認定博物館を継続し、中心市街地の回遊性の向上を維持する。	今後、エリアが広がることになれば、博物館の数も多くなり運営管理に負担が増えることも考えられるため、現行の会費の値上げも視野に入れつつ、対応可能範囲の事業展開を図る。	091039

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
県工芸産業振興協会補助補助金	木製品の振興対策事業及び木製品の知的財産権の保護を行う考案保護事業を行う当該協会に助成する。		<p>【対象】 県工芸産業振興協会 ・商工業等に関する団体で市長が認めるもの。 ・市長が認める団体が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業。 ・予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。 【対象事業】 振興対策事業、考案保護事業など</p> <p>【補助金額等】 114,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。	考案保護の審査会や伝統的工芸品展に出展するなどの活動を通じ、工芸産業の振興を図る当該団体の活動に補助をすることが小田原市の代表的な地場産業のひとつである木製品製造業の存続につながることから支援を継続するものである。	木製品の振興対策事業等を継続して支援できる。	公的な資金を支出することになる。	091041
地場産業振興協議会補助金	地場産業の振興を図る協議会の活動に対して、商工会議所と協力し支援を行う。		<p>【対象】 小田原地場産業振興協議会 ・商工業等に関する団体で市長が認めるもの。 ・市長が認める団体が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業。 ・予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。 【対象事業】 運営、販路開拓事業、調査研修事業、広告宣伝事業など</p> <p>【補助金額等】 138,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。	いくつもの首都圏での見本市等に出展するほか、ホームページなどを使って広くPRするなど、小田原市内の地場産業全体の活性化につながる事業を行っていることから、支援を継続するものである。	特定の業界だけでなく広く地場産業に対する支援することができる。	公的な資金を支出することになる。	091042
地場産業振興事業費補助金	<p>小田原蒲鉾水産加工業協同組合の実施する小田原かまぼこ桜まつりに対して、商工会議所と協力しながら支援を行う。</p> <p>小田原・箱根「木・技・匠」の祭典実行委員会が行う小田原・箱根「木・技・匠」の祭典開催に対して、県・市町、商工会議所と連携し、協力しながら支援を行う。</p>		<p>【対象】 小田原蒲鉾水産加工業協同組合 小田原・箱根「木・技・匠」の祭典実行委員会 ・商工業等に関する団体で市長が認めるもの。 ・市長が認める団体が行う商工業等の振興及び勤労者の福祉に関する事業。 ・予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当たり、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額。 【対象事業】 かまぼこ桜まつり開催事業、小田原蒲鉾PR事業 木のクラフトコンペ事業、体験ふれあい広場事業、木工市開催(隔年実施)</p> <p>【補助金額等】 770,000円 800,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。	小田原市の地場産業として認知されている小田原蒲鉾と木製品のPR事業に対し補助することは多くの地場産業の存続につながるから支援を継続するものである。	特産品である小田原かまぼこPRイベントの継続実施に寄与する。 木製品の職人が、作品をPRする「小田原箱根「木・技・匠」の祭典」の継続実施に寄与する。	公的な資金を支出することになる。	091043

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
一般社団法人箱根物産 連合会補助金	木製品産業界の振興を図る連 合会の活動に対して支援を行 う。		<p>【対象】 一般社団法人箱根物産連合会 ・商工業等に関する団体で市長が認めるも の。 ・市長が認める団体が行う商工業等の振興 及び勤労者の福祉に関する事業。 ・予算の範囲内で、補助事業の運営、実施 に当たり、会費や事業収入、本市以外の補 助金等その他の収入を充てても、なお不足 する額。 【対象事業】 デザイン・技術振興事業(見本市・展示会事 業等)、情報提供事業、販路開拓事業、常 設展示室事業、事務受託事業など</p> <p>【補助金額等】 674,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。	小田原市の特徴的な地場産 業のひとつとして認知されて いる木製品であるが、企業数 や生産額が年々減少傾向に あるので、木製品に係る 多くの事業者が加盟するこ の団体に補助することは、地場 産業の存続につながるること から支援を継続するものであ る。	木製品業界の振興発展 に寄与する。	公的な資金を支出することにな る。	091044
伝統的工芸品産地 振興事業費補助金	箱根寄木細工の伝統技術継 承と需要開拓等産業を振興す るため、小田原箱根伝統寄木 協同組合に助成をする。		<p>【対象】 小田原箱根伝統寄木協同組合 ・商工業等に関する団体で市長が認めるも の。 ・市長が認める団体が行う商工業等の振興 及び勤労者の福祉に関する事業 ・予算の範囲内で、補助事業の運営、実施 に当たり、会費や事業収入、本市以外の補 助金等その他の収入を充てても、なお不足 する額。 【対象事業】 後継者・従事者研修事業、需要開拓事業</p> <p>【補助金額等】 290,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。	国の伝統的工芸品にも認め られている箱根寄木細工の 産業振興を図ることを目的 に、共同事業や後継者・従事 者研修などを実施しており、こ の団体に補助することは、地 場産業の存続につながること から支援を継続するものであ る。	箱根寄木細工の伝統技 術などを継承することに 寄与する。	公的な資金を支出することにな る。	091046
伝統工芸産業後継者奨 励金	伝統的工芸産業で後継者が極 めて少ないもののうち、市長が 指定したものについて、専門的 な知識及び技術を習得しようと する者に対し支援を行う。		<p>【対象】 30歳以下の健康な者で、伝統工芸産業に 関し専門的な知識及び技術を習得した後、 10年以上市内で当該伝統工芸産業に係る 事業に従事する意思のあるもの 【補助金額等】 予算の範囲内で市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。	小田原市に伝統工芸産業が 存在することが貴重であり、 その貴重な伝統工芸産業に 従事しようとする者に対する 研修等は、業界としても実施 しているところであるが、伝統 工芸産業の衰退抑止につな がることから現行制度を継続 するものである。	伝統工芸産業に従事し ようとする者を支援する ことで、産業を支援する ことにつながる。	特になし	091047

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
協同組合等共同施設補助金	協同組合等の活動を促進し、もって中小企業の振興を図る。		<p>【対象】 事業協同組合(商店街の事業協同組合を除く。)、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会 事業 組合が設置し、所有する施設であり、組合又は組合員の経営の向上に資するとともに直接組合の事業に寄与する事業で次に掲げる事業。 (1) 組合が行う生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査、その他組合の事業に関する共同施設の設置 (2) 組合又は組合員が新分野の事業に進出するための調査、研究、新商品の開発又は高度な情報基盤の整備等のために組合が設置し、所有する施設</p> <p>【補助金額等】 300万円を上限とし、補助対象費用に次に掲げる補助対象費用の区分に定める割合を乗じて得た額。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 1 500万円以下の金額 25% 2 500万円を越え1,000万円以下の金額 15% 3 1,000万円を越える金額 5%</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		廃止。	現在は運用していないため廃止とする。	特になし。	特になし。	091048
商業振興地域活性化奨励金		商業振興及び地域活性化が図られる事業を行う団体に対し、商業振興及び地域活性化奨励金を交付する。		<p>【対象】 地域ブランドの開発事業又は特産品等の開発事業 (この奨励金以外の補助制度の対象となるものは、交付対象としない) 【補助金額等】 事業に要した経費の2分の1以内の額 上限:地域ブランドの開発事業10万円 特産品等の開発事業50万円 【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止	小田原市の類似事業に統合または個別に支援をし、制度を廃止する。	事務量の軽減が図られる。	特になし	091052
労働団体補助金・労働者協議会助成金	地域の勤労市民全般の福祉増進を図るため、地域労働団体に対し、事業費の一部に補助金を交付する。	地域の勤労市民全般の福祉増進を図るため、地域労働団体(南足柄市労働者協議会)に対し、助成金を交付する。	<p>【対象】 小田原・足柄地域連合、小田原・足柄地域勤労者福祉協議会 【補助金額等】 予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当り、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額 【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 南足柄市労働者協議会 【補助金額等】 予算の範囲内で、活動事業費の一部を助成する。 【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>現行どおりとする。 小田原・足柄地域連合及び小田原・足柄地域勤労者福祉協議会に対して現行額の補助を継続する。 南足柄市労働者協議会への助成金については、前年度収支決算からの繰越額の状況に応じて補助を継続するが、今後のあり方については、小田原・足柄地域勤労者福祉協議会への統合も視野に入れて研究を進める。</p>	<p>小田原・足柄地域連合と小田原・足柄地域勤労者福祉協議会は、2市8町を活動エリアとしており、小田原市と南足柄市が合併することは団体の活動に影響するものではない。よって、現行の補助制度は継続すべきである。また、南足柄市労働者協議会は、タクシー会社など産別組合に加入できない事業者があることから支援を継続するが、今後のあり方については、小田原・足柄地域勤労者福祉協議会への統合も視野に入れて研究を進める。</p>	労働組合の活動が活性化することは、地域社会全体の雇用の劣化を防止することとなり、公益性が高い。	労働組合に加入していない勤労者は、補助の利益を享受できない。小田原・足柄地域勤労者福祉協議会は労働組合に入っていない勤労市民も事業所単位で加入することができ、労働者協議会は産別組合に加入できない事業所で組織されている。地域連合も、地域勤労者全般にわたる労働相談を実施しており、こういった活動を拡大することでより多くの勤労者が恩恵を受けられるように門戸を広げていく。	091053



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
勤労者福利厚生生活活動支援事業補助金・勤労者共済会運営費助成金	中小企業の勤労者等を対象に、給付事業や福利厚生事業を行っている小田原市勤労者サービスセンター(以下「SC」)に対して、管理運営費の一部に補助金を交付している。	中小企業の勤労者等を対象に、給付事業や福利厚生事業を行っている南足柄市勤労者共済会に対して、運営費の一部に補助金を交付している。	【対象】 小田原市勤労者サービスセンター(平成28年4月1日付で小田原市勤労者共済会から名称変更)  【補助金額等】 予算の範囲内で、補助事業の運営、実施に当り、会費や事業収入、本市以外の補助金等その他の収入を充てても、なお不足する額  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市勤労者共済会  【補助金額等】 会員数(予算作成年度の4月と9月の会員数を比較し、会員数の多い月)×100円×12月で算定  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。 両市の団体が統合され、新しい団体を組織した場合、小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市勤労者サービスセンターは平成26年度・27年度に在り方検討委員会を立ち上げ、自立化促進と体制強化の検証を行っており、サービスセンターの運営に当たり、小田原市勤労者サービスセンターを基準にすることは合理的であるとする。	特になし。	南足柄市の補助対象が事業費であるのに対し、小田原市は運営費を補助しているため、合併で増加する事務量相当の補助を増額する必要がある。  南足柄市の事業費補助を廃止し、事務増加に係る人件費相当の運営費補助を追加する。	091054
技能職連絡協議会助成金		南足柄市技能職連絡協議会の健全な運営を図るため、助成金を交付する。		【対象】 技能職連絡協議会の実施する事業の一部  【補助金額等】 技能職連絡協議会の会費予算額(1人2,000円)と同額を支出  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。 当面は現行のまま継続し、5年を目途に見直しまたは廃止。	小田原市に制度がないため、今後、継続または廃止の方向を検討する。	継続の場合は、技能職者の社会的経済的地位の向上と後継者育成が、また廃止の場合は、事務量の軽減が図られる。	技能・技術の継承及び後継者の育成等について、支障をきたす可能性がある。	091055
中小企業退職金共済制度奨励補助金		中小企業退職金共済制度に加入した事業主に対して、共済掛金の一部を補助する。		【対象】 1 市内において1年以上継続して事業を営んでいる者で、中小企業法第2条に規定する中小企業者 2 市税の納税義務者であって、すでに納期の経過した市税を完納している者  【補助金額等】 従業員1人につき、支払った掛金の10%以内の額(1か月限度額500円)  【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。 3年の経過措置を設け廃止とする。	合併時に新規申請の受付を取りやめ、加入期間が終了する3年後に廃止とする。	事務量の軽減。	中小企業退職金共済制度加入者減少の恐れがあるため、未加入事業者を含め、中小企業退職金共済制度のメリット等を広く啓発する。	091056
中心市街地活性化協議会組織体制強化費補助金	中心市街地の活性化に関する法律に基づき設置された小田原市中心市街地活性化協議会(事務局:小田原箱根商工会議所)に対する補助		【対象】 中心市街地の活性化に関する法律に基づき設置された中心市街地活性化協議会 内容 会議開催、調査研究、研修など  【補助金額等】 会費や事業収入、本市以外の補助金等その他収入を充ててもなお不足する額  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。 補助対象となっている本協議会は、平成29年度をもって期間満了を迎える中心市街地活性化基本計画と連動して設置が求められているものであることから、中心市街地活性化推進事業と同様の動き(平成28年度中に今後の方針を決定)を予定。	小田原市のみが存在する事務事業であるため、中心市街地活性化推進事業を実施している以上、必要な事務事業であるため。	中心市街地活性化協議会の安定的な運営と中心市街地活性化基本計画の推進への寄与。	財政的な負担が軽減できないため、実情に応じた年度ごとの金額の見直し。	091057
レンタサイクル事業運営費補助金	主に本市に訪れる観光客の利便性・回遊性を高めることを目的に、当初は放置自転車を活用し、本市とNPO法人小田原ガイド協会の協働で事業を開始。		【対象】 特定非営利活動法人 小田原ガイド協会 レンタサイクル事業の運営に係る事業  【補助金額等】 195万円  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	本事業については、来訪者のニーズも高いことから継続して実施するとともに、南足柄市での事業展開についても研究する。	案内する観光資源が増える。	南足柄地区にも拠点を増設するとなると、初期投資がかかる可能性があり、現在委託しているNPO法人小田原ガイド協会の対応だけでは困難となるため、初期投資については市で負担し、貸出業務については、南足柄地区で対応が可能なNPO法人等に部分的に委託する。	092008

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
観光協会補助金	本市の観光資源を活用して、観光及び宣伝活動を行い、もって観光事業の振興と健全な発展に資することを目的に活動する(一社)小田原市観光協会の各事業に対し、支援を行う。	本市の観光資源を活用して、観光及び宣伝活動を行い、もって観光事業の振興と健全な発展に資することを目的に活動する南足柄市観光協会の各事業に対し、支援を行う。	【対象】 小田原市観光協会 事業 観光行事の開催、観光及び物産の紹介宣伝、その他観光事業の振興に関する事業  【補助金額等】 127,989千円  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 南足柄市観光協会 事業 観光行事の開催、観光及び物産の紹介宣伝、その他観光事業の振興に関する事業  【補助金額等】 3,350千円  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。観光協会としては、一定の期間(3~5年程度)を設けて、統合に向けた検討を行い、小田原市の団体に統合するよう働きかける。統合に当たっては、事業内容を見直しながら、補助金についても調整を図っていく。	スケールメリットを活かしながら、経費の節減を行う。	経費節減が図られる。	観光施策に係る地域間格差が生じる可能性があり、会員の理解をどう得ていくかという課題が残る。  地域バランスに配慮しながら、イベント等、事務量が大きい事業を減らす一方で、全域一体となった(スケールメリットを活かせる)PRや誘客事業にシフトしていくよう誘導する。	092009
産業フェア助成金		ASHIGARA産業フェア実行委員会の健全な運営を図るため、助成金を交付する。		【対象】 ASHIGARA産業フェア実行委員会の実施する事業の一部  【補助金額等】 630,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	観光をはじめとする産業の活性化を図るため、引き続き助成金を交付する。	産業の振興が図られる。	南足柄市エリアのイベントとなり、合併後の市一体となった「産業まつり」とはならないため、小田原エリアを含めた開催が可能か研究する。	092010
足柄金太郎まつり補助金		足柄金太郎まつり実行委員会の健全な運営を図るため、助成金を交付する。		【対象】 観光行事の開催、観光及び物産の紹介宣伝、その他観光事業の振興に関する事業  【補助金額等】 270万円  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	観光をはじめとする産業の活性化を図るため、引き続き助成金を交付する。実施時期については、小田原市の他のイベントと重なるため、日程変更の視野に検討する。	「金太郎」を核としたまつりを開催し、市内外にPRすることにより、観光客の誘客が図られる。	事務量の軽減につながらない。根本的な事務量の削減は難しいが、どのようなことが簡素化につながるか、再度、事務内容を見直す。	092011
城址公園周辺環境整備補助金	優れた景観への誘導を促進し、城址公園の景観形成に寄与することを目的に経費の一部を助成する。		【対象】 次のいずれにも該当する者 1 城址公園隣接地において景観に配慮した工作物等の整備を行う者 2 市税を滞納していない者  城址公園隣接地における工作物(生垣、塀等をいい、倉庫、車庫等を除く。)の改築、修繕等を行う事業で次に掲げる要件に該当するもの 1 城址公園の良好な景観の形成に著しく貢献すること。 2 都市計画課所管の景観形成修繕費補助金又は街なみ環境整備補助金の交付を受けていないこと。  【補助金額等】 工作物の改築、修繕に係る工事費の2/3以内で、予算の範囲内で市長が定める額  【国、県等からの財源】 国1/2、県1/6、市1/3(平成24年度実績)		廃止。	平成24年度以降、本制度により補助金を支出した事例はなく、今後、該当する事業が出てくる見込みがないことから、本制度については廃止とする。	事務の軽減につながる。	該当する事業ができた時には、新たに同様の補助金制度を構築しなければならないため、その都度、補助金制度を構築する。	092012

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
酔芙蓉農道等維持管理助成金		花による地域おこし事業「あしがら花紀行」に取り組む地域ボランティア団体への助成や各種イベントへのPR活動や誘客の協力等を行なう。		【対象】 酔芙蓉農道等を良好に維持管理することを対象とする。(千津島自治会) 【補助金額等】 73,800円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。地域活性化を目的にした事業でもあるため、合併を機に所管についても検討する。	「あしがら花紀行」を継続し、観光客の誘客を図るとともに、地域活性化の観点から所管についても再度検討を行う。	観光客の誘客が図られる。	事務の軽減が図られない。抜本的な事務の軽減につながるが、事務の簡素化に向け、事務内容を再度見直す。	092013
春木径維持管理助成金		花による地域おこし事業「あしがら花紀行」に取り組む地域ボランティア団体への助成や各種イベントへのPR活動や誘客の協力等を行なう。		【対象】 春木径を良好に維持管理することを対象とする。(春木径奉仕会) 【補助金額等】 176,400円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。地域活性化を目的にした事業でもあるため、合併を機に所管についても検討する。	「あしがら花紀行」を継続し、観光客の誘客を図るとともに、地域活性化の観点から所管についても再度検討を行う。	観光客の誘客が図られる。	事務の軽減が図られない。抜本的な事務の軽減につながるが、事務の簡素化に向け、事務内容を再度見直す。	092014
幸せ道維持管理助成金		花による地域おこし事業「あしがら花紀行」に取り組む地域ボランティア団体への助成や各種イベントへのPR活動や誘客の協力等を行なう。		【対象】 幸せ道を良好に維持管理することを対象とする。(春木径奉仕会) 【補助金額等】 176,400円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。地域活性化を目的にした事業でもあるため、合併を機に所管についても検討する。	「あしがら花紀行」を継続し、観光客の誘客を図るとともに、地域活性化の観点から所管についても再度検討を行う。	観光客の誘客が図られる。	事務の軽減が図られない。抜本的な事務の軽減につながるが、事務の簡素化に向け、事務内容を再度見直す。	092015
鳥獣保護管理対策事業費補助金・有害鳥獣駆除活動費助成金	有害鳥獣による農作物への被害が進む中、有害鳥獣被害防止実施団体の組織化を進め、駆除体制の確立と速やかな実施により農作物被害の事前防止を図るとともに、出没状況の監視体制を整備し、被害情報の迅速な把握を目的とする。	足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会へ補助金を交付する。	【対象】 組織育成運営経費、有害鳥獣捕獲経費、鳥獣生息調査経費、追い払い経費(ツキノワグマに限る)防護柵設置経費 【補助金額等】 4,978,000円 【国、県等からの財源】 県、市2分の1ずつ	【対象】 有害鳥獣捕獲経費(わなの購入・侵入防止柵等) 【補助金額等】 1,179,000円 【国、県等からの財源】 県、市2分の1ずつ	小田原市の事務処理方式を適用する。	一市一団体を取りまとめするために協議会を統合するよう働きかけることで、鳥獣保護管理対策事業費補助金においても、一団体に交付する。	統一した鳥獣被害対策を実施できる。	特になし。	093034
ふくざわ公園等維持管理助成金		地元自治会と覚書を締結し、公園の維持管理を実施するための経費を市が助成金として支出する。		【対象】 地元千津島自治会へ助成金を支出し、対象区域である公園内の土地及びその上に有する建物と構築物の維持管理を行う。 【補助金額等】 150,000円 【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	小田原市に該当する事業がないため。	公園の維持向上が図られる。	維持経費が施設存続中は継続するため、維持管理方法の見直しを行う。	093036

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
6次産業化ネットワーク活動補助金	<p>農業者が、多様な事業者との連携により新商品開発や販路開拓などを行う場合で、国の「6次産業化ネットワーク活動交付金」の交付を受ける者に対して、国の交付金と併せて市の補助金を支給する。</p>		<p>【対象】 ネットワークを構築して行う6次産業化を推進するために実施する次の取組(市が定める6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として市長が認めるものに限る。)に要する経費 (1) 新商品開発・販路開拓の実施 ア新商品開発 イ消費者評価会の実施 ウ販路開拓の実施</p> <p>【補助金額等】 国 定額(事業費の1/3以内(ただし、市区町村戦略(事業実施年度末までに市区町村戦略を定めることが確実であるものを含む)に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の1/2以内)) 県 補助対象経費の1/3以内(ただし、市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組にあつては、補助対象経費の1/2以内) 市 県補助金額に、補助対象経費の1/4を乗じて得られた額を上乗せした額</p> <p>【国、県等からの財源】 国 定額(事業費の1/3以内(ただし、市区町村戦略(事業実施年度末までに市区町村戦略を定めることが確実であるものを含みません。))に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の1/2以内)) 県 補助対象経費の1/3以内(ただし、市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組にあつては、補助対象経費の1/2以内) 市 県補助金額に、補助対象経費の1/4を乗じて得られた額を上乗せした額</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	法に基づく事業である。南足柄市では実施実績がないため、現行の小田原市の事務処理方式を適用する。	農業者が主体となって、生産から加工・販売まで取り組むことで、新たな付加価値を創出し、産業と結びつけることで生産者の所得向上と地域の活性化を図ることができる。	特になし。	093041

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
環境保全型農業直接支払交付金	環境保全型農業に取り組む農業者の組織する団体が対象で、国から県、市を通じた形で交付している。平成28年度分については、4団体に交付予定である。	自然環境の保全に資するの業の生産方式を導入する農業者団体に対する交付金。	<p>【対象】 市は、国及び県の負担額と市の負担額とを合わせた額を農業者団体等に交付する。 対象となる取組 共通取組 化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とカバークロープ(緑肥)の作付け ...主作物を栽培していない期間にオオムギ等を作付けし、土壌浸食等を防止する取組 有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない) 化学肥料及び化学合成農薬の5割低減と堆肥の施用 ...C/N比10以上の堆肥を一定量施用する取組 地域特認取組 化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とIPM(対象作物:施設野菜) ...天敵や微生物農薬、防虫ネット及び土壌還元消毒等による防除を行う取組 化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とリピングマルチ(対象作物:畑作物) ...主作物の畝間にムギ類や牧草等を作付けして、土壌浸食等を防止する取組 化学肥料及び化学合成農薬の5割低減と草生栽培(対象作物:果樹、茶) ...主作物の樹園地にムギ類や牧草等を作付けして、土壌浸食等を防止する取組</p> <p>【補助金額等】 (10aにつき)8,000円 国(4,000円)+ 県(2,000円)+市(2,000円)  (10aにつき)=4,400円 国(2,200円)+ 県(1,100円)+市(1,100円)</p> <p>【国、県等からの財源】 (10aにつき)8,000円 国(4,000円)+ 県(2,000円)+市(2,000円)  (10aにつき)=4,400円 国(2,200円)+ 県(1,100円)+市(1,100円)</p>	<p>【対象】 市は、国及び県の負担額と市の負担額とを合わせた額を農業者団体等に交付する。 対象となる取組 共通取組 化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とカバークロープ(緑肥)の作付け ...主作物を栽培していない期間にオオムギ等を作付けし、土壌浸食等を防止する取組 有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない) 化学肥料及び化学合成農薬の5割低減と堆肥の施用 ...C/N比10以上の堆肥を一定量施用する取組 地域特認取組 化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とIPM(対象作物:施設野菜) ...天敵や微生物農薬、防虫ネット及び土壌還元消毒等による防除を行う取組 化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とリピングマルチ(対象作物:畑作物) ...主作物の畝間にムギ類や牧草等を作付けして、土壌浸食等を防止する取組 化学肥料及び化学合成農薬の5割低減と草生栽培(対象作物:果樹、茶) ...主作物の樹園地にムギ類や牧草等を作付けして、土壌浸食等を防止する取組</p> <p>【補助金額等】 (10aにつき)8,000円 国(4,000円)+ 県(2,000円)+市(2,000円)  (10aにつき)=4,400円 国(2,200円)+ 県(1,100円)+市(1,100円)</p> <p>【国、県等からの財源】 (10aにつき)8,000円 国(4,000円)+ 県(2,000円)+市(2,000円)  (10aにつき)=4,400円 国(2,200円)+ 県(1,100円)+市(1,100円)</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	法に基づく事業であり、南足柄市には現時点で対象となる団体が存在しないため。	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図ることができる。	特になし。	093042
団体育成補助金(県共進会乳牛等運搬事業費補助ほか)	小田原市畜産会事業に係る費用及び同会会員により実施される乳牛預託に係る費用の一部を助成する。		<p>【対象】 市長が認める団体が行う園芸、畜産、土地改良及び林業に関する研究又はこれらの振興を図るために実施する事業 (対象:小田原市畜産会)</p> <p>【補助金額等】 事業に必要と認められる経費から事業に関する収入を除いた額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の畜産業の振興と発展を図るためには必要不可欠であることから、現状の事務処理方式を適用するもの。(南足柄市該当事業なし)	畜産業の振興と発展を図ることができる。	現状では、団体の育成を目的として「小田原市畜産会」に補助をしていることから、個人での申請は受け付けられないため、小田原市畜産会への加入などを促す。	093043

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
里地里山保全促進事業補助金・里地里山づくり促進事業助成金	里地里山活動協定に基づいて活動する団体に対して、農林地等の保全・体験教室・資器材の購入に係る費用の一部を助成する。	里地里山活動協定に基づいて活動する団体に対して、農林地等の保全・体験教室・資器材の購入に係る費用の一部を助成する。	<p>【対象】 認定里地里山活動協定に係る活動団体が当該里地里山活動協定に基づいて行う里地里山の保全等の活動であること。</p> <p>【補助金額等】 農林地等の保全の単価 田(10a) 123,000円 畑(10a) 54,000円 樹園地(10a) 87,000円 二次林(10a) 18,000円 体験活動 実施経費の3分の1(事業費上限:150,000円) 資器材の購入は累計額200,000円まで</p> <p>【国、県等からの財源】 保全費:県10/10 体験活動:県、市、活動団体それぞれ1/3</p>	<p>【対象】 認定里地里山活動協定に係る活動団体が当該里地里山活動協定に基づいて行う里地里山の保全等の活動であること。</p> <p>【補助金額等】 農林地等の保全の単価 田(10a) 123,000円 畑(10a) 54,000円 樹園地(10a) 87,000円 二次林(10a) 18,000円 体験活動 実施経費の3分の1(事業費上限:150,000円) 資器材の購入は累計額200,000円まで</p> <p>【国、県等からの財源】 保全費:県10/10 体験活動:県、市、活動団体それぞれ1/3</p>	現行どおりとする。	県条例等に基づく事業のため。	里山が有する多面的機能を発揮させ、地域の環境保全や活性化を図ることができる。	特になし。	093046
青年就農給付金(経営開始型)・就農支援助成制度に伴う助成金	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金を給付する。		<p>【対象】 (1)独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること (2)独立・自営就農であること (3)経営開始計画が以下の基準に適合していること (4)人・農地プランへの位置づけ等 (5)生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと (6)原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること</p> <p>【補助金額等】 年間最大150万円</p> <p>【国、県等からの財源】 国(10分の10)</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では未実施であるが、国の法令に基づく事業であるため、小田原市の事務処理方式を適用して実施する。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。 南足柄市域における新規就農者が対象となる。	事業費及び人件費等が増加する。	093047
新規就農者就学支援事業費補助金	就農意欲のある農業後継者等が、農業に関する知識・技術等を習得することを支援し、もって本市の農業振興に資する。		<p>【対象】 神奈川県立かながわ農業アカデミーに在学している者で、次の要件を満たす者。 (1)小田原市内に住所を有する者であること。 (2)かながわ農業アカデミーに入校した年の3月31日時点において48歳未満の者であること。 (3)かながわ農業アカデミー卒業後、小田原市において農業者として農業経営を行おうとする農業後継者等であること。</p> <p>事業 かながわ農業アカデミーの次に掲げる課程における農業知識、技術等の習得 (1)生産技術科 (2)技術専修科</p> <p>【補助金額等】 かながわ農業アカデミーでの就学に係る学費のうち、授業料、教材資材費及び研修費に係る額の1/2以内(千円未満切り捨て)。ただし、生産技術科は2年、技術専修科は1年を限度とし、各年度の上限は10万円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	他市事例において小田原市と同水準で運用しており、適正であると考えられることから、小田原市の事務処理方式を適用するもの。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。 南足柄市域における新規就農者が対象となる。	事業費及び人件費等コストの上昇。	093048

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
新規就農者支援事業補助金	農地の賃借料を助成することにより、新規就農者の経済的な負担を軽減し、就農の促進を図るとともに、新規就農者及び農業研修者の家賃の一部を助成することにより、地域の空き家の有効活用と市内への定住促進を図る。	南足柄市外に居住する者が南足柄市内において農業を開始するに当たって要した経費に対し、南足柄市新規就農支援助成金を交付することにより新たな農業の担い手を確保し、農村地域の活性化及び定住の促進に資する。	<p>【対象】 小田原市内で新規就農した者、または就農のため研修中の者で、次の要件を満たす者。 (1) 本市の住民基本台帳に登録があり、市内に居住している者 (2) 就農のための研修の開始から5年以内の者又は農地の賃借を開始した日から5年以内の者</p> <p>事業 1 農地の賃借で次の要件を満たす事業 (1) 農業経営基盤農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき、利用権を設定した農地を耕作していること。 (2) 農地中間管理機構から借り受けた農地を耕作していること。 2 就農した者又は就農のための研修中の者が居住するために貸家を借りる事業 (1) 市内において借家の賃貸借契約を締結している者</p>	<p>【対象】 南足柄市農業委員会に就農計画を提出した時に住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に登録されていない者で、農業委員会から新規就農者認定書の交付を受けたもの</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の事務処理方式を基本として整合をとることで、円滑に事務が執行できる。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を基本として整合をとることにより、円滑に事務が進行できる。南足柄市域における新規就農者が対象となる。	事業費及び人件費等コストの上昇。	093049
			<p>【補助金額等】 1 農地賃借料補助 (1) 賃借農地10aあたり年額20,000円以内 (2) 1経営体あたり50a以内 (3) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。 (4) 年の途中で賃料の変更があった場合の補助額は、変更の前後を比較して低額のもの補助額とする。 2 家賃補助 (1) 月額家賃の1/2以内とし、月額30,000円を限度とする。 (2) 算出した1か月あたりの補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。 (3) 月の途中で月額家賃の変更があった場合の補助額は、変更の前後を比較して低額のもの補助額とする。 経営体の助成期間は、初年度申請から5年以内とする。</p>	<p>【補助金額等】 交付要綱第3条に規定する助成金の対象となる経費の総額の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を上限とする。 (1) 助成金の交付を申請した日において南足柄市内に住所を有し、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に登録されている者 50万円 (2) 前号に掲げる者以外の者 25万円</p>					
			<p>【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10</p>	<p>【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10</p>					

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
定年帰農者農業支援事業奨励金	農業の担い手不足及び耕作放棄地の解消を図るとともに、市民が生涯にわたり活躍できる社会の実現に資することを目的とする。		【対象】 市内で農業経営を行う者 【対象事業】 市内の農地を新たに使用し、かつ、当該農地を耕作するために概ね60歳以上の市民(農業経営を行う者を除く。以下「非農家市民」という。)を新たに雇用して行う農業(交付対象期間中における農地面積又は非農家市民の雇用数の増減は、一の交付対象事業における事業内容の変更として取り扱う。) 【補助金額等】 次に掲げる額の合計額(ただし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額) (1)交付対象期間中に被雇用者に支払われた賃金の額(ただし、被雇用者1人につき1月あたり50,000円を上限とする。) (2)交付対象期間中に被雇用者に営農指導を行う者(申請者を除く)に支払われた謝礼の額(ただし、1月あたり20,000円を上限とする。) (3)交付対象事業を実施するために必要な肥料その他資材等の購入額(ただし、交付対象期間中、農地面積10アールあたり50,000円を上限とする。) (4)交付対象事業を実施するための被雇用者を募集するための経費(ただし、交付対象【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	県内に実施事例がなく、プロダクティブ・エイジング(生涯現役社会)実現のため先進的な事業であるため。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。 南足柄市域における農業者が対象となる。	事業費及び人件費等が増加する。	093050
小田原市農業後継者対策金融融資利子補給金	農業後継者の農業経営の安定及び向上を促進するため、農業後継者が受けた融資について、利子助成を行う。		【対象】 神奈川県農業振興資金等利子補給要綱(平成11年4月1日施行)第11条第1項の規定により担い手育成資金の融資の承認を 【補助金額等】 融資を受けた額のうち、1,800万円以下の額に係る利子支払事業(利子補給対象額の1.3%以内)。 ただし、利子補給対象期間は借入日から起算して6年以内で、第5回目の利子償還ま 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	他市事例に鑑みて補給金額は妥当と考えられるため。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。 南足柄市域における農業者が対象となる。	事業費及び人件費等が増加する。	093051
小田原市認定農業者対策金融融資利子補給金	認定農業者の農業経営の安定及び向上を促進するため、認定農業者が受けた融資について、利子助成を行う。		【対象】 小田原市特別融資制度推進会議設置要領(平成7年7月20日小田原市制定)第2条第1項の規定により、農業経営基盤強化資金の貸付けの認定を受けた認定農業者 【補助金額等】 融資を受けた額のうち、1億5,000万円以下の額に係る利子支払事業(利子補給対象額の1.1%以内)。 ただし、利子補給対象期間は利子の支払いを始めた日の属する月から起算して5年以内。 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	近年農業経営基盤強化資金を活用する農業者が増加しており、その経営を支援するため。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。 南足柄市域における農業者が対象となる。	事業費及び人件費等が増加する。	093052
農業近代化資金融資利子補給金 農業振興資金利子補給金	農業経営の近代化や合理化を促進するため、農業近代化資金の融資を受けた農業者について、利子助成を行う。	農業経営の近代化や合理化を促進するため、農業近代化資金の融資を受けた農業者について、利子助成を行う。	【対象】 小田原市特別融資制度推進会議設置要領(平成7年7月20日小田原市制定)第2条第1項の規定により、農業近代化資金の貸付けの認定を受けた認定農業者、または、認定農業者を含む団体等 【補助金額等】 融資を受けた額のうち、3,600万円以下の額に係る利子支払事業(利子補給対象額の1.1%以内)。 ただし、利子補給対象期間は利子の支払いを始めた日の属する月から起算して5年以内。 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 農業振興資金の融資を受けた農業者 【補助金額等】 利子補給率は年2.5%以内(ただし、市登録農家は年3.5%以内)	小田原市の事務処理方式を適用する。	農業振興に対し必要である制度であり、小田原市のほうが明確な要件を定めているため。	利子補給率が低く、市の財政にかかる負担が少ない。 小田原市の事務処理方式を適用する方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。 南足柄市域における農業者が対象となる。	事業費及び人件費等が増加する。	093053



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
農作物災害助成資金緊急融資利子補給金 農業災害対策資金利子補給金	自然災害等により農作物被害を受けた農家に対して、かながわ西湘農業協同組合が貸付ける「農作物災害助成資金」の融資利子の補給金を交付することにより、農業経営の安定及び向上を促進するため、利子助成を行う。	自然災害等により農作物被害を受けた農家に対して、かながわ西湘農業協同組合が貸付ける「農作物災害助成資金」の融資利子の補給金を交付することにより、農業経営の安定及び向上を促進するため、利子助成を行う。	【対象】 かながわ西湘農業協同組合制定の農作物災害助成資金の融資を受けた小田原市在住の者 【補助金額等】 融資を受けた額のうち、500万円以下の額に係る利子支払事業(利子補給対象額の0.5%以内)。 ただし、利子補給対象期間は利子の支払いを始めた日の属する月から起算して5年以下 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 自然災害等により農作物に多大な被害を受けた者の農業経営の再建、安定及び向上を図るため、資金の融資を受けた者 【補助金額等】 資金の融資年利率のうち0.5%以内の額 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	ほぼ同一事務であるが、小田原市の方が明確な要件を定めているため。	現状とほぼ変わりなく事務が遂行できる。	特になし	093054
野菜価格安定事業費補助金	野菜の計画的な生産及び出荷を行うことにより、野菜の安定的な供給と価格の安定を目的とし、野菜価格が著しく安くなったとき、あらかじめ積み立てていた資金を取り崩し、生産者に補填する制度である。		【対象】 一般社団法人神奈川県野菜価格安定資金協会(事務局:JA全農神奈川県本部)が実施する野菜価格安定事業に加入している、「小田原たまねぎ」について補助を行う。 【補助金額等】 平成26～平成28年度事業計画 ・交付予約数量 600t ・作付面積 15ha ・造成単価 17.34円/kg ・総造成額 10,404千円 ・年造成額 3,468千円 負担額 県(1/2) 1,734千円 市(2/14) 495千円 会員(5/14) 1,239千円 【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10		現行どおりとする。	JA全農神奈川県本部が実施する事業であり、小田原たまねぎ(南足柄市では生産なし)が対象作物であるため、現行どおり実施する。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。	特になし。	093055
経営所得安定対策等推進事業費補助金	経営所得安定対策の実施に当たり、申請手続き全般に係る費用の助成を受ける。	経営所得安定対策の実施に当たり、申請手続き全般に係る費用の助成を受ける。	【対象】 市又は地域農業再生協議会による経営所得安定対策等に関する取組に係る費用であること。 【補助金額等】 申請額による。(精算払い) 【国、県等からの財源】 国10/10	【対象】 市又は地域農業再生協議会による経営所得安定対策等に関する取組に係る費用であること。 【補助金額等】 申請額による。(精算払い) 【国、県等からの財源】 国10/10	小田原市の事務処理方式を適用する。	国・県要綱等に基づく事業のため、基本的に同じ業務である。小田原市の事務処理方法の方が効率が良いため。	申請者の増加が見込まれる。	畦畔率の違い・配分面積の算出方法の違い等で生産数量目標面積に差がでるため、小田原市に合わせる。	093056
中山間地域等農業活性化支援事業費交付金	農業生産の不利な中山間地域等において、協定を締結し行われている農業生産活動を支援するため必要経費の一部を助成する。		【対象】 補助対象地域において、集落協定等に基づいた農業生産活動を5年間以上継続して行うこと。 (対象:久野南舟原集落) 【補助金額等】(10aにつき) 田<急傾斜>16,800円 【国、県等からの財源】 国、県、市それぞれ1/3		小田原市の事務処理方式を適用する。	法に基づく事業のため。	中山間地域の農地の適切な維持・管理を推進することで、中山間地域が有する多面的機能の確保のほか、耕作放棄地の解消と発生防止を図ることが可能となる。	特になし。	093057

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
高付加価値化対応野菜産地事業費補助金	小田原オリーブ研究会に対して補助金を交付する。小田原オリーブ研究会では苗木購入の一部を補助している。		<p>【対象】 小田原オリーブ研究会</p> <p>【補助金額等】 400,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	地域特性を活かした農産物の高付加価値化・ブランド化を推進する事業であり、現在は、オリーブを対象に実施している。南足柄には同様の事業はないが、合併後の市全域で産地形成を図ることにより、地域農業の振興を図る。	地域特性を活かした農産物のブランド化による高付加価値化を図ることができる。	特になし。	093058
耕作放棄地解消事業費補助金	市内の耕作放棄地を解消するため、農家や農業者団体が、耕作放棄地に利用権を設定した上で、耕作放棄地再生利用緊急対策(国庫補助事業)と同様の事業を実施した場合に補助をする。	南足柄市地域農業再生協議会の事業経費として補助金を交付する。	<p>【対象】 耕作放棄地の解消事業を行う農業者、農業者組織、農業協同組合等で、再生された農地を5年以上継続して耕作する見込みがあると市長が認めた者</p> <p>【補助金額等】 事業実施農地10aにつき50,000円とし、10aを超える場合は、1aごとに5,000円を加算。ただし、事業実施に重機を使用する場合は総額の1/3以内で市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 耕作放棄地の解消事業を行っている南足柄市地域農業再生協議会、個人農家等で実施した経過は現在まで無。ここ数年は市の単独事業として市民菜園の整備等を行っている。</p> <p>【補助金額等】 事業実施農地10aにつき50,000円(国庫の場合)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業(国庫の申請をするならば1/2)</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	市民菜園に対する補助ではなく、農業者が耕作を行うための農地に対する補助を実施するため。	農業者等が行う耕作放棄地の再生を支援することにより、地域内の耕作放棄地の解消と農地の流動化を促進し、農地の持つ多面的な機能を発揮させ、地域の活性化を図ることができる。	特になし。	093062
小田原産木材住宅リフォーム等助成事業補助金	小田原産木材住宅リフォーム助成事業は、地域産材の利用拡大を目的に、小田原産木材を使用した住宅リフォームに対して助成を行う		<p>【対象】 市内に自ら居住するための住宅を改装、または新築すること。小田原産木材を3㎡以上使用すること。</p> <p>【補助金額等】(1㎡) 床 7,500円(上限30㎡) 腰壁 3,700円(上限30㎡) ウッドデッキ 12,700円(上限10㎡) 及び を同時に施工する場合は40㎡</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市だけの補助金であるため、小田原市の事務処理方式を採用する。	地域産材利用拡大が推進される。	小田原産木材を助成事業の要件としているため、南足柄市産材をどのように統合するか課題。 南足柄市産材を搬出し、認証制度も定義すること。また、南足柄市で本助成制度が必要か検討。	093063

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
土地改良施設設置等補助金	農業団体等が実施する農業生産基盤整備に対して土地改良施設設置等補助金要綱に基づき助成する	・酒匂川右岸土地改良区の区域に関する事業等の調整及び運営費補助 ・内川土地改良区に関する事務等の支援及び運営費補助 ・二の堰(農業用水路)の維持管理者に対して助成金を助成 ・取水施設の維持費を助成 ・農業用水路のうち年間通水する堰の維持費を助成	【対象】 土地改良施設設置等を行う団体で市長が認めるもの  【補助金額等】 国庫補助対象事業については農道整備事業及びかんがい排水事業は補助対象事業費の10分の10以内、農地保全事業及び農業用水路施設整備事業は補助対象事業費の10分の9.5以内、圃場整備事業及び暗きょ排水事業 事業費の10分の9以内、市単独補助事業については農業用取水施設整備事業 事業費の10分の9.5以内、その他の土地改良事業 事業費の10分の9以内  【国、県等からの財源】 市町村事業推進交付金(1/2)	【対象】 酒匂川右岸土地改良区 内川土地改良区 壺下自治会、千津島自治会、班目自治会、石塚堰、田中堰、小芝原堰、筏場堰、源治堰、上三丁田堰 年間通水している31堰  【補助金額等】 670,000円(平成27年度実績) 596,000円(平成27年度実績) 60,000円(20,000円×3自治会) 898,881円(平成27年度実績) 372,000円(平成27年度実績12,000×31堰)  【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10	現行どおりとする。	現行維持を継続することが土地改良施設等の維持管理に必要な事業であるため。	土地改良施設の管理が従来どおり可能となり、行政が直接施設の維持管理をすることがない。	特になし。	093064
農業振興施設設置等補助金	農業振興施設設置等を行う団体で市長が認めるものに対して、その事業費の一部を助成する。		【対象】 国庫の補助事業として承認を受けた事業又は補助対象事業費が20万円以上の共同して行う次に掲げる事業で市長が認めるもの。 (1) 果樹対策事業 (2) 水稲対策事業 (3) 野菜対策事業 (4) 花き、花木対策事業 (5) その他農業振興事業  【補助金額等】 国庫補助対象事業 国庫補助金を含め、補助対象事業費の8/10以内で市長が定める額。 県費補助対象事業(国庫補助対象事業としないものに限る。) 補助対象事業費の8/10以内で市長が定める額 市単独補助事業 補助対象費の5/10以内で市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業10/10(国庫補助対象事業含む)		小田原市の事務処理方式を適用する。	他市事例に鑑みて妥当な補助制度であるため、小田原市の事務処理方式を適用するもの。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を採用することにより、円滑に事務が進行できる。	特になし。	093070
畜産振興施設設置等補助金	畜産振興施設設置等を行う団体で市長が認めるものに対して、その事業費の一部を助成する。		【対象】 国庫の補助事業として承認を受けた事業又は補助対象事業費が20万円以上の共同して行う畜産対策事業で市長が認めるものであること。  【補助金額等】 国庫補助対象事業 国庫補助金を含め、補助対象事業費の8/10以内で市長が定める額。 県費補助対象事業 補助対象事業費の8/10以内で市長が定める額。 市単独補助事業 補助対象事業費の5/10以内で市長が定める額。  【国、県等からの財源】 市単独事業10/10(国庫補助対象事業含む)		小田原市の事務処理方式を適用する。	同様の事業を行う他市町の水準と比較しても同程度であるため。	地域社会と調和した畜産環境の整備を図ることができる。	特になし。	093071

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
林業振興施設設置等補助金	林業生産基盤(林道等)整備に対し、国県補助対象を含め森林組合等に補助金を支出するもの。		<p>【対象】 林業振興施設設置等を行う団体</p> <p>【補助金額等】 国庫補助対象事業9/10、県費8/10、市単8/10</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業 10/10</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。	特になし。	特になし。	093072
地域林業形成促進事業費補助金	植栽から保育までの育林を計画的・組織的に行い、もって優良材の生産及び森林保護に資する事業を行う団体に対し、県の補助と合わせ上乘せ補助を行うもの。	優良木材の生産と林業経営の安定を図るため、間伐及び枝打を行う森林組合、生産森林組合及び一部事務組合に対し、補助金を交付する。	<p>【対象】 神奈川県造林補助事業費補助金交付要綱に定める補助対象事業、または神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱のうち造林事業の補助対象事業で市長が認められるもの</p> <p>【補助金額等】 補助対象事業の1/10</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 森林整備A・B・Cと水源林管理道整備を実施する者</p> <p>【補助金額等】 各事業ごと、規定の算出方法により求められる。 協力協約:9/10~1/10 間伐・枝打:1/6 足柄グリーン文化基金:受益者負担分(間伐・枝打のみ)</p> <p>【国、県等からの財源】 協力協約:9/10~1/10 間伐・枝打:1/6 足柄グリーン文化基金:受益者負担分(間伐・枝打のみ)</p>	現行どおりとする。	国・県補助事業のため両市の現状に合わせる。	山林環境の維持・改善が図られる。	特になし。	093073
水源林管理道整備事業費補助金	森林整備を目的として、林内作業者を対象とした作業路の開設を行い、もって森林整備及び間伐材の促進に資する事業に対し、神奈川県より補助を受け補助金を支出するもの。		<p>【対象】 作業路の開設を行う森林所有者等</p> <p>【補助金額等】 10/10</p> <p>【国、県等からの財源】 県9/10</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。	特になし。	特になし。	093074

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
農業用施設等雪害対策事業費補助金	平成26年2月の大雪による農業被害を受けた農業者に対し、施設等再建・修繕・撤去に係る費用の一部を助成する。		<p>【対象】 平成26年2月の大雪により自己の所有する農業用施設等が被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、今後も農業経営を継続しようとするもの。</p> <p>事業 経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知)及び、平成25年度被災農業者向け経営体育成支援事業及び平成26年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について(平成25年度の大雪)(平成26年度3月28日付け25経営第3950号農林水産省経営局長通知)、神奈川県降雪災害緊急支援事業補助金交付要綱(平成26年4月1日施行)に定める補助対象事業で市長が認めるもの。</p> <p>【補助金額等】 再建・修繕 国及び県の助成額に、補助対象経費に2/10を乗じて得られた額を上乗せした額。 撤去 国及び県の助成額に、補助対象経費に1/4を乗じて得られた額を上乗せした額が限度。 助成単価については施設ごとに規定あり。</p> <p>【国、県等からの財源】 再建・修繕等 国:5/10、県:2/10、市:2/10 撤去 国:2/4、県:1/4、市:1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	国・県等の要綱等に基づく事業のため。	小田原市でのみ実施しているため、小田原市の方式を採用することにより、円滑に事務が進行できる。	特になし。	093076
森林関係団体補助金		森林関係団体(森林ボランティア協議会 市民植樹祭実行委員会)へ補助金を支出する。		<p>【対象】 市長がその都度定める。 平成21年度から平成24年度に植樹した会場の整備</p> <p>【補助金額等】 180,000円(90,000円×2団体)</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	現行どおりとする。	小田原市では活動団体が存在しないため、合併時においては現行のとおり継続するが、その後のあり方については検討を行う。	南足柄市にしか活動団体が無いため、南足柄市の方式を採用する事により、円滑に事務が進行でき、森林に対する意識が高まる。加えて森林整備が継続可能。	特になし。	093077
森林組合活性化対策事業補助金		南足柄市森林組合に対する補助金 森林の適切な施業の促進と森林組合の事業の活性化を目的として、森林組合が森林所有者に対して森林の管理及び育成に関して勧誘を行う森林組合活性化対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		<p>【対象】 南足柄市森林組合</p> <p>【補助金額等】 90,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	現行どおりとする。 合併時は現状を維持するが、廃止の可能性を検討する。	小田原市では森林組合に対し補助金を支出していない。南足柄市においても順次減額してきていることから、合併時は現状を維持するが、今後、廃止の可能性を検討していく。	南足柄市でのみの補助事業のため、当面の間現状を維持することでスムーズな移行が可能となる。既に減額を進めていることから、廃止の可能性を検討することで支出が縮減される。	特になし。	093082
公設青果出荷推進協議会補助金	地場産の生鮮野菜の出荷推進を図るため、小田原市公設青果出荷推進協議会が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付する。		<p>【対象】 小田原市公設青果出荷推進協議会が実施する地場産の生鮮野菜の出荷推進事業</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内で市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		廃止。	補助金交付対象の出荷推進協議会が再度復活する見込みがない。	特になし。	特になし。	093083

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
漁業共済掛金補助金 (漁獲共済掛金補助金)	漁業共済への加入を促進することにより漁業経営の安定を図り、もって漁業振興に資する。小田原市経済部水産海浜課所管に係る補助金交付要綱別表2 漁業共済掛金補助金に基づき、次に掲げる共済掛金の支払事業で市長が認めるもの 1 漁獲共済掛金 2 漁具共済掛金 3 養殖共済掛金		【対象】 次に掲げるもののうち、市内に住所又は主たる事務所を有し、かつ、市税を滞納していない者で、全国合同漁業共済組合神奈川県事務所との間に共済契約を締結しているもの ・漁業を営む個人、・漁業を営む漁業協同組合、・漁業生産組合、・漁業を営む者を構成員とする団体 【対象事業】 次に掲げる共済掛金の支払事業で市長が認めるもの ・漁獲共済掛金、・漁具共済掛金、・養殖共済掛金  【補助金額等】 全国合同漁業共済組合神奈川県事務所との間に締結した共済契約に係る共済掛金の合計額から国、県及び財団法人相模湾水産振興事業団の補助金額を控除した額の4分の1に相当する額を超えない範囲内で予算の範囲内において市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	漁獲共済掛金補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし。	093085
小田原漁港振興協議会補助金	小田原漁港の整備促進、調査研究等を目的に設立された協議会・関係機関団体との情報交換・各種大会への参加等		【対象】 小田原漁港振興協議会  【補助金額等】 小田原市としての負担分を補助金として支出 68,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	小田原漁港振興協議会補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても低い水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし。	093089
小田原さかな普及の会補助金	安くおいしい栄養価の高い魚の普及を図り、食生活を豊かにし、市民生活に寄与することを目的とする。		【対象】 小田原さかな普及の会  【補助金額等】 市長が毎年予算の範囲内で補助する 68,000円  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	小田原さかな普及の会補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても低い水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし。	093091
漁業振興施設設置等補助金 (稚貝放流事業費補助金)	水産物の生産向上と生産基盤の充実を図り、もって漁業振興に資する。 1 国県補助事業承認を受けた事業 2 次に掲げる事業で市長が認めるもの (1)漁場改良造成事業 (2)種苗放流事業 (3)倉庫及び保管施設設置事業 (4)漁船保安施設設置事業 (5)その他漁業振興事業		【対象】 漁業振興施設等を行う団体で市長が認めるもの  【補助金額等】 1 国県費補助対象事業 市が交付を受けた国県費補助金額に当該補助対象事業費から当該補助金額を控除した額の2分の1に相当する額を超えない範囲内で予算の範囲内において市長が定める額を加えた額 2 市単独補助事業 補助対象事業費の2分の1に相当する額を超えない範囲内で予算の範囲内において市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業		現行どおりとする。	漁業振興施設設置等補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし。	093092

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
水産加工業振興事業費補助金	水産加工業の振興に資する。		<p>【対象】 水産業の振興を図る団体で市長が認める団体。 予算の範囲内において市長が定める。</p> <p>【補助金額等】 1 国県費補助対象事業 市が交付を受けた国県費補助金額に当該補助対象事業費から当該補助金額を控除した額の3分の1(多獲魚等の加工研究に関する事業にあつては2分の1)に相当する額を超えない範囲内で予算の範囲内において市長が定める額 2 市単独補助事業 補助対象事業費の3分の1に相当する額を超えない範囲内で予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。	水産加工業振興事業費補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし。	093093
団体育成補助金(鮮度保持対策研修費等補助金)	水産業団体を育成し、もって水産業の振興に資する。 1 漁業についての調査研究及び啓発に関する事業 2 漁港についての調査研究 3 水産物についての調査研究及び普及 4 海難事故防止の啓発及び救助活動 5 その他水産業団体が行う水産業に関する事業		<p>【対象】 水産業の振興を図る団体で市長が認めるもの</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。	団体育成補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。	現行のとおり実施することで、混乱がない。	特になし。	093094
漁業災害資金利子補給金	災害及び不漁時における漁業経営の安定を図るため漁業者等(神奈川県漁業災害等資金融資要綱(昭和52年神奈川県制定。以下「要綱」という)第2条第2号に定める者をいう。)が行う事業に要する経費に対		<p>【対象】 県要綱第2条第1項第1号に定める神奈川県漁業災害等資金の借入に係る利子支払</p> <p>【補助金額等】 年利2%とし、利子補給期間は5年を限度</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		現行どおりとする。	漁業災害資金利子補給金事務をしているのは、小田原市だけであり、災害時等の救援制度であるため。	現行のとおり実施することで、混乱が少ない。	特になし	093095
多面的機能支払交付金	農業・農村が有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)を適切に発揮させるとともに、担い手への農地集積を後押しするために、農業の有する多面的機能発揮促進事業のうち、多面的機能支払事業を推進する。	農業・農村が有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)を適切に発揮させるとともに、担い手への農地集積を後押しするために、農業の有する多面的機能発揮促進事業のうち、多面的機能支払事業を推進する。	<p>【対象】 事業費としては、農地維持支払と資源向上支払のメニューがある。 農地維持支払 水路・農道等の管理等を目的とした共同活動、資源向上支払は農地・水道・農道等の質的向上を図る共同活動が対象 推進事務費 市町村が当該交付金推進にかかる事務費が対象</p> <p>【補助金額等】(1aにつき) 農地維持支払 田3,000円、畑2,000円 資源向上支払 田2,400円、畑1,440円 推進事務費は申請額による</p> <p>【国、県等からの財源】 事業費は国1/2、県1/4、市1/4 推進事業費は国10/10</p>	<p>【対象】 事業費としては、農地維持支払と資源向上支払のメニューがある。 農地維持支払 水路・農道等の管理等を目的とした共同活動、資源向上支払は農地・水道・農道等の質的向上を図る共同活動が対象 推進事務費 市町村が当該交付金推進にかかる事務費が対象</p> <p>【補助金額等】(1aにつき) 農地維持支払 田3,000円、畑2,000円 資源向上支払 田2,400円、畑1,440円 推進事務費は申請額による</p> <p>【国、県等からの財源】 事業費は国1/2、県1/4、市1/4 推進事業費は国10/10</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では活動団体が存在しないため、小田原市の事務処理方式を適用するもの。	小田原市にしか活動団体が存在しないため、小田原市の方式を適用することにより、円滑に事務が進行できる。	特になし。	093096

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
地域水源林長期施業受委託補助金	かながわ水源環境保全・再生施策に基づき、水源環境保全・再生への取組を推進するため、施業の集約化を図り、持続可能な人工林の適切な整備を行うため、神奈川県より補助を受け、森林組合に補助金を支出するもの。		【対象】 小田原市森林組合 【補助金額等】 事業量による(県の設定する単価による) 【国、県等からの財源】 県10/10		現行どおりとする。	南足柄市が県施行のエリアであることから、合併した場合も県施行であるため。	特になし。	特になし。	093097
おだわらウッドスタート誕生祝い品配付事業	市内に生まれた乳児を持つ親に対し、木育を啓発するためのコンセプトブック及び地域産木材を使用した木製おもちゃを配布するもの。		【対象】 小田原市内において4か月児健康診断の受診対象となる方 【補助金額等】 乳児1人につき、誕生祝い品1個、コンセプトブック1冊 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。	特になし	南足柄市では実施しておらず、南足柄市対象者に対し、配布する場合の方法を検討する必要がある。また、財政負担も増加する。南足柄市対象者にも配布対象を拡大することに伴い、配布場所を増設する。財政負担増に	093098
景観形成修景費補助金	良好な景観形成を推進するため、景観計画重点区域(拠点型重点区域)内において、優れた景観への誘導を促進し、景観の形成に寄与する修景事業に対し、その費用の一部を補助する。		【対象】 景観計画重点区域(拠点型重点区域(3区域))内において、優れた景観への誘導を促進し、景観の形成に寄与する修景事業者 【補助金額等】 補助率 : 1/5 補助限度額 : 100万円 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	特定の景観計画重点区域内にて、引き続き良好な景観形成を誘導する必要があり、南足柄市において、同様の景観計画重点区域及び景観形成修景費補助事業がないため、現在、実施している小田原市の水準を適用することが望ましい。	引き続き、補助対象としている景観計画重点区域(拠点型重点区域(3区域))において、良好な景観形成を図ることができる。	南足柄市において、補助対象となる地域がないため、南足柄市において重点区域の設定をした際、本補助制度の活用を検討する。	101019
景観形成協議会補助金	小田原市景観条例第20条の規定に基づき、景観形成協議会として市長の認定を受け地域の景観形成の向上に資する団体に対し活動費の一部を助成する。		【対象】 小田原市景観条例施行規則第10条に定める認定の基準を満たした団体(区域2,000㎡以上、実質的・継続的な活動の見込、自治会の同意、規約等) 【補助金額等】(1年につき) 200千円未満 3年を限度とする。 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	自主的な景観形成活動に対する支援のためのものであり、南足柄市において同様の補助金がないため、現在制度のある小田原市の水準を適用することが望ましい。	今後、景観計画重点区域の拡大を目指す地域などで自主的な景観形成活動が行われる際に、財政的な支援をすることが出来る。	合併後、該当する団体が無い場合がある。 景観計画重点区域の拡大を目指す地域において、景観に対する意識向上に関する取組みを実施する。	101020
街なみ環境整備事業補助金	街なみ環境整備事業区域において、小田原市地区街づくりルール形成促進条例に規定する地区街づくり基準に基づく良好な景観形成に著しく寄与する修景事業に対し補助を行う。		【対象】 街なみ環境整備事業区域において、小田原市地区街づくりルール形成促進条例に規定する地区街づくり基準に基づく良好な景観形成に著しく寄与する修景事業を行う者 【補助金額等】 補助率 : 2/3 補助限度額 : 150万円(1階部分の壁面後退を行った場合等は、200万円) 【国、県等からの財源】 国(社会資本整備総合交付金)1/2、市1/2		小田原市の事務処理方式を適用する。	街なみ環境整備事業区域において、小田原市地区街づくりルール形成促進条例による地区街づくり基準に基づく良好な景観形成を誘導する必要があり、南足柄市において同様の条例及び補助事業がないため、現在実施している小田原市の水準を適用することが望ましい。	引き続き、補助対象としている街なみ環境整備事業区域のうち街づくり基準のある銀座・竹の花周辺地区において、良好な景観形成を図ることができる。	南足柄市において、補助対象となる地域がないため、南足柄市において、同様の街づくり基準等を有する地域がある場合、本補助制度の活用を検討する。	101021



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金	地域公共交通維持確保改善事業の中の地域公共交通バリアフリー化設備等整備事業であり、市の補助金交付要綱(鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金)に基づいて補助金交付を行う。		<p>【対象】 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うものに限る。以下同じ。) 事業 1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上ある鉄道駅において、鉄道事業者が行う次に掲げる施設を整備する事業 (1)移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(平成18年度国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)第4条第7項の基準に適合するエレベーター (2)公共交通移動等円滑化基準第4条第8項の基準に適合するエスカレーター((1)のエレベーターを整備することが施設整備上困難である場合に限る。) (3)公共交通移動等円滑化基準第13条から第15条までの基準に適合する便所</p> <p>【補助金額等】 次に掲げる施設の区分に応じ、次に定める額とする。 補助対象事業(1)及び(2)の施設 補助対象経費(施設本体の整備に係る経費及び関連付帯工事に係る経費をいう。以下同じ。)に3分の1を乗じて得た額以内の額とする。この場合において、補助対象経費は、施設1基につき5,000万円を限度とする。 補助対象事業(3)の施設 補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額とする。この場合において、補助対象経費は、施設1ヶ所につき、1,000万円を限度とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。 合併後の市として、現況の補助金交付要綱(鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金)に基づいて補助金交付を行う。 補助金交付要綱は現況から変更の必要なし。 事務事業の取扱いは現況から変更なし。	小田原市のみで行っている事業であり、合併後の市に移行した場合であっても、要件に該当する駅については、既にバリアフリー化が整備されているため。	特になし。	特になし。	101023
優良建築物等整備事業補助金	小田原市の中心市街地において優良建築物等整備事業制度要綱に基づく優良建築物等整備事業を行う者に対して、市がその事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助する。		<p>【対象】 優良建築物等整備事業を施行するもの</p> <p>【補助金額等】 補助対象額の1/3以内</p> <p>【国、県等からの財源】 国、県、市に各1/3</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。	特になし。	特になし。	101024
小田原市暮らしにぎわい再生事業費補助金	社会資本整備総合交付金交付要綱及び社会資本整備総合交付金交付申請等要領の規定に基づき、小田原市の社会資本整備総合整備計画において定める小田原駅周辺地区暮らしにぎわい再生事業のうち、都市機能まちなか立地支援に関する事業を実施する者に対して、市がその事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助する。		<p>【対象】 小田原市の社会資本総合整備計画において定める小田原駅周辺地区暮らしにぎわい再生事業のうち、都市機能まちなか立地支援に関する事業を実施する者</p> <p>【補助金額等】 補助対象経費の2/3以内</p> <p>【国、県等からの財源】 補助対象経費に対し、国1/3</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市及び類似団体に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。	特になし。	特になし。	101025

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
再開発推進団体等補助金	地域住民の自主的なまちづくりの推進に寄与するため、再開発推進団体及び再開発準備組合並びに共同化推進団体が行う事業に対し予算の範囲内において補助金を交付する		<p>【対象】 再開発推進団体、再開発準備組合、共同化推進団体</p> <p>【補助金額等】 再開発権利者の数に2,000円を乗じて得た額に30万円(共同化推進団体は20万円)を加えて得た額の範囲内において市長が定める額</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。	特になし。	特になし。	101026
大雄山駅前市街地再開発資金利子補給金		大雄山駅前市街地再開発に伴う資金の融資に対する利子の一部を補給する。		<p>【対象】 資金融資要綱により、金融機関から融資を受けた者。</p> <p>【補助金額等】 1,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	現行どおりとする。	南足柄市のみ行っている事務事業であるため、現行のまま継続する。	見直しに対する事務が発生しない。	特になし	101027
南足柄市空き家取得費助成金		定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家バンク事業を通じて空き家を購入し、本市に定住しようとする子育て世帯に対して、空き家取得費助成金を交付する事業。		<p>【対象】 次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。 (1)市外に1年以上居住した後、空き家バンク事業を通じて購入した空き家に入居し、住民基本台帳法第22条に規定する転入の届出を行った者 (2)5年以上定住する見込みである旨の誓約書を提出した者 (3)申請日において世帯主の年齢が20歳以上であり、その同居する親族のうち中</p> <p>【補助金額等】 空き家バンク事業を通じて購入した空き家に係る売買契約書に記載された代金総額の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、その額が50万円を超える場合は、50万円を限度とする。</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	南足柄市の事務処理方式を適用する。	小田原市に当該事務がないため、南足柄市の方式を適用する。	小田原市の空き家バンク登録物件に対して、補助できるので更なる定住促進及び地域の活性化が図れる。	財政的な負担増が見込まれるため、空き家対策等に係る、国の補助金確保について検討していく。	101028

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
木造住宅耐震診断費補助金	木造住宅の耐震診断に係る費用の一部を助成する。	木造住宅の耐震診断に係る費用の一部を助成する。	<p>【対象】 市内に木造住宅を有し、かつ、当該住宅に居住する者で、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した一戸建て住宅又は併用住宅 2 当該住宅が昭和56年6月1日以後に増築又は改築の工事に着手していないものであること。ただし、増築に係る部分の床面積が既存建築物の延べ面積の2分の1以下の場合を除く 3 当該住宅が地上2階建て以下の木造住宅であること。ただし枠組壁工法又はプレハブ工法によるものを除く 4 所有者が市税を滞納していないこと</p> <p>【補助金額等】 1 高齢者(65歳以上)のひとり暮らしの世帯又は高齢者のみで構成され、かつ、世帯全員の市民税が非課税の世帯の場合 耐震診断に要した費用の10分の10の額。ただし、9万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 2 1以外の場合 耐震診断に要した費用の3分の2の額。ただし、6万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 1/2 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 市町村の補助率2/3未満は県5,000円/件、 市町村の補助率2/3以上10/10未満は県15,000円/件、 市町村の補助率10/10は県30,000円/件 市負担分</p>	<p>【対象】 市民が所有し、その所有者または所有者の家族が居住する木造住宅にかかる耐震診断や改修で、次のすべての要件に該当するもの。 1 昭和56年5月31日以前に建築された専用住宅(2世帯住宅を含む)及び店舗・事務所兼用住宅であるもの(昭和56年6月1日以降に増築または改築したものは除く) 2 2階建て以下の在来軸組工法により施工された木造建築物(枠組壁工法、プレハブ工法は除く) 3 建築士の資格を有し、「神奈川県木造住宅耐震実務講習会」を終了した者(耐震診断技術者)が行う一般診断法に基づいて行う耐震診断であること。</p> <p>【補助金額等】 耐震診断に要した費用の2分の1の額とし、3万円を限度とする。補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 9/20 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 市町村の補助率2/3未満(市1/2)は県5,000円/件 市負担分 上記の残額</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。	102021

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
分譲型共同住宅耐震診断事業費補助金	分譲型共同住宅の耐震診断に係る費用の一部を助成する。		<p>【対象】 市内に存する建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有する建物の管理組合で、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物</li> <li>2 3階建て以上で、延べ面積が1,000㎡以上の建築物</li> <li>3 住戸数の過半を区分所有者の住居の用に供する建築物</li> <li>4 住居部分の床面積の合計が建物全体の床面積の合計の過半である建築物</li> <li>5 管理組合の集会等において、耐震診断の実施に関する決議がなされたもの</li> </ol> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震診断に要した費用に2分の1を乗じて得た額と住戸(市民が区分所有し自ら居住するものに限る。)の戸数に4万円を乗じた額のいずれか低い額。ただし、120万円を上限とする。なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 1/2 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 1/4 市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。	102022

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金	緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断に係る費用の一部を助成する。		<p>【対象】 小田原市地域防災計画及び小田原市耐震改修促進計画で指定する地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物の所有者又は管理者で次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に規定する建築物 3 木造住宅耐震診断費補助金の交付対象とならない建築物 4 所有者が市税を滞納していないもの(補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの)</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震診断に要した費用に2分の1又は次に定める基準額に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、1棟当たり120万円(神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱第3の規定により補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物にあっては、240万円)を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。 基準額(1㎡につき) ・面積1,000㎡以内の部分 2,000円 ・面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,500円 ・面積2,000㎡を超える部分 1,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 1/2 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金 1/4 市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。	102023

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
多数の者が利用する建築物耐震診断事業費補助金	多数の者が利用する建築物の耐震診断に係る費用の一部を助成する		<p>【対象】 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1項第1号及び第2号に規定する建築物の所有者又は管理者で、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 2 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金の交付を受けていないもの 3 所有者が市税を滞納していないもの(補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの)</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震診断に要した費用に2分の1を乗じて得た額。ただし、1棟当たり120万円(神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱第3の規定により補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物にあっては、240万円)を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 1/2 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金 1/4 市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財源が増加する。	102024

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
木造住宅耐震改修費補助金	木造住宅の耐震改修及び耐震設計・工事監理に係る費用の一部を助成する。	木造住宅の耐震改修及び耐震設計・工事監理に係る費用の一部を助成する。	<p>【対象】 市内に木造住宅を有し、かつ、当該住宅に居住する者で、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した一戸建て住宅又は併用住宅 2 当該住宅が昭和56年6月1日以後に増築又は改築の工事(防火地域及び準防火地域における工事にあっては、その工事に係る部分の床面積が10㎡を超えるものに限る。)に着手していないものであること 3 当該住宅が地上2階建て以下の木造住宅であること。ただし枠組壁工法又はプレハブ工法によるものを除く 4 当該住宅の耐震診断の評点が1.0未満であること 5 所有者が市税を滞納していないこと</p> <p>【補助金額等】 1 設計・工事監理費補助金 耐震改修工事の設計・工事監理に要した費用の3分の2の額。ただし、15万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 2 改修費補助金 耐震改修工事に要した費用の2分の1の額。ただし、55万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 1/2 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 1/4 市負担分 1/4</p>	<p>【対象】 市民が所有し、その所有者または所有者の家族が居住する木造住宅にかかる耐震診断や改修で、次のすべての要件に該当するもの。 1 昭和56年5月31日以前に建築された専用住宅(2世帯住宅を含む)及び店舗・事務所兼用住宅であるもの(昭和56年6月1日以降に増築または改築したものは除く) 2 2階建て以下の在来軸組工法により施工された木造建築物(枠組壁工法、プレハブ工法は除く) 3 一般診断法に基づいて行う耐震診断の結果総合評点が1.0未満の居住用木造建築物が、改修後の耐震診断の結果、総合評点が1.0以上となる耐震診断技術者の設計によるものとする。</p> <p>【補助金額等】 耐震改修工事、工事設計、工事費積算、工事監理に要した費用の2分の1の額とし、40万円を限度とする。補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 9/20 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金 1、1/4 市負担分 1、1/4</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。	102029

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
分譲型共同住宅耐震設計事業費補助金	分譲型共同住宅の耐震設計に係る費用の一部を助成する。		<p>【対象】</p> <p>市内に存する建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有する建物の管理組合で、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物</p> <p>2 3階建て以上で、延べ面積が1,000㎡以上の建築物</p> <p>3 住戸数の過半を区分所有者の住居の用に供する建築物</p> <p>4 住居部分の床面積の合計が建物全体の床面積の合計の過半である建築物</p> <p>5 管理組合の集会等において、耐震診断の実施に関する決議がなされたもの</p> <p>6 当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。	102030
			<p>【補助金額等】</p> <p>予算の範囲内において、耐震設計に要した費用に2分の1を乗じて得た額と住戸(市民が区分所有し自ら居住するものに限る。)の戸数に4万円を乗じた額のいずれか低い額。ただし、120万円を上限とする。なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p>						
			<p>【国、県等からの財源】</p> <p>社会資本整備総合交付金 1/2</p> <p>市負担分 1/2</p>						



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
分譲型共同住宅耐震改修事業費補助金	分譲型共同住宅の耐震改修に係る費用の一部を助成する。		<p>【対象】 市内に存する建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有する建物の管理組合で、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物</li> <li>2 3階建て以上で、延べ面積が1,000㎡以上の建築物</li> <li>3 住戸数の過半を区分所有者の住居の用に供する建築物</li> <li>4 住居部分の床面積の合計が建物全体の床面積の合計の過半である建築物</li> <li>5 管理組合の集会等において、耐震診断の実施に関する決議がなされたもの</li> <li>6 当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物</li> </ol> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、住戸(市民が区分所有し自ら居住するものに限る。)の戸数に55万円を乗じて得た額。ただし、1棟当たり1,000万円を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 1/2 市負担分 1/2</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。	102031

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
緊急輸送道路沿道建築物耐震設計事業費補助金	緊急輸送道路沿道建築物の耐震設計に係る費用の一部を助成する		<p>【対象】 小田原市地域防災計画及び小田原市耐震改修促進計画で指定する地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物の所有者又は管理者で次の各号のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物</li> <li>2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に規定する建築物</li> <li>3 木造住宅耐震改修費補助金の交付対象とならない建築物</li> <li>4 所有者が市税を滞納していないもの(補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの)</li> <li>5 当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物</li> </ol> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震設計に要した費用に2分の1又は次に定める基準額に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、1棟当たり120万円(神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱第3の規定により補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物にあっては、240万円)を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。 基準額(1㎡につき) ・面積1,000㎡以内の部分 2,000円 ・面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,500円 ・面積2,000㎡を超える部分は、1,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 1/2 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金 1/4 市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。	102032

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業費補助金	緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修に係る費用の一部を助成する		<p>【対象】 小田原市地域防災計画及び小田原市耐震改修促進計画で指定する地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物の所有者又は管理者で次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に規定する建築物 3 木造住宅耐震改修費補助金の交付対象とならない建築物 4 所有者が市税を滞納していないもの(補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの) 5 当該建築物の耐震診断の結果が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある建築物</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震改修工事に要した費用に11.5%を乗じて得た額、ただし、1棟当たり500万円(神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱第3の規定により補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物にあつては、1,000万円)を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 1/2 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金 1/4 市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。	102033

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
多数の者が利用する建築物耐震設計事業費補助金	多数の者が利用する建築物の耐震設計に係る費用の一部を助成する		<p>【対象】 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1項第1号及び第2号に規定する建築物の所有者又は管理者で、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 2 緊急輸送道路沿道建築物耐震設計事業費補助金の交付を受けていないもの 3 所有者が市税を滞納していないもの(補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの) 4 当該建築物の耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると診断された建築物</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震設計に要した費用に2分の1を乗じて得た額。ただし、1棟当たり120万円(神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱第3の規定により補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物にあっては、240万円)を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 1/2 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金 1/4 市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。。	102034
多数の者が利用する建築物耐震改修事業費補助金	多数の者が利用する建築物の耐震改修に係る費用の一部を助成する		<p>【対象】 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1項第1号及び第2号に規定する建築物の所有者又は管理者で、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手した建築物 2 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業費補助金の交付を受けていないもの 3 所有者が市税を滞納していないもの(補助対象者が建築物の管理者の場合は、当該管理者も市税を滞納していないもの) 4 当該建築物の耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると診断された建築物</p> <p>【補助金額等】 予算の範囲内において、耐震改修工事に要した費用に11.5%を乗じて得た額。ただし、1棟当たり500万円(神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱第3の規定により補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物にあっては、1,000万円)を上限とする。 なお、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>【国、県等からの財源】 社会資本整備総合交付金 1/2 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金 1/4 市負担分 1/4</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。	市民負担の軽減及び耐震化の促進が図られる。	財政負担が増加する。	102035

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
私道整備事業費補助金	要綱の条件を満たした私道について、私道所有者が行う整備費用の一部を市の予算の範囲内で補助金を交付する。	南足柄市私道整備助成要綱の条件を満たした私道について、私道所有者が行う整備費用の一部を市の予算の範囲内で補助金を交付する。	<p>【対象】 私道所有者 主な要件 一般の交通の用に供されていること。幅員が3.2m以上であること。</p> <p>【補助金額等】 約730万円(過去3年の平均予算額) 補助率 通り抜け道路90%、行き止まり道路50%</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 私道所有者</p> <p>【補助金額等】 実績なし</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	従来の実績を尊重し、小田原市補助要綱に基づく事務処理方法及び補助対象要件を適用する。	合併の時点で既に要望が出されている案件について、速やかな事務処理が可能となる。	南足柄市は近年実績がないことから、合併に際し南足柄市地域分から多くの要望が出てくる可能性があるため、優先順位を決める。	111014
街なか緑化事業費補助金・工場緑化事業補助金	花と緑あふれる、にぎわいのある魅力的な商業空間を創造するため、商店街の実施する緑化を支援する。	緑化事業を実施した工場の代表者に補助金を交付する。	<p>【対象】 小田原ダイヤ街商店会、小田原錦通り商店街協同組合、お堀端商店街振興組合のうち、市長と小田原市街なか緑化事業に関する協定を締結した団体</p> <p>【補助金額等】 1,100万円以内</p> <p>【国、県等からの財源】 国:1/3以内(間接補助)</p>	<p>【対象】 市内の工場で緑化を行う者</p> <p>【補助金額等】 樹木の植栽本数×1,150円及び経費・マウンド形成費 発生土125円/㎡×面積及び購入土2,050円/㎡×面積</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。街なか緑化事業費補助金( )は、南足柄市の人口や面積等を考慮し拡大継続。工場緑化事業補助金( )は、廃止。	は、小田原市の区域における緑の基本計画に示す緑化目標は堅持するため、南足柄市の人口や面積等を加味した事業費を予算化する。は、「小田原市開発事業に関する手続き及び基準に関する条例」による緑化の誘導、及び「小田原市企業等立地奨励金」を活用した緑化工事も可能なため、廃止する。	<p>に関して、小田原市緑の基本計画の緑化目標を達成できる。に係る経費が削減できる。</p>	<p>に関して、財政的な負担増が見込まれる。</p> <p>は、緑の基本計画を見直すまでの間は財政的な措置を行う。その後、南足柄市の区域を含めた緑の基本計画を検討し、新たな緑化目標を設定する。(経費拡大、目標年次固定)</p>	113017
水洗化工事費補助金	土地の所有者又は使用者等が行う水洗化工事に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		<p>【対象】 下水道法第10条第1項又は法第11条の3第1項の規定により水洗化を義務づけられている者及び市税・小田原都市計画下水道事業受益者負担金・下水道使用料を滞納していない者 事業 下水道法第9条第1項の規定により告示された供用開始日から3年以内に行った水洗化工事及び共同住宅(当該共同住宅の各住戸の所有者がすべて同一であるものに限る。)の水洗化工事 補助回数 1回限り</p> <p>【補助金額等】 供用開始日から1年以内に水洗化工事を完了した者 50,000円 供用開始日から2年以内に水洗化工事を完了した者 20,000円 供用開始日から3年以内に水洗化工事を完了した者 10,000円(生活保護受給者は30,000円) 供用開始後3年以内に合併処理浄化槽を廃止し、水洗化工事を完了した者 70,000円 所有する共同住宅の水洗化工事を完了した者 1住戸につき10,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用するが、補助単価について見直しを行う。	補助金制度を南足柄市域へも拡大するが、補助単価を見直すことにより、経費削減を図る。	南足柄市域における下水道接続の促進及び補助金単価を減額したことによる経費節減が図られる。	南足柄市分の補助金額の増及び補助単価を減額した(小田原市分)ことによる下水道接続控えが見込まれるため、下水道接続促進PRを徹底していく。	121012

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
水洗便所改造資金貸付金融資あっせん事務	公共下水道に接続するために浄化槽廃止及び汲取り便所改造工事の資金の貸付及び貸付金の徴収を行う。	公示から1年以内に水洗化及び排水設備設置工事を同時に行う者に対し、その工事に必要な経費に対し、金融機関からの融資のあっ旋と利子補給をする。	【対象】 当該改造工事を行う建築物の所有者又は占有者であって、市税を滞納していない、返還能力がある者、かつ市内在住の満20歳以上で、独立して生計を営んでいる連帯保証人がいる者 【補助金額等】 40万円に大便器の数を乗じて得た額(その額が400万円を超えるときは、400万円)を超えない範囲内 【国、県等からの財源】 貸付金元金収入:2,644千円 市単独:1,356千円	【対象】 (1)告示から1年以内に水洗化及び排水設備工事を同時に実施すること (2)融資資金の償還能力を有すること (3)市内に住所があること (4)市税等を滞納していないこと (5)連帯保証人を1人たてること 【補助金額等】 便槽1箇所又はし尿浄化槽1基につき50,000円以上40万円以内で10,000円単位とし、200万円を限度とする。共同住宅は便槽1箇所又はし尿浄化槽1基につき100万円 【国、県等からの財源】 市単独事業	南足柄市の事務処理方式を適用するが、対象要件については両市の現状を勘案し、新基準を設ける。 【対象】 当該改造工事を行う建築物の所有者又は占有者(当該改造工事について建築物所有者の同意を得た場合に限る。)であって、当該建築物に居住しており、市税を滞納していない、返還能力がある者、かつ市内在住の満20歳以上で、独立して生計を営んでいる保証	小田原市の貸付事務は、返還金の滞納という問題を抱えていることや貸付実績も少ないことから廃止とし、南足柄市が実施している融資あっせん(利子補給)型へ切替えていく。	現在の小田原市で抱える滞納問題の解消、資金負担の減少、貸付審査事務の削減及び金融機関が実施することによる返還能力審査の強化が図られる。	現貸付者の整理(滞納整理含む)が課題として残る。新事業へ借換又は一括償還の依頼又は経過措置として現貸付者のみで直接収納する。滞納者については督促・徴収を強化し、法的手段も視野に入れ収納する。場合によっては放棄の手続きにより債権をなくす方法を検討・実施する。	121013
高等学校等奨学金	市に住所があり高等学校等に在学する、経済的に修学が困難で成績が優良な生徒を対象に奨学金を支給する。	市に住所があり高等学校等に在学する、経済的に修学が困難で成績が優良な生徒を対象に奨学金を支給する。	【対象】 (1)高等学校等に在学していること (2)小田原市に住所を有すること (3)経済的な理由により高等学校等の修学が困難であること(生活保護の高等学校就学費の給付を受けている者は対象外) (4)品行方正であり、かつ学業成績が優良であること (5)国、地方公共団体その他のものから奨学金の支給又は貸付けを受けていないこと 【補助金額等】(1年につき) 30,000円 【国、県等からの財源】 小田原市奨学基金からの取崩し(一般会計に繰入れ)	【対象】 (1)県内の高等学校等に在学していること (2)南足柄市に住所を有するものであること (3)学資の支弁が困難であること (4)学業成績が優良で品行が善良であること 【補助金額等】(1月につき) 9,300円 【国、県等からの財源】 南足柄市育英奨学事業及び就学援助事業に関する基金からの取り崩し	小田原市の事務処理方式を適用する。	類似の事業であるため、また、募集人数100人と定められているため、統合しても基金の取り崩し額が増額になることはない。南足柄市は月額9,300円、小田原市は月額30,000円と異なるが、文科省の子ども学習費調査の資料から学用品費を補助する金額として月額30,000円は妥当であると考えられるため。	基金の活用であり一般財源に影響がない。統合後も募集人数を現状維持とするならば、年間の支出額も変わらない。	統合する基金については、就学援助事業の取扱いなど、趣旨等の調整が必要となる。就学援助事業費については、合併後の全体的予算(一般財源)でカバーする。	141034
園児内科・歯科検診及び寄生虫検査事業費補助金、私立幼稚園検診等補助金	学校保健安全法に基づき、市内私立幼稚園の内科・歯科検診等にかかる費用の一部の補助を行う。	私立幼稚園検診等補助金(内科検診補助金、歯科検診補助金及び尿検査補助金)	【対象】 市内の私立幼稚園10園 【補助金額等】 各園 71,000円 園児に対して実施する検診事業のうち、71,000円を上限として補助金を支給。 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 私立幼稚園が実施する園児の内科検診、歯科検診及び尿検査 【補助金額等】 内科検診補助金 予算に定める基本給額及び内科管理料の合計額 私立幼稚園が在園児を対象 歯科検診補助金 園児の数に予算の単価を乗じ、一律予算額を加えた額に実施した検診等に係る料 尿検査補助金 園児の数に予算の単価を乗じた額 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	子ども子育て支援新制度に移行した園については、別途補助金が支給されることとなるが、旧制度のままの園に対しては、従来小田原市が実施していた内容で補助を継続していく。	子ども子育て支援新制度に移行していない園についても、園児の健康管理に対して、従来小田原市が実施していた内容で補助を継続していく。	南足柄市の私立幼稚園にとっては、補助金額が減額となるため、財政的な状況を理解してもらおうとともに、子ども子育て支援新制度への移行を検討してもらおう。	141035
私立幼稚園就園(奨励)費補助金	私立幼稚園に在園児のいる世帯に対して、入園料及び保育料の負担軽減のため、市民税の所得割額に応じて一部援助する。国の補助メニューに運動して対応。(1/3国庫補助対象事業)	私立幼稚園就園奨励費補助金	【対象】 市内に居住し、かつ、私立幼稚園又は、幼児教育施設に在園する園児のいる世帯 【補助金額等】(別添資料参照) 別添 私立幼稚園就園奨励費補助金 補助金額一覧のとおり 【国、県等からの財源】 国1/3	【対象】 設置者が、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの園児(当該年度において、私立幼稚園等に在園し、かつ当該園児の保護者が市内に住所を有するもの)の保護者の当該年度に係る保育料等を減免する場合 【補助金額等】(別添資料参照) 当該年度に納付すべき市町村市民税の合計額による園児の属する世帯の区分に応じて世帯ごとに要綱別表第1により算出した額又は別表第2により算出した額のいずれか高い額の合計額 【国、県等からの財源】 国1/3	小田原市の事務処理方式を適用する。	厳しい財政状況を踏まえ、市単独の上乗せ補助はせず、国庫補助対象金額を補助する。	私立幼稚園に通園する園児の保護者にとって、所得区分に応じた経済的負担が軽くなる。	特になし。	141036

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
就学援助費	学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を援助する。(要保護は2分の1国庫補助対象事業)	学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を援助する。(要保は2分の1国庫補助対象事業)	<p>【対象】 市内の小立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護法に基づく保護を受けている世帯(要保護世帯)又は生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者等で、教育委員会が就学の支援が必要と認める者(準要保護世帯) の所得審査は、当該年度の生活保護基準の1.3倍以内</p> <p>【補助金額等】 修学旅行費のみ ～ 学校給食費 ・小学生4,300円×11月 ・中学生5,000円×11月(実費負担分支給) 学用品費 ・小学生11,420円 ・中学生22,320円 通学用品費 ・小学生・中学生2,330円 修学旅行費(上限) ・小学6年生21,190円</p> <p>【国、県等からの財源】 国庫補助対象事業(2分の1) 市単独事業</p>	<p>【対象】 南足柄市立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は次に該当する者(準要保護者) 法第26条の規定による保護の停止又は廃止 地方税法第72条の62の規定による事業税の減免 地方税法第295条第1項の規定による市町村民税の非課税 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免 国民健康保険法第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予 国民年金法第89条又は第90条の規定による保険料の納付義務の免除 児童扶養手当法第4条の規定による児童扶養手当の支給 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく生活福祉資金の貸付け 要保護者に準ずる程度に困窮していると南足柄市教育委員会が認める者 所得審査は、平成25年4月の生活保護基準の1.3倍以内</p> <p>【補助金額等】 修学旅行費のみ ～ 学校給食費 ・小学生4,300円×11月 ・中学生4,700円×11月(実費負担分支給) 学用品費 ・小学生5,710円 ・中学生11,160円 通学用品費 ・小学生・中学生1,115円 修学旅行費(上限) ・小学6年生21,190円</p> <p>【国、県等からの財源】 国庫補助対象事業(2分の1) ～ 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	対象が、生保基準の1.3倍以内という点は両市共通である。しかし、小田原市が当該年度の生保基準を採用していることに対し、南足柄市が平成25年度の生保基準(生保基準の引き下げ前)を採用していることから、小田原市に適用すると、これまで受給できた人が受給できなくなることがある(2%程度を想定)。一方、学用品費等の支給額が、南足柄市は小田原市の2分の1の額であるため、小田原市の水準を適用することで、援助を厚くする。	業務の統合により、人工を多少削減できる。(小田原市は就学援助システムを稼働しているもので、業務時間の削減を見込むことができる。)	歳出が増加する。	141038
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級在籍の児童生徒の保護者に家庭の経済状況に応じて就学に必要な経費を援助する。要保・準保護は対象外。(2分の1国庫補助対象事業)	特別支援学級在籍の児童生徒の保護者に家庭の経済状況に応じて就学に必要な経費を援助する。要保・準保護は対象外。(2分の1国庫補助対象事業)	<p>【対象】 (1)小田原市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒 (2)小田原市立小・中学校に在籍で通級指導教室に通う児童(通学費のみ) 生活保護基準の2.5倍未満 学校給食費、修学旅行費、校外活動費、学用品等購入費、新入学児童生徒学用品費、通学費 生活保護基準の2.5倍以上 通学費のみ 通級指導教室在籍者 通学費のみ</p> <p>【補助金額等】 実費負担額の2分の1</p> <p>【国、県等からの財源】 国庫補助対象事業(2分の1)</p>	<p>【対象】 南足柄市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒 生活保護基準の2.5倍未満 学校給食費、修学旅行費、校外活動費、学用品購入費、新入学児童生徒学用品費等、通学費 生活保護基準の2.5倍以上 通学費のみ</p> <p>【補助金額等】 実費負担額の2分の1</p> <p>【国、県等からの財源】 国庫補助対象事業(2分の1)</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	国庫補助対象事業であり、基本的に自治体間において差異は少ないため。	統合することにより、人工が多少削減できる。	特になし	141039
特別支援学級児童生徒宿泊学習補助金		南足柄市教育研究会が実施する特別支援学級児童生徒宿泊学習に補助金を支給する。(宿泊学習は足柄ふれあいの村で実施。市内の特別支援学級在籍の全児童生徒が参加する。)		<p>【対象】 南足柄市教育研究会主催の市内特別支援学級児童生徒を対象とした宿泊学習を実施する場合</p> <p>【補助金額等】 40,000円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	廃止。	すでに平成27年度から南足柄市でも廃止となっているため。	特になし。	特になし。	141040

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
市特別支援学級児童生徒付添交通費補助金	市立小中学校の特別支援学級に交通機関または自動車を利用して通学する児童生徒を付き添う保護者の交通費の一部を補助する。		<p>【対象】 市立小中学校の特別支援学級に交通機関または自動車を利用して通学する児童生徒を付き添う保護者</p> <p>【補助金額等】 公共交通機関利用 1か月定期代の1/2 自家用車(1月につき) 5km未満 2,700円、5km以上 4,590円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市に統合し、特別支援学級在籍児童生徒の保護者の負担を軽減するため。	特別支援学級に通学する児童生徒の保護者の負担軽減になる。	南足柄市に制度がないので対象範囲を広げることとなり、事業費が増となるため、教育費事業全体の中で事業費を増とする場合は、他事業を削減する必要がある。	141041
遠距離通学費補助金	通学距離が自宅から小学校まで片道4km以上、中学校まで6km以上かかる児童生徒の保護者に対して通学費の一部を補助する。		<p>【対象】 通学距離が自宅から小学校まで片道4km以上、中学校まで6km以上かかる児童生徒の保護者</p> <p>【補助金額等】 公共交通機関利用 1か月定期代の1/2 自家用車(1月につき) 6km未満 2,700円、6km以上 4,590円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市の学校統合に伴う通学費補助金を廃止した上で、小田原市の遠距離通学費補助金の要件に該当する者には適用していく。	地区ごとではなく、一律の規準で支出するので根拠が明確である。基本的に1/2額補助なので、全体経費の削減ができる。	補助額減になる地域に対して調整が必要であるため、南足柄市民に対する住民説明が必要。	141042
学校の統合に伴う通学費補助金	片浦中学校が閉校し、片浦地区在住の生徒が城山中学校に通学するための通学費を補助する。(平成35年度末で終了)	南足柄市立学校に遠距離から通学する児童及び生徒に係る通学費を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。	<p>【対象】 片浦地区に住所を有する生徒の保護者</p> <p>【補助金額等】(1月につき) @2,670円</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	<p>【対象】 北足柄小学校(1~4学年) ・地蔵堂地区 補助対象区間(バス停)地蔵堂から内山まで ・矢倉沢地区 補助対象区間(バス停)矢倉沢から内山まで 南足柄中学校(1~3学年まで) ・地蔵堂地区 補助対象区間(バス停)地蔵堂から学校前まで ・矢倉沢地区 補助対象区間(バス停)矢倉沢から学校前まで ・内山地区 補助対象区間(バス停)内山から学校前まで</p> <p>【補助金額等】 公共交通機関利用 3ヶ月通学定期乗車券を1年間に1人当たり4回支給(4月、7月、10月、1月) 自家用車 地蔵堂地区に居住する生徒の補助は、通学定期乗車券の支給に代えて当該通学定期乗車券の購入に係る経費を補助金として交付</p> <p>【国、県等からの財源】 市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。 小田原市の片浦中学校の統合に伴う通学費補助金については、現行のとおり実施する。南足柄市の通学費補助については廃止する。	両市ともに学校統合に伴う通学費補助であるが、南足柄市については、いつまで補助するか期限がないため、両市の統合の際に廃止する。要件を満たす者は、小田原市の遠距離通学費補助金を適用する。	特になし。	特になし。	141043



事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
中学校体育連盟補助金・助成金	市中学校体育連盟への補助金を支出事務 市中学校総合体育大会及び新人大会の開催 県大会、東西ブロック大会への派遣選手の交通費補助 大会開催にあたり、審判技術向上のための研修会など	足柄上・南中学校体育連盟への補助金及び負担金を支出する。	【対象】 関東大会及び全国大会を除く各種大会の開催と選手派遣、その他中学校体育の振興を図るために実施する事業が対象 内容 事務費、大会事業費、研修費、派遣費が対象 【補助金額等】 (支出額-収入額)以内で予算に定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 足柄上・南中学校体育連盟に係る運営費 【補助金額等】 市長が定める額 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	類似の事業であるため。なお、南足柄市の「市立中学校部活動協会等登録料補助金」も統合する。	特になし。	特になし。	141044
市立中学校部活動協会等登録料補助金		市立中学校の校長が、対外運動競技会等に当該中学校の部活動を学校教育活動として登録した場合に、当該部活動に要した登録料を補助する。(補助割合 10/10以内)		【対象】 校長が対外運動競技会等に登録した部活動に要した登録料(登録するために必要な経費含む)及びそれに係る振込手数料。ただし、対外運動競技会等の主催者側が登録料を負担した場合は、その額を差し引いた額 【補助金額等】 10/10以内 【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	小田原市の「中学校体育連盟補助金」に統合する。	特になし。	特になし。	141045
市立中学校各種大会参加費補助金(体育部・文化部)・市立中学校部活動生徒派遣費補助金	体育部・文化部が全国大会、関東大会に参加する際の生徒の派遣費の一部を補助する。(補助割合 関東大会1/3 全国大会1/2)	体育部・文化部が、全国大会、関東大会又はこれに順ずる大会に参加する際の生徒の派遣費を補助する。(補助割合 定額)	【対象】 体育部・文化部の全国大会及び関東大会への派遣参加費で、参加生徒に係る交通費、宿泊費及び食費 【補助金額等】 関東大会1/3 全国大会1/2で予算の範囲内。 補助限度額(1大会につき) 1 交通費 実際に要する費用(有料道路代、楽器等運搬費を含む。) 2 宿泊費 1泊につき10,000円 3 食費 1食につき1,000円(2回まで) 【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 体育部・文化部が、全国大会、関東大会又はこれに順ずる大会に参加する際の生徒の派遣費(補助割合 定額) 1 交通費 最も経済的かつ合理的な経路及び手段により算出した交通機関の経費 2 宿泊費 原則、大会等の主催者が協定した宿泊施設に宿泊する場合の宿泊費 3 運搬費等 原則、大会等に出場するため不可欠な物品の運搬に要する経費、及び大会参加に必要な参加料等の経費 4 その他 教育委員会が必要と認めたもの 【補助金額等】 定額(大会要項に基づく登録人員以内の実人数に係る経費) 【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では、当初予算を超えた場合は補正予算対応しているが、小田原市の事務処理方式を適用し、予算の範囲内で補助する。	南足柄市は、当初予算を超えて申請があった場合に補正予算で対応しているが、小田原市の事務処理方式を適用した場合には、当初予算を超えて申請が上がった場合、圧縮して当初予算の範囲内で補助することで、経費を節減できる。	特になし。	141046
市立幼稚園開園記念事業費補助金	小田原市立幼稚園の開園記念事業(50年を単位とする事業に限る。)を円滑に実施し、もって小田原市立幼稚園教育の発展を図るため補助金を支給する。		【対象】 小田原市立幼稚園の開園記念事業(50年を単位とする事業に限る。)を実施する園 【補助金額等】 予算で定めた範囲内 【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	記念式典は幼稚園の歴史を示すものでもあり、記念誌や記念式典は社会的な側面もあるため、その時の財政状況を踏まえ、派手にならない範囲で補助を行う。	幼稚園の歴史を広く知らしめ、市民の教育に対する意識を高めることができる。	特定の幼稚園に対する補助であり、財政的負担が生じるため、式典や記念誌の内容を検討することにより、不要な補助は行わない。	141047

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
小田原地区高等学校定時制教育振興会補助金	小田原地区高等学校定時制教育振興会補助金 小田原地区高等学校定時制教育振興会は、勤労生徒の就学を援助し、より良い社会人、産業人を育成するため、小田原市区の定時制教育の振興と発展を図ることを目的とし、学校、行政(2市8町)、地元企業が力を合わせて活動している。小田原高校、小田原城北工業高校の地区別生徒数割合に応じて、2市8町の補助金の負担額を定めている。(奨学金、就学精進生徒の表彰、クラブ等援助費、会報発行に使われている。)	小田原地区高等学校定時制教育振興会補助金の支出	【対象】 小田原地区高等学校定時制教育振興会に係る運営費  【補助金額等】 市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 小田原地区高等学校定時制教育振興会に係る運営費  【補助金額等】 市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	検討経過を尊重し補助事業を継続する。	経済的な困窮等から退学せざるを得ない状況等をふまえ、就学精進する生徒の支援を行うことができる。	行革の観点から、補助金の廃止が求められるため、地元企業も協力し会費負担しているが、さらに会員を拡大する。	141049
県高等学校定通教育振興会負担金	神奈川県高等学校定通教育振興会負担金 県内に所在する高等学校の定時制通信制教育の振興を図る。	神奈川県高等学校定通教育振興会負担金 県内に所在する高等学校の定時制通信制教育の振興を図る。	【対象】 県高等学校定通教育振興会に係る運営費  【補助金額等】 市長が定める額 算定基準 基礎金額は、 1 (人口×0.135円)+(生徒数×13円) 2 暫定金額は基礎金額の千円未満を四捨五入して算出する。 3 補助金等申請要望額の最低額を4,000円とする。 4 政令市を除く人口が50万人を超える自治体については、特別会費として50,000円を加算して要望する。  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 県高等学校定通教育振興会に係る運営費  【補助金額等】 市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業	現行どおりとする。	定時制及び通信制に学ぶ生徒は13,638人、小田原市内には176人、南足柄市内には35人となっており、定通生徒の福利厚生を目的とした補助金の趣旨をふまえ、一定の負担を行う。県高等学校定通教育振興会補助金の算定基準に従い、新市の人口及び生徒数により、補助金を支出する。	定時制高校の優良生徒表彰、会報発行、体育活動、文化活動等に対して支援することができる。	行政負担が軽減できないため、負担割合を定め、広く負担する制度となっている。	141050
小田原市立学校開校記念事業補助金(助成金等)	開校50周年、100周年等の周年行儀にあたり、小田原市教育委員会教育部教育総務課所管に係る補助金交付要綱に基づき、小田原市立学校開校記念事業補助金を交付する。		【対象】 開校50周年、100周年等の周年行事を開催するにあたり、記念誌発行や記念行事にかかる費用  【補助金額等】 735,000円(100万円の要求に対し)  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	一律の補助金額を設定するのではなく、申請内容を審査のうえ、補助金額を決定する。	学校は地域の人々の歴史を象徴するものであり、節目において記念行事を行い、歴史を振り返ることができる。	行政負担が軽減できないため、行政として負担する補助対象を明確化し、補助対象範囲を限定することで、適正な補助を行う	141051
市教育研究会補助金		市教育研究会補助金の支出		【対象】 市教育研究会に係る運営費  【補助金額等】 市長が定める額  【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	補助金を廃止し、小田原市の類似事業に統合する。	教職員の研修等に係る経費について、行政が直接執行することで、より適正な執行を図ることができる。	担当職員の事務負担が増加する。	141055
西湘地区教職員互助会補助金		学校保健安全法にある健康診断に替わる人間ドック(35歳以上)の受診を助成することにより教職員の健康づくりを推進する		【対象】 教職員が受診した人間ドック(35歳以上)に係る経費及び受診等に係る事務費  【補助金額等】 事務費:10/10 人間ドック補助:4,000円/1件 メンタルヘルスチェック:2,592円/1件  【国、県等からの財源】 市単独事業	廃止。	類似事業へ統合する。	特になし。	特になし。	141056

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
市教育研究会各種事業派遣費補助金		南足柄市教育研究会が主催する各種事業への児童、生徒の派遣費を支出する。		<p>【対象】市教育研究会が実施する事業(音楽会、陸上大会、文化活動発表会)に児童生徒が参加するための交通費</p> <p>【補助金額等】定額</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>	廃止。	小田原市の類似事業へ統合する。	特になし。	特になし。	141057
南足柄市立幼稚園預かり保育事業運営補助金		南足柄市立幼稚園預かり保育事業運営補助金		<p>【対象】預かり保育を実施する運営委員会</p> <p>【補助金額等】限度額40,000円</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>	廃止。	公立幼稚園における延長保育事業は、両市で実施している中、本事業(補助金)は、南足柄市のみで実施(交付)しており、小田原市はもとより、類似団体においても未実施(未交付)のため、廃止する。	経費の節減が図られる。	特になし。	141059
横溝千鶴子教育表彰金		教育、文化、スポーツ等で優秀な成績または成果を収めた団体及び個人や顕著な指導実績を有している指導者等を表彰し、教育、文化、スポーツの高揚を図る。		<p>【対象】県西地区2市8町、大磯町及び二宮町に住所を有する者又は構成員の2分の1以上が南足柄市在住の団体(いずれも18歳未満)若しくは足柄高校の団体が全国規模の協議会、発表会において最高位入賞した場合等</p> <p>【補助金額等】 団体表彰 団体の構成人数に50,000円を乗じた額(上限100万円) 個人表彰 50,000円 指導者表彰 20万円</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>	現行どおりとする。	南足柄市の単独事業であり、対象に一部小田原市が含まれるため、現在の内容を維持する。	特別会計のため、毎年一定の財源を確保できるため、当面の間事業を継続できる。 元々、個人表彰の対象者に小田原市在住者も含まれているので、そのまま継続してもあまり支障がないと思われる。	特になし	141066
保健教育事業(学校災害給付事業)	児童生徒等が安全な学校(園)生活が送れるよう事故防止のための安全教育を徹底し事故発生時には的確に対応できるように、学校災害見舞金、学校災害賠償補償、日本スポーツ振興センター災害給付事務を行う。	児童生徒等が安全な学校(園)生活が送れるよう事故防止のための安全教育を徹底し事故発生時には的確に対応できるように、学校災害見舞金、学校災害賠償補償、日本スポーツ振興センター災害給付事務、緊急車両の支出を行う。	<p>【対象】公立小・中学校、幼稚園(児童・生徒・幼児)</p> <p>【補助金額等】(1人につき) 日本スポーツ振興センター災害給付 一般児童・生徒 945円 準要保護 715円 要保護 55円 幼稚園 295円 学校災害見舞金 74.17円(財物加入 3.82円)</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>	<p>【対象】公立小・中学校、幼稚園(児童・生徒・幼児)</p> <p>【補助金額等】(1人につき) 日本スポーツ振興センター災害給付 一般児童・生徒 945円 準要保護 715円 要保護 55円 幼稚園 295円 学校災害見舞金 70.35円(財物補償なし)</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。	スポーツ振興センターの掛金は決まっており、両市間で事務的処理の差異は少ないが、学校災害賠償補償の水準は小田原市(財物補償あり)に合わせる。	特になし	学校賠償に加入している保険の型(財物補償の有無)を小田原の水準に合わせると、学校災害賠償補償額の金額が異なるため、歳出が大きくなる。 財物補償は必要な補償であることから、1人当たりの単価増の予算措置をする。	142008
小田原市学校保健会補助金(助成金等)	小中学校及び幼稚園の保健活動の円滑な運営と発展を図るため、教育委員会が諮問にこたえと同時にその活動に協力する。	学校保健関係者の有機的管轄と各専門的領域の充実を図り、足柄上地区学校保健の推進に寄与する。	<p>【対象】小田原市学校保健会 小学校・中学校・幼稚園の教職員及び学校医(内科・耳鼻科・眼科・歯科)、学校薬剤師並びに全保護者</p> <p>【補助金額等】273,000円</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>	<p>【対象】足柄上地区学校保健会</p> <p>【補助金額等】16,000円</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>	小田原市の事務処理方式を適用する。 南足柄市と同様の目的及び組織構成であり統合する。関係団体や足柄上郡他町から組織離脱、補助金額等との調整が必要となる。	現行の小田原の補助金額内で調整し統合する。活動内容については小田原方式に合わせる。	統一的な事務処理、経費の削減が図られる。	役員が各団体(学校(校長、養護教諭)学校医(内科、耳鼻科、眼科、学校歯科医、薬剤師)保護者、栄養士、幼稚園長)との調整が必要。 医師会と歯科医師会は小田原市と南足柄市のエリアが異なるため調整が必要である。また、南足柄市は現在の組織を脱退する必要があるため、十分な調整を図る。	142009
小田原市学校給食会補助金	学校給食会の円滑な運営を図るため、会の運営に関わる経費の補助及び保存用の給食食材費を補助することを目的に小田原市学校給食会への補助金を交付する。		<p>【対象】小田原市学校給食会</p> <p>【補助金額等】予算の範囲内</p> <p>【国、県等からの財源】市単独事業</p>		小田原市の事務処理方式を適用する。	安心安全な給食提供のための体制を維持していくため、物資会計・運営会計のうち運営会計についての補助金はそのままとする。	経費削減、事業内容の見直しを図れる 南足柄市で各校ごとに行う材料費等購入など際に、安全性・透明性の向上経費削減、資金管理の安全性向上、現場の事務の効率化などが見込まれる。	特になし。	142010

事務事業名	概要		現況		調整(案)	調整内容決定の考え方	メリット	デメリットと対応策	事務事業番号
	小田原市	南足柄市	小田原市	南足柄市					
政務活動費	議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議員に対し交付する。	議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、条例に基づき、議員に対し、月額10,000円(年額120,000円)の政務活動費を交付する。議長宛てに提出された前年度の交付に係る収支報告書等の確認を行い、一般の閲覧に供するほか、市議会HPで公開する。	【対象】 各月1日(基準日)に議員の職にある者  【補助金額等】 議員1人あたり月額65,000円(年額780,000円)  【国、県等からの財源】 市単独事業	【対象】 会派(所属議員が1人の場合を含む)  【補助金額等】 各月1日(基準日)における当該会派の所属議員数に1万円を乗じて得た額  【国、県等からの財源】 市単独事業	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の政務活動費の水準に差異はあるが、合併後の市議会での具体的な協議において調整可能な内容である。事業の継続性を踏まえ、小田原市の事務処理方式を基準としながら合併時まで調整していく。	小田原市への編入合併を想定した内容に即し、小田原市の水準に基づき運用することができる。	使途基準や執行マニュアル等の実務面での調整が必要であるため、合併後の市議会において、使途基準や執行マニュアル等の具体的な内容を精査する。	151003
議員福利厚生費補助金	議員懇話会(会長:議長)が行う事業(消化器検診及び健康診断、人間ドック、研修会)に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。		【対象】 議員懇話会が実施する次の事業 1消化器検診及び健康診断 2人間ドック 3研修会  【補助金額等】 消化器検診及び健康診断 事業に係る経費の100分の100 人間ドック 実費相当(15,000円を上限) 研修会 事業に係る経費の3分の2  【国、県等からの財源】 市単独事業		小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市にのみ存在する事務事業で、事務の性質上対象や実施内容が限定されている。また、これまでの経緯を踏まえ、現行のまま合併後の市に引き継ぐもの。	議員の福利増進及び厚生を図ることにより、健康状態の把握や研修活動を通して円滑な議員活動をサポートできる。	類似団体等との差異が認められるため、社会情勢や他市の状況等を踏まえて制度や基準の見直しを検討する。	151004